明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和四十六年五月十九日

○第六十五回国会 参議院会議録第十三号

昭和四十六年五月十九日（水曜日）
午前十時九分開議

○議事日程　第十三号
昭和四十六年五月十九日
午前十時開議
第一　国務大臣の報告に関する件（沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度沿岸漁業等の施策並びに林業基本法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度林業施策について）
第二　昭和四十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（衆議院送付）
第三　昭和四十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（衆議院送付）
第四　昭和四十四年度特別会計予算総則第十条に基づく経費増額総調書及び経費増額調書（衆議院送付）
第五　昭和四十四年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（衆議院送付）
第六　昭和四十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（衆議院送付）
第七　昭和四十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（衆議院送付）
第八　昭和四十五年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（衆議院送付）
第九　昭和四十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書
第一〇　昭和四十五年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）
第一一　昭和四十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十三年度政府関係機関決算書
第一二　昭和四十三年度国有財産増減及び現在額総計算書
第一三　昭和四十三年度国有財産無償貸付状況総計算書
第一四　第四次国際すず協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第一五　労働組合法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第一六　中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）
第一七　道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一八　昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一九　豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第二〇　昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二一　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二二　宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二三　積立式宅地建物販売業法案（内閣提出、衆議院送付）
第二四　公衆電気通信法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長（重宗雄三君）　諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　江藤　智君
同　岩動　道行君
同　初村瀧一郎君
同　山崎　竜男君
同　中村　波男君
同　岩間　正男君
地方行政委員　石原幹市郎君
同　山高しげり君
法務委員　八田　一朗君
同　市川　房枝君
外務委員　三木與吉郎君
同　野坂　参三君
大蔵委員　高橋雄之助君
同　後藤　義隆君

同　吉田忠三郎君
同　片山　武夫君
文教委員　矢野　登君
同　内藤誉三郎君
同　田村　賢作君
社会労働委員　占部　秀男君
同　中沢伊登子君
農林水産委員　津島　文治君
同　山下　春江君
同　矢山　有作君
同　向井　長年君
商工委員　村上　春蔵君
同　田渕　哲也君
運輸委員　源田　実君
通信委員　楠　正俊君
予算委員　小林　国司君
議院運営委員　中山　太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員　八田　一朗君
同　後藤　義隆君
同　石原幹市郎君
同　源田　実君
同　矢山　有作君
同　野坂　参三君
地方行政委員　初村瀧一郎君
同　市川　房枝君
法務委員　江藤　智君
同　山高しげり君
外務委員　内藤誉三郎君
同　岩間　正男君
大蔵委員　津島　文治君
同　岩動　道行君
同　占部　秀男君
文教委員　向井　長年君
同　村上　春蔵君
同　三木與吉郎君
同　藤田　正明君

社会労働委員　吉田忠三郎君
同　田渕　哲也君
農林水産委員　高橋雄之助君
同　西田　信一君
同　中村　波男君
同　片山　武夫君
商工委員　矢野　登君
同　中沢伊登子君
運輸委員　山崎　竜男君
同　小林　国司君
通信委員（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）　八田　一朗君
予算委員　青田源太郎君
議院運営委員

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

勤労者財産形成促進法案
沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法の一部を改正する法律案
海洋科学技術センター法案
水産業協同組合法の一部を改正する法律案
漁港法の一部を改正する法律案
海洋水産資源開発促進法案
国有林野の活用に関する法律案
船舶職員法の一部を改正する法律案
コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（ＴＩＲ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案
許可、認可等の整理に関する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

勤労者財産形成促進法
沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法の一部を改正する法律
海洋科学技術センター法

水産業協同組合法の一部を改正する法律
漁港法の一部を改正する法律
海洋水産資源開発促進法
国有林野の活用に関する法律
船舶職員法の一部を改正する法律
コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（ＴＩＲ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律
許可、認可等の整理に関する法律

同日本院は、北海道開発審議会委員本院議員川村清一君の同審議会委員辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員　竹田　現照君

去る十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　野坂　参三君
地方行政委員　田村　賢作君
外務委員　岩間　正男君
文教委員（国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの）　藤田　正明君
同　楠　正俊君
同　中村喜四郎君
社会労働委員　玉置　和郎君
同　横山　フク君
同　徳永　正利君
同　田渕　哲也君
農林水産委員　西田　信一君
商工委員　山本敬三郎君
同　中沢伊登子君
同　平島　敏夫君
運輸委員　山崎　竜男君
同　岩間　正男君
中村喜四郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員　野坂　参三君
地方行政委員　中山　太郎君
外務委員　山崎　竜男君
文教委員（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）　田村　賢作君
同　平島　敏夫君
社会労働委員　山本敬三郎君
同　西田　信一君
同　中沢伊登子君
農林水産委員　徳永　正利君
商工委員　横山　フク君
運輸委員　田渕　哲也君
同　玉置　和郎君
楠　正俊君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

外務委員会
理事　西村　関一君（西村関一君の補欠）
商工委員会
理事　矢野　登君（矢野登君の補欠）
運輸委員会
理事　山崎　竜男君（山崎竜男君の補欠）
建設委員会
理事　上田　稔君（上田稔君の補欠）
理事　中津井　真君（大森久司君の補欠）

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

行政書士法の一部を改正する法律案（地方行政委員長提出）

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案（地方行政委員長提出）

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

行政書士法の一部を改正する法律案
後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

恩給法等の一部を改正する法律案　内閣委員会に付託

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本国の譲許表）に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件　外務委員会に付託

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
郵便貯金法の一部を改正する法律案　逓信委員会に付託

同日委員長から左の報告書が提出された。

労働組合法の一部を改正する法律案可決報告書
道路交通法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律

同日内閣総理大臣から議長宛、去る十日付をもつて厚生大臣官房会計課長上村一君は同官房参事官に任命されたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

去る十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　岩間　正男君
外務委員　野坂　参三君
文教委員　村上　春藏君
社会労働委員　西田　信一君
農林水産委員　徳永　正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指

名した。
内閣委員　　野坂　参三君
外務委員　　岩間　正男君
文教委員　　西田　信一君
社会労働委員　　徳永　正利君
農林水産委員　　村上　春藏君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
公害対策特別委員　　山本敬三郎君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
公害対策特別委員　　長田　裕二君
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。
採石法の一部を改正する法律案（商工委員長提出）
同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。
採石法の一部を改正する法律案
同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案　地方行政委員会に付託
農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案　農林水産委員会に付託
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
児童手当法案
同日委員長から左の報告書が提出された。
豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
視能訓練士法案
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
視能訓練士法
同日内閣から、社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づく昭和四十五年度社会保障制度審議会報告書を受領した。又同日内閣を経由して首都圏整備委員会委員長から、首都圏整備法第十五条の規定に基づく昭和四十五年度首都圏整備委員会年次報告書を受領した。
去る十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員　　初村瀧一郎君
同　　船田　譲君
文教委員　　星野　重次君
同　　西田　信一君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
地方行政委員　　星野　重次君
同　　西田　信一君
文教委員　　初村瀧一郎君
同　　船田　譲君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
公害対策特別委員　　長田　裕二君
沖縄及び北方問題に関する特別委員　　松下　正寿君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
公害対策特別委員　　山本敬三郎君
沖縄及び北方問題に関する特別委員　　片山　武夫君
一昨十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員　　長屋　茂君
同　　渡辺一太郎君
地方行政委員　　西田　信一君
同　　嶋崎　均君
同　　中村喜四郎君
同　　大蔵委員　　星野　重次君
文教委員　　向井　長年君
社会労働委員　　初村瀧一郎君
農林水産委員　　徳永　正利君
商工委員　　片山　武夫君
運輸委員　　矢野　登君
決算委員　　金丸　冨夫君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
内閣委員　　菅野　儀作君
同　　中村喜四郎君
地方行政委員　　嶋崎　均君
同　　矢野　登君
同　　渡辺一太郎君
同　　長屋　茂君
大蔵委員　　初村瀧一郎君
文教委員　　片山　武夫君
社会労働委員　　星野　重次君
農林水産委員　　金丸　冨夫君
商工委員　　向井　長年君
運輸委員　　西田　信一君
決算委員　　徳永　正利君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
沖縄及び北方問題に関する特別委員　　中津井　真君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
沖縄及び北方問題に関する特別委員　　片山　武夫君
沖縄及び北方問題に関する特別委員　　田渕　哲也君
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案　　内閣委員会に付託
地方自治法の一部を改正する法律案　　地方行政委員会に付託
同日委員長から左の報告書が提出された。
昭和四十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）、昭和四十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）、昭和四十四年度特別会計予算総則第十条に基づく経費増額総調書及び経費増額調書、昭和四十四年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書（その2）、昭和四十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、昭和四十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）及び昭和四十五年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）議決報告書
昭和四十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書及び昭和四十五年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）議決報告書
昭和四十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十三年度政府関係機関決算書議決報告書
昭和四十三年度国有財産増減及び現在額総計算書議決報告書
昭和四十三年度国有財産無償貸付状況総計算書議決報告書
昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書
昨十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員　　嶋崎　均君
同　　中村喜四郎君
同　　野坂　参三君
地方行政委員　　矢野　登君
同　　渡辺一太郎君

同　長屋　茂君
法務委員　植木　光教君
外務委員　岩間　正男君
大蔵委員　占部　秀男君
同　片山　武夫君
文教委員　宮崎　正雄君
社会労働委員　山下　春江君
同　農林水産委員　赤間　文三君
同　商工委員　井川　伊平君
同　西田　信一君
通信委員　寺尾　豊君
同　建設委員　村尾　重雄君
決算委員　上田　稔君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
内閣委員　中津井　真君
同　渡辺一太郎君
同　長屋　茂君
同　岩間　正男君
地方行政委員　西田　信一君
同　嶋崎　均君
同　中村喜四郎君
法務委員　井川　伊平君
外務委員　野坂　参三君
大蔵委員　吉田忠三郎君
同　向井　長年君
文教委員　矢野　登君
社会労働委員　村上　春藏君
同　堀本　宜実君
同　占部　秀男君
同　村尾　重雄君
同　農林水産委員　山下　春江君
同　山本　杉君
同　寺尾　豊君
同　片山　武夫君
商工委員　上田　稔君
同　植木　光教君
同　宮崎　正雄君
通信委員　鈴木　省吾君
同　中沢伊登子君
建設委員　赤間　文三君
決算委員　菅野　儀作君
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを法務委員会に付託した。
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
同日委員長から左の報告書が提出された。
昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書
第四次国際すず協定の締結について承認を求めるの件議決報告書
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案修正議決報告書
宅地建物取引業法の一部を改正する法律案可決報告書
積立式宅地建物販売業法案可決報告書
公衆電気通信法の一部を改正する法律案可決報告書
中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案可決報告書

○議長（重宗雄三君）　これより本日の会議を開きます。

日程第一、国務大臣の報告に関する件（沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度沿岸漁業等の施策並びに林業基本法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度林業施策について）

議長の報告

会議　国務大臣の報告に関する件（沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度沿岸漁業等の施策並びに林業基本法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度林業施策について）

○議長（重宗雄三君）　ただいまから国務大臣の報告に関する件（沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度沿岸漁業等の施策並びに林業基本法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度林業施策について）を議題といたします。

沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十五年度年次報告（及び昭和四十六年度林業施策について）。

農林大臣から発言を求められております。発言を許します。倉石農林大臣。

〔国務大臣倉石忠雄君登壇、拍手〕

○国務大臣（倉石忠雄君）　昭和四十五年度漁業の動向に関する年次報告及び昭和四十六年度において沿岸漁業等について講じようとする施策につきまして、その概要を御説明申し上げます。

わが国の漁業生産は、四十四年には八百六十一万トンで、前年とほぼ同水準にとどまり、国民生活の向上に伴い高度化、多様化しつつ堅調に推移している水産物の需要に十分対応するまでに至らず、水産物の価格の上昇はかなり大きくなっております。また、海洋の水産資源の一般的な状況は必ずしも楽観を許さないものがあります。

漁業経営体数は約二十三万二千で、近年微増しておりますが、これは動力船経営体及び浅海養殖経営体の増加によるもので、無動力船経営体は減少しております。また、就業者数は五十七万二千人で、近年減少傾向にあり、女子化、高齢化が進んでおります。

沿岸漁業の平均漁家所得は百四十三万三千円で、農家及び都市勤労者世帯の平均を上回っておりますが、世帯員一人当たりでは、都市勤労者世帯の九割程度となっております。中小漁業経営では、生産は停滞しておりますが、一部の業種を除き収益性は好転いたしました。

最近におけるわが国の漁業をめぐる内外の諸情勢は、公害による漁場環境の悪化、国際規制の強化等きわめてきびしいものがありますが、水産物の安定的供給を確保するため、水産資源の開発等により生産の増強につとめるとともに、あわせて漁業所得の増大をはからなければならないと考えております。

次に、沿岸漁業等について講じた施策は、四十四年度及び四十五年度において、沿岸漁業及び中小漁業について講じた施策を明らかにしたものであります。

最後に、昭和四十六年度において沿岸漁業等について講じようとする施策について申し上げます。

ただいま御説明いたしました漁業の動向に対処するために、政府といたしましては、沿岸漁業等振興法の定めるところに従い、四十六年度におきましては、沿岸漁業構造改善事業の推進、水産資源の開発等による水産資源の維持増大、漁港等漁業の生産基盤の整備、沿岸漁業及び中小漁業の近代化、水産物の流通加工の合理化に重点を置いて諸施策の推進をはかることといたしております。

以上、その概要について御説明した次第であります。

次に、昭和四十五年度林業の動向に関する年次報告及び昭和四十六年度において講じようとする林業施策につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は、昭和四十五年度林業の動向に関する年次報告についてであります。

まず、国民生活における森林の役割りについてでありますが、近年、経済社会の高密度化、所得水準の向上等に伴い、森林の持つ公益的機能に対する国民の要請が増大しており、これらの機能の充実発揮を積極的にはかっていくことがますます重要となっております。

次に、木材需給の動向を見ますと、その需要は年々増大を続け、昭和四十四年には約九千八百万立方メートルに達しましたが、国産材の供給は、前年に引き続き減少を示し、一方、外材の輸入は逐年増加し、昭和四十四年にはわが国の用材総需給量の五割をこえるに至っております。

他方、最近木材価格の上昇率の低下が目立っており、林家の山林保有規模の零細性、林業労働力の減少等と相まって、昭和四十四年の素材生産活動や林業所得は、前年に比べ停滞ないし減少しております。しかし、昭和三十六年度をピークとして毎年減少しておりました人工造林面積は、昭和

四十四年度には八年ぶりに増加に転じております。

なお、国有林野事業につきましては、最初に述べました森林に対する国民生活からの強い要請を踏まえまして、国有林野が国民経済上及び国民生活上占める役割りを十分に果たすため、その管理経営全般にわたって改善をはかることが重要な課題となっております。

以上が第一部の概要であります。

次に、第二部におきましては、昭和四十四年度及び昭和四十五年度において林業に関して講じた施策につき、昭和四十四年度を中心といたしまして記述しております。

第二は、昭和四十六年度において講じようとする林業施策についてであります。

ただいま御説明申し上げました林業の動向に対処するため、政府といたしましては、昭和四十六年度におきまして、国土の保全と森林の公益的機能の強化をはかるための施策を推進するほか、林道網の整備、拡大造林の推進等の林業生産基盤の整備開発、林業構造の改善等を進めるとともに、林産物の生産、流通対策を拡充することといたしております。

以上、昭和四十五年度林業の動向に関する年次報告及び昭和四十六年度において講じようとする林業施策につき、その概要を御説明申し上げました次第であります。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。北村暢君。

〔北村暢君登壇、拍手〕

○北村暢君　私は、日本社会党を代表して、ただいま説明のありました昭和四十五年度の林業白書について質問をいたします。

一九六五年のＦＡＯの統計によれば、日本の用材生産はソ連、アメリカ、カナダに次いで第四位であり、世界有数の林業国であります。しかるに、最近における木材の需要は年々増加を続けていますが、国産材の生産は引き続き減少を示し、外材依存度は高まる一方で、昭和四十四年にはついに国内供給量を上回るに至りました。一方、山村の動向を見ますと、人口流出は依然として続き、林業従事者の量的不足と質的低下は、今後の林業発展のため憂うべき事態であります。また、零細経営の不利は改善されず、生産活動や林業所得は減少している現状であります。林業基本法が制定されて七年目を迎え、基本法の政策目標は何一つ実現するどころか、他産業との格差は拡大する一方で、まさに林業の危機と言わざるを得ません。政府の基本法林政は完全に行き詰まり、根本的に再検討すべき段階にあると考えますが、総理は、この林業の危機打開のためいかなる方策を講じようとするのか、所信を明らかにしていただきたいのであります。

政府は、基本法第十条に基づき、昭和四十一年四月、「木材需給の長期見通し」を公表しましたが、翌年早くもこの見通しがくずれ、政府の無責任ぶりが指摘されました。昭和四十四年九月、林政審議会は、とりあえず昭和五十年までの需給の見通しの改定を農林大臣に建議しました。したがって、政府は当然基本法第十二条二項に基づき、使いものにならなくなった長期見通しをすみやかに改定すべきであるにもかかわらず、いまだに公表されていないことは怠慢もはなはだしいと言わなければなりません。農林大臣はいつごろ公表するつもりか、その時期を明らかにしていただきたいのであります。

外材の輸入は、さきに述べましたように急速に増加し、林政審議会の建議では、林業の施策が現状程度に推移するならば、昭和五十年には外材の供給期待量は六千七百万ないし七千四百万立方メートルになると見通しております。しかし、外材をめぐる輸入相手国の情勢は、南方材の国際競争の激化、米材の輸出規制法の成立、ソ連材の取引契約の規制など、いずれも楽観を許さない状況であります。しかるに、昨年の衆議院本会議において、総理は、国内森林資源保護のため、外材依存はむしろ歓迎すべきである旨の答弁をされております。また、佐藤経企長官は、国内生産対策の推進、新建材の進出などで外材が急激にふえることはない、いずれにしても、国際収支の現状から何ら心配することはないと楽観的な答弁をしております。しかし、国内的にも外材の市場支配のため、木材価格は低迷し、林業所得の減少、木材生産活動の停滞などに拍車をかけている現状であります。外材をめぐる内外の情勢から、安易な外材依存主義は厳に慎むべきであると考えますが、総理並びに経企長官の所信を承ります。

政府は、国内需要の過半を占め、当面さらに累増する傾向にある外材の進出に対し、長期的な観点から外材輸入の適正な調整措置を講ずるとともに、外材に対する輸入課徴金制度を検討し、国内林業生産の振興と木材の自給率向上のためあらゆる努力をすべきであると考えますが、経企長官並びに農林大臣の所信を承りたい。

次に、林業生産の動向について伺います。

その一は、林業の生産基盤である林道の開設は順調な伸びを示したと報告しておりますが、林道開設長期計画の総延長量を毎年均等に実施するものと仮定した場合、民有林は六〇％、国有林は八二％程度の実行比率に終わっており、林道開設の立ちおくれは明らかであります。したがって、地元住民の意向を尊重し、計画的林道の整備を急ぐとともに、公共性の大きい林道は、高率国庫負担をするよう林道制度の充実を期することが緊急の課題であると思うが、農林大臣の意見をお聞かせ願いたい。

その二は、人工造林面積は昭和三十六年をピークに年々減少し、昭和四十四年度は八年ぶりに増加に転じたと報告しておりますが、民有林の造林長期計画に対する実績は、再造林は五〇％に落ち込み、拡大造林は八五％に終わっております。この造林の不振の現状を克服するためには、公有林野及び中小林家所有の私有林の高度利用を目的とした、国が行なう民有林野の分収造林等に関する制度的措置を検討し、その実現につとめることが最も適切な方策であると確信しますが、農林大臣の所信をお尋ねいたします。

その三は、林野火災についてお尋ねいたします。

まず、過般の呉市の林野火災で殉職された十八名の消防職員の霊に対し心から弔意をささげます。

本院災害対策特別委員会はさっそく委員派遣を行ない調査した結果、幾つかの問題点が報告されました。これに関連してお尋ねいたします。

最近、奥地の道路開発が進み、人為的出火原因の機会が非常に多くなったことに対し、どのような予防措置をとっておられるのか。また、消火の方法は、刈り払いなど原始的なやり方であったようですが、空中消火等の近代的な消火方法の採用が必要であると思いますが、政府の対策はどうなっておりますか、総理にお尋ねいたします。

次に、殉職者に対する補償措置は手厚くしていただきたいと思いますが、どのような措置がなされたか、お尋ねをいたします。

また、林野火災のとき、営林署は地元住民の協力者には八時間以上の場合、わずか五百五十円のいわゆるかけつけ手当を支給するだけで、もしものことがあっても何ら補償の方法がないようであります。今回の殉職者は消防職員で、地方公務員災害補償法による遺族年金のほかに賞じゅつ金が支給されているようでありますが、もし営林署の職員が殉職した場合にはこのような制度がありません。同じ消火に当たっても、身分の違いによってこのように災害補償、その他の措置に大きな差があります。政府は、この際、犠牲者の災害補償制度について総合的、抜本的に再検討すべきであると思いますが、その御意思がおありになるかどうか、総理並びに人事院総裁にお尋ねいたします。

山村人口の流出に伴い林業労働者の量的、質的

国務大臣の報告に関する件（沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度沿岸漁業等の施策並びに林業基本法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度林業施策について）

低下が目立ち、林業発展に支障を来たすおそれがあることを指摘いたしております。したがって、林業労働力の確保のため、雇用の安定、他産業従事者と均衡する賃金水準の確保、労働条件の改善、労働基準法の適用並びに労働災害及び職業病の絶滅を期することが緊要であると考えますが、労働大臣は、これら一連の労働対策についていかなる措置をとられようとするのか、所信のほどをお伺いいたします。

次に、農林大臣に国有林の定員外職員の問題についてお尋ねいたします。国有林野事業の基幹要員である常用作業員、定期作業員は臨時職員として前時代的な身分的差別を受けたまま放置されていることは許しがたいことであります。農林大臣は、一日も早く関係省庁との意見を調整し、常勤性付与の実現のために努力していただきたいと思いますが、誠意ある御答弁をお願いいたします。

次に、国有林労働者の公務災害が多発していることはまことに遺憾であります。特に殉職者の場合、遺族年金の額が低く、最低生活保障の趣旨に見合うものとはなっておりません。また、この年金以外には何らの救済手段もありませんが、民間の場合、企業独自の法定外一時金の支給、先ほどの消防職員の賞じゅつ金の支給などの例と比較し、あまりにも矛盾しております。国家公務員災害補償法並びに表彰制度についてぜひ検討していただきたいと思いますが、人事院総裁の所見をお伺いいたします。

最後に、国有林野特別会計についてお伺いいたします。国有林野特別会計は昭和二十二年に創設以来、三回の赤字年以外は黒字を続け、昭和四十四年度末で約一千四十億円の剰余金を出し、そのうち林政協力費として合計約四百二十三億円を一般会計へ繰り入れるほどの余裕を持つに至ったのであります。国有林は約七百万ヘクタールの林地を持っておりますが、そのうち経済林は半分以下の約三百万ヘクタールで、その他は国土保全などの施業制限林地であり、その管理のため多大の経費をかけております。それなのになぜ特別会計は黒字を出したのでしょうか。それは、外材が多量に輸入されるまでは木材価格の異常なる値上がりに助けられたことは事実でありますが、一つは、林野庁の前時代的な労務管理によって、国有林労働者の賃金、労働条件が低く押えられてきたこと、林力増強計画のもとに将来増加するであろう期待成長量を先食いし、現実成長量の二倍近いものを標準伐採量と設定し、乱伐、過伐を実行したことが有力な原因であったことは疑う余地がないと思います。

このような独占資本本位の官僚独善的な国有林の管理、経営にもようやく行き詰まりがあらわれております。外材の著増による木材価格の低迷、乱伐、過伐の行き詰まりによる減産、公益的機能の維持の要請など、国有林野を取り巻く情勢はまことにきびしく、ついに本年度、国有林野特別会計は五十億円の赤字予算に転落したのであります。この傾向は今後相当期間続くものと推定されます。しかし、林政協力費、保安林買い上げなど、当然一般会計が負担すべきものが合計二百三十億円程度も含まれていると思われます。したがって、国有林野事業の公益的、経済的使命の十全を期するため、一般会計から国有林野特別会計への繰り入れ、その他予算的資金的な措置の拡充を期することは不可欠の問題であると考えますが、総理並びに農林大臣の率直な意見をお伺いいたします。

以上をもって私の質問を終わります。（拍手）

○国務大臣（佐藤栄作君）　北村君にお答えいたします。

林政の基本的方向は、森林の持つ林産物生産等の経済的機能と国土の保全等、森林の公益的機能の調和を考慮しながら、林業総生産の増大と生産性の向上を目途として林業の安定的な発展をはかり、あわせて林業従事者の所得を増大して、その経済的、社会的地位の向上に資することにあると考えます。そのような意味で、基本法林政は今後も林業政策の柱とすべきものと考えますが、今回の白書も指摘しているように、日本林業は大きな転換期に際会しております。すなわち、外材がついに二分の一をこえ、また、材木供給源としての森林に対して、さらに国民活力供給源としての使命が強く課せられるようになってまいりました。このような情勢に対処すべき具体的な林政の展開は、本日提出した「昭和四十六年度において講じようとする林業施策」において明らかなとおりでありますが、常に時代の推移に適切に対処しつつ、これら諸施策をさらに強力に推進してまいる所存であります。

次に、木材の輸入が輸出国の実情などから見て必ずしも楽観を許さないことは、北村君御指摘のとおりであります。そのような観点からも、国産材の供給体制を強化するための林業振興の必要性が痛感されるのであります。しかしながら、現実の問題として、今後引き続き増大する木材需要を、限りある国内資源でまかなうことは至難のことと考えます。問題は、秩序ある輸入によって国内市場に混乱を引き起こさないようにすることにあると考えます。今後ともこの点につき十分留意してまいります。

なお、輸入材について課徴金制度を設けることは、国際的にも、また物価政策上の観点からも問題があるように思います。国内林業の振興は、その問題としてより、より積極的に取り組んでまいります。

次に、レクリエーションの普及によって山火事がしばしば起こり、特に消火に当たった多くの人命を失うという事件まで発生したことは、まことに残念に思います。火災が起きやすい時期における巡視の徹底や、御提案のあった空中消火体制の整備については十分留意してまいりますが、やはり何と申しましても、レクリエーションに参加される国民一人一人の自覚が何よりも大切であります。真に自然に親しみ、国土を愛する心があれば、自然をそこね、あるいは山火事を引き起こすようなことはあり得ないはずであります。政府として、消火の近代化についての責任のがれをするものでは決してありませんが、以上のこともあえて申し上げておきたいと思います。

最後に、補償問題でありますが、防災に従事し不幸にして倒れられた方々に対する遺族補償、あるいは医療、休業補償については逐次改善を見てきたところでありますが、率直に申しまして、私も十分であるとは考えておりません。今後ともその改善について配意してまいりたいと考えます。また、消防担当者以外の方についての賞じゅつ金、あるいは正確には見舞い金というべき性格のものかもしれませんが、これについてはさらに検討を続け、実情に即した処遇を与えたいと思います。

なお、最後に、国有林野特別会計についてのお尋ねがございましたが、これは他の問題とあわせて農林大臣からお答えいたさせます。（拍手）

○国務大臣（倉石忠雄君）　お答えを申し上げます。

長期の見通しについてお話がございましたが、森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通しを出しておりますが、これらの策定をいたしました時期以降の情勢の変化を考えまして、改定いたしますの方向で、ただいま検討を進めておりますので、なるべく早期に改定を行ないたいと考えております。

それから外材のことにお触れいただきましたが、わが国の木材輸入は今後引き続いて増大するものと見られますが、資源的制約等もありまして、当面、国内の生産の大幅な増加は見込めないので、輸入木材に依存することはやむを得ないと考えられますが、しかし、この場合におきましても、無秩序な輸入によりまして、国内市場の混乱を招くことのないように、適正かつ安定的な輸入が行なわれるように、ただいま指導をいたしてお

るところであります。なお、輸入材につきましての課徴金制度のことにつきましては、総理大臣からお答えがございました。

林道のことについてお話がございました。林道は、森林政策の中で最も重要な部分であることは御指摘のとおりでありますが、林道の長期計画は年次別の計画となっておりませんために、その実行率を直接比較することは、なかなかむずかしいのでありますが、林道の重要性にかんがみまして、一そうその整備を促進することが必要であると考えまして、予算編成等においても特に力を入れておるところでございます。

また、林道の開設にあたりましては、国土保全、自然保護等の面で問題を生じないように、設計あるいは工事の実行方法等に配慮を加えておる次第でありますが、今後さらにこの面の措置を一そう強化してまいりたいと思っております。

それから、幹線的な林道につきましては、お話のございました比較的高率の補助によって実施いたしておるわけでありますが、今後もこのような重要な林道につきましては、極力優先実施する等、事業の適切な推進をいたしてまいりたいと思っております。

それから造林のことでお話がございました。御報告申し上げました中に、造林面積は八年ぶりに増加いたしたと私のほうから御報告いたしておりますが、造林事業につきましては、その重要性にかんがみまして、従来から林政上の重要施策として積極的に推進してまいったのでありますが、特にお話のございました民有林の造林事業につきましては、今後は森林所有者及びその協同組織による事業を助長することを基本といたしまして、造林公社、それから森林開発公団等の公的機関による分収造林方式等を含めまして、施策の充実を期していく必要があろうと考えております。お話のございました国が民有林の造林事業を直接行なうことにつきましては、以上私が申し上げました方式との関連において、これは慎重に検討いたさなければならないと思っております。

それから呉の山火事のことをはじめ、山火事の消防についてお話がございましたが、御指摘のように、先般の十七名の方の犠牲については、つつしんで哀悼の意を表する次第でありますが、総理大臣の御答弁にもございましたように、こういう山火の消防に協力した者が死亡あるいは負傷等をいたしました場合には、通常の火災の場合と同様に、消防法に基づき補償の措置がとられることとなっておりますが、その他につきまして、総理大臣からもお答えがありましたように、なおいろいろ賞じゅつ等について検討してまいりたいと思っております。

それから私どものところの林野の勤務員のことについてお話がございましたが、目下基幹的な作業員の処遇のあり方につきましては、労働力の適正配置等による生産性の向上に配意いたしながら真剣に検討いたしておる次第であります。

職員が殉職いたしました場合のことにつきましてお触れになりましたが、これは人事院総裁のあるいはお答えがあるかもしれませんが、国有林関係職員が殉職いたしました場合の補償につきましては、国家公務員災害補償法に基づいて実施いたしておる次第でありますが、賞じゅつ金制度については、消防関係職員等の場合と同様、殉職の態様が異なること及び国家公務員全体の補償制度にかかる問題でございますので、先ほど申し上げましたように、関係機関と十分協議をいたし、対処してまいるつもりであります。

それから、最後に国有林経営についてお話がございました。御指摘のように、国有林野事業の使命は、国有林野について、森林の持つ公益的機能、経済的機能を総合的かつ最高度に発揮し、現在及び将来にわたり国民の福祉増進に寄与することにあると考えております。そこで、経済的機能のほかに、近年、国有林野の持つ公益的機能の発揮に対する国民的要請も著しく高まっておりますので、この要請に即した森林施業体系の確立につとめますとともに、国有林野の立地条件、自然条件等を生かして、国民の保健、休養の場の提供に努力いたしてまいりたいと思っておりますが、一方において国有林野事業の財政状態は、御存じのように、最近の木材価格の動向、人件費の大幅な増加傾向等によりまして、このまま推移いたすことは楽観を許さない状態になっておりますことは御指摘のとおりであります。私どもは事業の合理化、新技術の開発、導入等を積極的に推進いたしますとともに、経営全般について抜本的な改善をはかる決意で、ただいま勉強しておる最中であります。

以上お答えいたします。（拍手）

〔国務大臣佐藤一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（佐藤一郎君）　お答えいたします。

木材の需要供給が逼迫しておりまして、今後ますますある程度輸入がふえてくる、これは、私は見込みとしてはやむを得ない目下の情勢であろうかと考えております。ただ、四十二、三年のように、前の年の三割前後も急激にふえるというような情勢は徐々に鈍化していくであろう、こう思っておりますが、輸入依存度は、いずれにしても少しずつ高くなってまいる、これは、資源的な制約が日本にはどうしてもございますから、私はしばらくやむを得ない。基本的には、もちろんこの代替財の開発でありますとか、利用の合理化でありますとか、あるいはまた国内生産体制の強化、こういうようなことを今後長期的につとめてまいらなければなりませんが、いずれにしても、過渡的に、しばらく輸入依存度が高まっていく、これはやむを得ない状況であろうと、こういうふうに考えております。ただ、それに関連いたしまして、国内林業に対する影響とか、市場の混乱を避けながら、秩序のある輸入をもちろんしていかなきゃならぬわけですが、その際、輸入課徴金制度ということを取り上げる、これについては私は非常に慎重にしなきゃならぬと思っております。何といいましても、国際経済に大きな影響を与えます。また、特に物価政策上は、これは非常に大きな問題がございますので、私ども慎重に扱いたい、こう考えております。（拍手）

〔国務大臣野原正勝君登壇、拍手〕

○国務大臣（野原正勝君）　お答えいたします。

林業労働者の確保のためには、まず、その雇用の安定をはかることが肝要なのでありまして、農林省が実施している林業労働力対策に沿って、同省と緊密な連絡をとりながら、その通年雇用の促進等、雇用の安定化に努力してまいりたいと思います。

林業労働者の労働条件は、近年改善を見つつあるが、御指摘のように、依然として労働災害が多く、労働関係の近代化もおくれがちでありまして、このため、労働省としましては、かねてから労働災害の防止、労務管理の近代化等を中心として、重点的に監督指導につとめてまいりたいと考えております。

林業労働者の安全と衛生の確保につきましては、毎年作成する労働災害防止実施計画において林業を重点業種として取り上げまして、機械集運材装置等の安全確保、作業方法の安全化、安全衛生教育の徹底等について監督指導を強化するとともに、林業労働災害防止協会の活動の強化につとめているところでございます。

また、労災保険の保険給付につきましては、昨年、その内容の改善をはかったところでありますが、林業における特殊性をも考慮しまして、被災労働者の保護に遺憾なきようつとめているところでございます。

以上お答え申し上げます。（拍手）

〔政府委員佐藤達夫君登壇、拍手〕

○政府委員（佐藤達夫君）　公務災害補償についてお尋ねでございますが、公務員の災害補償につきましては、御承知のように、労災保険法との均衡をはかるということがたてまえとはなっておりますけれども、私ども人事院といたしましては、お話にも出ましたように、民間におけるいわゆる法

定外給付というようなものの存在することにも留意をいたしまして、労災保険法よりも、場合によっては上回る改善をも加えてまいっておるわけでございます。なお、今後も、そういう面をも含めまして、公務災害補償全体の改善向上に努力をしてまいりたいと思います。

公務災害補償に関連いたしましては、先ほど来、各大臣のおことばにもありましたように、やはり私どもとしては、公務災害の起こらないように、これを事前に防止することが一番大事であるという点を、人事院としても強く認識しておりまして、そのほうにも努力を傾けておることを御了承を願いたいと思います。

次に、賞じゅつ金についてのお尋ねでございましたけれども、賞じゅつ金にも二色ございまして、一つは、いわゆる表彰の一環としての賞じゅつ金ということがございます。これは、実は総理府のおもな所管でございますけれども、もう一面の災害補償に関連する面、これは御質疑のとおりでございます。これは私どもとして、かねて重大なるやはり関心を払いまして検討を重ねてまいっておるところでございます。今後とも関係各省と緊密なる連携をとりまして、その実現に万全を期してまいりたい、その努力を重ねてまいる所存でございます。

以上お答えいたします。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　川村清一君。

〔川村清一君登壇、拍手〕

○川村清一君　私は、日本社会党を代表して、昭和四十五年度の漁業白書について、佐藤総理並びに関係各大臣に質問いたします。

まず第一に、佐藤総理に、漁業政策の基本方針について伺いたいと思います。

総理が誇るわが国経済の高度成長の中で、国民の食生活も高度化し、水産たん白質の需要が年々拡大しているのでありますが、これに対し供給する水産業は、他の成長産業の谷間にあって、生産の伸びは鈍化し、横ばい状態にあるのは御承知のとおりであります。したがって、わが国における水産物の需給ギャップはますます拡大しようとしているのであります。こうしたきびしい日本漁業の現状を総理はどのように考えておられるのか、漁業生産向上のための基本方針を明らかにしていただきたいと思います。

次にお伺いいたしたいのは、国際漁業問題についてであります。さきに外務大臣は、領海の幅を十二海里とするようなお考えがあると報道されましたが、総理の領海、漁業専管水域、大陸だなに関する御見解をぜひお伺いしたいのであります。

また、日ソ漁業交渉における交渉経過は、従来と変わることなく、難航の繰り返しであり、本年の交渉においては、出漁漁民に大きな怒りを与え、特にニシン漁業者並びに加工業者に対しては、生活保護世帯に追いやるような結果を招来し、水産王国を誇るわが国の漁業政策がいかに貧困であるか、その実態を国民の前に明らかにしたのであります。こうした事実を踏まえ、総理は、来年度以降、いかなる決意のもとに日ソ漁業交渉を進めようとするのか、条約を改めようとする意思がないのか。特にニシン交渉については来年度以降の見通しはどうであるのか、お聞かせ願いたいのであります。

なお、昨十八日のニシン漁業の強行出漁は回避されましたが、政府の長期対策について、漁民側は強い不安と不信感を持っているのであります。政府は、強行出漁の場合には「漁業法令に基づき必要な取り締まりを実施し、また、さきに決定した救済金の交付も取りやめざるを得ない」との強い姿勢を示したという報道もありますが、真実でありましょうか。

また、ニシン漁業者、ニシン加工業者の救済措置とともに、特に転換漁業についての見通しをお伺いしたいのであります。

なお、この点について外務大臣にお伺いしますが、日ソ漁業交渉が毎年難航を続けている背景には、日ソ間にいまだ平和条約が締結されていない点に問題があるのではないかと思いますが、どうでしょうか。早急に日ソ平和条約を締結し、日ソ友好関係を深める中で、安全操業も含めて漁業問題の抜本的解決をはかるべきではないかと思いますが、外務大臣の御見解を明らかにしていただきたいと思います。

次に、農林大臣にお伺いいたします。

本年の漁業白書はきわめて不完全なものであると言わざるを得ません。沿岸及び中小漁業に関する分析の平板さ、公害問題の当たらずさわらずの態度等、報告の柱ともなるべき事柄の記述が、前年までの白書と比較しても、また農業、林業等類似の白書と比較しても、かなりおざなりな点が目につくのであります。漁業においては社会経済的研究の蓄積が乏しく、その面からの制約を受けることは認めるにいたしましても、かりにそうであるなら、早急に研究を進めるための体制を整備すべきであります。農林大臣は、本報告の作成にあたっていかなる点に留意されたか、お尋ねいたします。

さらに最近における漁業政策についてお尋ねいたします。近年需要の増大に対する意味からか、漁業政策は、生産力の高い中小漁業のうち上層以上の振興に重点が置かれているように思われます。たとえば中小漁業経営改善資金制度の創設、日本開発銀行融資の特ワクの設定、海洋水産資源開発センターの設置、漁協組合員の法人資格の緩和等の一連の施策がわずか三年、四年の間に次々と実施されたこと、また、中小漁業では上層ほど政府関係資金の融資比率が高くなっている事実などがこの推測を裏づけておるのであります。私は、こうした漁獲量増大政策は、金さえつぎ込んで漁船、漁具を大型化、能率化すれば漁獲は増大するのだという安易な目先だけの考えにおちいりやすい危険性を持っていることを指摘せざるを得ません。資源の再生産力と省力化等、その近代化に対する力の入れ方が問題であります。漁船、漁具の大型化は乗り組み員の労働環境の改善に結びつくよりも、航海日数の増加と労働強化につながりやすいのが漁業の特徴であり、実態なのであります。近年多発化している労働災害、漁船遭難事故に加えて、身分保障の不備、そして他産業との賃金格差等によって、中小漁業は若年労働力を引きつけるに足るだけの魅力ある職場にはなっておりません。このため乗り組み員不足による出漁不能船の増加が経営の安定や漁獲量増大政策にかえって好ましからざる影響を及ぼしているのであります。農林大臣は、漁獲量が思うように増大せず、しかも漁業就業者が減少し続けている最大の原因は何であるとお考えでしょうか。また、漁獲努力と資源の関係はいかにあるべきだと考えておられるのでありましょうか、明らかにしていただきたいと思うのであります。

さらに、沿振法制定以来八年を経過して、なおその目的が達せられていない原因はどこにあるとお考えでしょうか、お伺いいたします。

なお、労働大臣は沿岸漁民と漁船乗り組み員の労働条件及び労働環境の改善、整備、労働災害の減少等のためにいかなる措置を講じてこられたか、さらに、今後はいかなる努力を払われるおつもりか、お尋ねいたします。

次に、沿岸漁業問題についてお尋ねいたしますが、近年、沿岸漁業は、構造改善事業の実施もあって、漁船漁家の上層移行と養殖漁家への転換が進み、一応望ましい方向をたどってまいりました。しかし、最近では、漁船漁家の資本装備が向上しているにもかかわらず、公害や資源の制約により、物的生産性は低下しております。魚価の上昇に依存する脆弱な体質、五トン未満経営の漁業依存度の低下傾向、世帯員一人当たりの漁家所得は、都市勤労者はおろか、農家に比べてもなお低い現実等を考え合わせると、今後、沿岸漁船漁業が他産業に伍して、独立した産業として存続し得るかどうかといった疑問すらわいてまいるのであ

ります。もしも事態を打開する方法があるといたしましたならば、それは、栽培漁業の技術が沿岸漁船漁業と有機的に結合し、育ててとる漁業が確立したときでありましょう。なお、養殖漁業においても、少数の魚種に漁家が集中して生産に従事している結果、真珠をはじめとして過剰生産傾向がかなり目立つようになっているなど、ここにも問題があるのであります。そこで、農林大臣は、今後、日本の漁業の中で、沿岸漁業をどのように位置づけていかれるのか。第二次構造改善事業等の施策によって、沿岸漁業者の所得を他産業並みに引き上げるのはいつごろまでを目途としておられるのか、お伺いいたします。

最後に、重ねて佐藤総理大臣に、漁場汚染問題についてお尋ねいたします。

田子の浦港に典型的な例を見ることのできるように、経済の高度成長政策の実施以降、政府並びに地方公共団体のGNP優先と、それに便乗し、かつ産業間の調和ということばで正当化された企業の無責任きわまる産業廃棄物の排出、無秩序な埋め立て等によって、わが国の沿岸海域は広範囲にわたって汚染され、漁場価値の低下ないし喪失を招いております。この結果、沿岸漁業においては壊滅的打撃を受けたり、そこまでいかない場合でも、漁獲量の激減や経営の不安定化が急増しています。しかも、いまや沿岸海域は、ひとり漁業だけでなく、人類の生存のために必要とされる自然環境の保全という高い視点に立って汚染を防止しなければならない段階に立ち至っていることが、海洋学者をはじめ、広く各界から指摘されているのであります。また、汚染の防止だけでなく、さらに進んで、すでに汚染されてしまった海域を、魚の住むことのできる、もとのようなきれいな状態に復元するための努力が積極的に払われる必要がありますし、むしろ不可欠になっていると言っても過言ではありません。歴代自民党政府の経済政策のもとで、沿岸海域の汚染をここまで放置し、沿岸漁業者の死活の問題にまで発展しているこの事実に対し、総理はどのような形で責任をとられるのか、また、汚染海域や漁場の再開発についていかなる方策を持っておられるのか、誠意ある所信を表明されることを期待し、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣（佐藤榮作君）　川村君にお答えいたします。

まず、今後の漁業政策の基本方針でありますが、本日提出した漁業白書あるいは今後講じようとする施策において詳細に明らかにしたところでありますので詳しくは申し上げません。漁業は、私が申し上げるまでもなく、国民の動物性たん白質食糧の重要な供給源として今後ますます高度化し、多様化していく需要に十分対応しなければならないという国民経済上の使命をになっていることは、あらためて申すまでもなく、漁業を取り巻く数々のきびしい環境に適切に対処していく必要があります。そのような意味で、資源の涵養と開発、生産基盤の整備、沿岸・中小漁業の近代化のための諸施策を総合的に推進してまいる決意であります。

次に、領海あるいは漁業専管水域その他について、最近の日ソ漁業交渉から関連して考えられる諸問題について触れられました。詳しくは外務大臣からお答えすることだと思いますが、私は三海里説を従来からとっておる日本の領海説、これは当然改めるべきだろう、かように考えて、外務当局にもいろいろ検討を命じておったところであります。また、漁業専管水域の問題も他国と問題を引き起こしやすい国際的な問題でありますので、すでにつくっている漁業専管水域、そこに入漁している日本の漁業を守ると同時に、新たな問題としてこれは検討しなければならない。また、今日は海洋開発の時代でありますので、そういう意味から大陸だな資源等、いろいろ海洋の問題については検討すべき基本的な問題があると思っております。

ところで、今回の日ソ漁業交渉、これは新聞その他の報道ですでに御承知のように、赤城特使を派遣せざるを得ないような状況になりました。赤城君が出かけてようやく解決を見た。そしてカニだとか、サケ・マスだとか等々の大企業の漁業がいろいろ困難を来たしておりましたが、問題の中心課題は中小企業の業者が関与しているニシン漁業にあった。しかも、その抱卵ニシンの漁獲の問題にあったと、こういうことが最後になりまして明らかになったようであります。私はたいへんこの点は遺憾に思い、過日もタス通信の社長が私をたずねてきました際に、どうも日ソ間の問題はたいへんうまくいっているようだが、どうもことしの漁業交渉に関する限りたいへん問題があったように思う。ことに中小企業の業界については非常な理解があると思ったソ連自身、かような全面禁漁という、そういうことが突然提案されることは、まことに私は遺憾に思うと、強い話をしたような次第であります。私はもちろん、抱卵ニシン、こういうものが資源維持のため乱獲されては困ると、かように思いますが、突然全面禁漁というような措置をとること、これは関係業者にたいへんな迷惑を与えるものだと、かように思っております。したがいまして、政府自身もこの問題にはもちろん責任があるのでございますけれども、相手方においても、それらの急激な変化を与えないようなくふうがあってしかるべきではないか、かように思ったような次第であります。

そこで、関係業者の強行出漁の問題が新聞で報ぜられております。政府といたしましては、日ソ間で話のついた事柄、それをあえてぶちこわすような強行出漁などはやめてほしい、また、そういう意味の救済はあらゆる面で努力しよう、こういうことで、ニシンの出漁者に対しましての事後の措置ではありますが、いろいろ話し合って救済措置を講じたような次第であります。また、加工業者の救済等につきましても意を用いております。もちろん、オホーツク海の抱卵ニシンはこれは全面禁漁でありますが、国際的に広く、他の北海方面にやはり抱卵ニシンもいることでありますので、加工業者等はいわゆるこのカズノコ、そういうものの加工も可能ではないのか、かように思っておりますので、ただいまそういう手当てをしておるような次第であります。

私はこういう関係から今後の日ソ漁業交渉にあたりましては、十分わがほうももっと用意をいたしまして、そうして交渉に臨む、ことしのようなことのないように、この上とも努力したい、かように考えております。ただいまの状況で、直ちに日ソ漁業交渉の基本的な態度である交渉を変えるという、そこまでの考え方は持っておりませんが、十分実情についての認識をソ連側にも求める、十分認識してほしい。同時にまた、資源そのものについても日ソ共同して基本的な調査をしようと。そうして、いかにしてこの資源を保存あるいは拡大することができるか等についても検討しよう、かように考えております。

そうして、お話がありましたように、両国の間に平和条約のないこと、これがかような問題が起こるゆえんだろう、かように御指摘になりましたこともそのとおりであります。私もタス通信の社長に、両国の間に平和条約ができてない、まことに残念である、これは両国がまじめに取り上げるべきだ、かように私も指摘したところであります。その際に相手方から言われますのに、どうして平和条約ができないのか、こういう逆質問がございました。私は明らかに申しましたが、両国の国境がきまってないから平和条約ができてないんだ。こういうことで、この話はまだ一致は見ておりませんが、ただいま言われますように、平和条約がないというそういうことでいろいろ交渉は困難だ。しかしながら、平和条約こそまだできておりませんけれども、両国の間で漁業に関してただいま折衝できる、あるいは日ソ航空条約ができているとか、シベリアの上空を日本機が飛ぶとか、こういうように、その他の面はたいへんうまく円

満にいっているのでありますから、今後起こるであろうシベリア開発その他の問題等についても、わが国が積極的に平和を愛好し、その意味においての協力を惜しまないものだということをよく相手方にも理解してもらう、そういう意味でソ連側も日本についての理解を深める、これを一そう要望したいものだ、かように思っております。

次に、公害問題についてお尋ねでありましたが、私は都市や産業からの排水や廃棄物によって漁業が被害を受けたり、漁場の汚染化現象が最近かなり顕著に見受けられます。このような傾向は、水産資源を保護し、漁業者の経営の安定をはかる見地からも、また海や河川の自然環境を美しく保全するためにもきわめて遺憾なことであり、強い姿勢で事態の改善につとめる必要があると考えます。海は広く、膨大な浄化機能を持っているといっても、その能力には限度があります。無限ではありません。昨年来の臨時国会で成立を見ました一連の公害関係法を厳格に運用して、水質汚濁の進行を防止し、漁場環境の維持改善につとめてまいる決意でございます。

以上私からお答え申し上げます。その他の問題については関係大臣からお答えいたします。（拍手）

〔国務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○国務大臣（愛知揆一君）　まず第一に、領海、専管水域、大陸だな等の問題でございますが、ただいま総理からお示しのありました基本方針に基づきまして、大体領海六海里、専管水域六海里、合わせて十二海里という説を政府としてとることが適当ではなかろうかと考えまして、その線に沿いまして国際的な合意ができるように、あらためて大いに努力をいたしたいと考えております。ただ問題は、この種の問題については、国際的合意とこれを順守する誠意とが絶対に必要でございますので、各国が一たんきめましたならば、それ以上に沿岸国としての、いわば風鈴つきのような権利の主張というようなことはぜひ慎まなければならないということを強く要請して合意を求めるべき問題である。そういう点に重点を置いて努力を新たにいたしたいと考えております。

大陸だなにつきましては、これは日本がまだ大陸だな条約に入っておらないわけでございますが、おりませんのには、それなりに日本の国益からいって重大な問題があるからでございます。この点につきましては、なお真剣に慎重に検討を続けたいと思います。

それから次に、日ソ漁業条約の問題でございます。この条約は、昭和三十一年に締結され、そして十年を経過したあとは、締約国の一方が一年の猶予をもって廃棄の通告をしない限りは有効に存続するということになっておりまして、現在までの状況にあるわけでございます。現在まで、日ソ両方ともこれを続けるということでずっとやってまいりました。こういう状態であり、最近の日ソ交渉等の実情に顧みまして、ただいま御意見にもございましたかと思いますけれども、条約自体を改定したらどうかという意見も一部には出ておりますことは事実でございます。

しかし、条約自体を変えるということにつきましては、その利害得失について十分検討しなければなりませんし、また、相手国の考え方や態度もあることでございますから、この条約自体を改定する云々ということについては、十分関係方面と検討はいたしたいと思いますけれども、ただいま、改定が適当であるというふうに申し上げるまでには至っておりません。

同時に、これもただいま総理大臣からもお触れになりましたが、今回の交渉の経緯にもかんがみまして、交渉のやり方自体にもっとくふうはないであろうか。この点につきましては、十分謙虚に考え直していくべきではないかというふうに存じております。

第三の問題は、これは総理からお話がございましたから、きわめて簡単に申し上げますが、やはり何と申しましても、北方領土問題が解決がしてない、平和条約ができていないというようなことが、何らかの影をさすということは否定することはできないと思いますから、領土問題の解決について、また、平和条約の締結について、なお一そうの国民的な努力が絶対に必要である、かように考える次第であります。

しかしながら、それはそれといたしまして、現実の当面の問題については、日ソ両国間の平和的な話し合いによって積み上げていかなければならない。その積み上げの現状から申しますれば、この今回の交渉は、非常に私どもも遺憾であり、申しわけがなかったと思いますが、また、他の方面を見てみますと、きわめて最近に、新しい五カ年間の日ソ間の貿易支払い協定の話し合いがまとまりまして、きわめて近く調印の運びになっております。また、新潟とハバロフスクとの間の新たな航空路線が設定されることにもなりました。こういうことは、よいほうの例であると思います。こういった具体的な問題について、平和裏にソ連との間の話し合いをどんどん進める、そうして積み上げていくということについては、当然のことではございますが、努力を続けてまいりたい、かように存じております次第でございます。（拍手）

〔国務大臣倉石忠雄君登壇、拍手〕

○国務大臣（倉石忠雄君）　お答えいたします。

本年度の白書につきまして御批判がございましたが、新たに主要魚種の資源動向を取り扱うなど、内容の充実にはつとめてまいっておりますが、今後とも資料面の充実等について努力をいたしてまいりたいと思っております。

それから、近年の漁業政策は漁獲量の増加を重視し過ぎるのではないかというお話でございましたが、国といたしましては、近年の水産物需要の増大に対応いたしまして、未利用資源の開発等につとめておることは御存じのとおりであります。すでに利用されておる資源につきましては、それぞれの持続的生産量の水準が最大に維持されますように、漁獲努力の過度の増加を抑制するために漁業許可等の面で配慮をいたしておるわけでありますが、それと同時に、国の水産研究所を中心として資源の組織的な調査研究を続けておるわけであります。なお、沿岸海域では、需要の強い高級魚介類を中心といたしまして資源を培養するために、栽培漁業の推進につとめておる次第であります。

いま申し上げましたように、漁獲につきましては十分ただいま御指摘のようなことのないようにつとめておるわけでございますが、昨日発表いたしました農林省の統計調査で、お手元に届いておると思いますが、四十五年度の漁獲高は九百二十七万トンになりまして、昨年に比べて六十六万トン、八%の増加であります。これは御存じのように、北洋の母船式底びき網によるスケトウダラ等の漁獲が非常に多かったこと、北太平洋の大、中型のまき網のサバ類の漁獲が好況であったこと、沖合い底びき等の好況がこういうことになった次第でありますが、九百万トン台というのはわが国初めてのことでございます。

そこで、沿岸漁業の位置づけにつきましてお話がございましたが、沿岸漁業は国民に対しまして新鮮でバラエティーに富んだ魚介類を供給する源でございまして、また、多数の沿岸漁家の経営のよりどころでもございますので、政府としてはこれを積極的に振興いたすことにつとめておるわけであります。今後の振興の方針といたしましては、第二次沿岸漁業構造改善事業を通じまして生産性の高い漁業経営を育て上げてまいりますとともに、漁港の整備、増養殖事業の推進等を計画的に進めてまいりたいと思っております。なおまた、公害による漁場環境の悪化に対処いたしまして、公害関係法律の適正な運用と相まちまして、漁場の改良復旧、オイルフェンスの設置等の事業を実施してまいりたいと思っております。

それから、本年の漁業交渉についてお話がございましたが、モスクワのカニ交渉も、東京の日ソ

漁業委員会、サケ・マス、ニシンも、資源状態についての見解が相互に対立をいたしまして、法的な立場の相違などからいずれも難航いたしましたが、最終的には赤城特使を派遣して妥結を見た次第でありますが、本年の交渉の結果は、サケ・マスの漁獲量は九万五千トン、それからカニは漁獲量がやや削減されましたものの、西カムチャツカ・タラバ母船以外は減船することなく済んだわけでありますが、ニシンについては、先ほど総理大臣からお話もございましたように、ソ連側の強い要望もありまして、将来の資源増大に期待する意味でオホーツク産卵ニシンの禁漁措置をとることとなりました。もちろん、両国とも引き続いて資源調査に最善の努力をいたすことになっておりまして、それは現在すでに続行中であります。で、その結果、オホーツク産卵ニシン漁業に従事しておりました漁船二百五十一隻が、四月一日から六月二十五日までの間、従来の操業場所を失うということになりまして、出漁準備に要しました経費等の損失は相当の金額に達することを考慮いたしまして、政府としては四十一億九千万円の国費をもって救済措置を講ずることといたしたことは御存じのとおりでありますが、必要に応じてほかの漁業への転換について、都道府県知事の協力を得ながら、できるだけ努力をいたすということで解決をいたした次第でございますが、これの解決につきまして、政府が申しましたことについてお触れになりましたが、御存じのように、私どもといたしましては、ニシンの全面禁漁ということは、内容については不満でありますが、事情やむを得ざるものとして二国間で国際協定を結んだ次第でありますので、このことについては両国ともこの協定を尊重せざるを得ないのは当然でございますので、そういう両国間の条約及び協定に基づいて話し合いがついたのに、わが国の漁民が無断で出漁するということは困るので、それはやめてもらいたい。

それから先ほどの四十一億九千万円の救済措置を講じましたのは、本年出漁しないということの救済のために出す資金でありますので、それを犯して無断で出漁されるような方には、救済金は差し上げることができません。当然なことであります。

もう一つは、出漁いたしますためには、新たに農林大臣の許可が必要でございます。当方は、その許可をいたすわけにいきませんので、許可証を持たずに出漁された者につきましては、これは諸外国を相手にしておることでありますので、いかなる事態が起きるかはかり知れないのであるから、自重していただきたいと、こういうことを私が申し添えたと、こういう次第でございます。（拍手）

〔国務大臣野原正勝君登壇、拍手〕

○国務大臣（野原正勝君）　御指摘のとおり、漁業は天候等の自然条件によって制約される面が非常に多く、また、労働慣行の面におきましても特殊性がありまして、一般的にいって労働関係の近代化がおくれておることも事実でございます。労働省といたしましては、運輸省、水産庁等の関係行政機関とも連絡をとりながら、労務管理の改善をはかるため、貸金形態の改善、労働災害の減少などに重点を置きまして、今後とも行政指導につとめてまいる所存でございます。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　藤原房雄君。

〔藤原房雄君登壇、拍手〕

○藤原房雄君　私は、公明党を代表いたしまして、ただいま報告のありました昭和四十五年度林業白書並びに漁業白書につきまして、若干の質問を総理並びに関係大臣に行なうものであります。

〔議長退席、副議長着席〕

最初に、林業の問題であります。自然破壊、人間疎外の叫ばれる今日、国民の間に自然の保護を求める声が高まっております。林業白書も、この点について、例年になく取り上げておりますが、その説くところは、きわめて観念的であります。今日の林業基本法は、林業の近代化、つまり林業の経済性の確立を目的とした法律であります。従来の林政も、山がよくなることは、森林の経済機能と治山治水、自然保護等の公益的機能との二つを同時に満たすことができるという前提に立っていました。今日の基本法林政もこの姿勢を踏襲しております。しかし、今日ではこのようなあり方ではならないと思うのであります。最近の森林の乱伐による後退は、観光地、都市近郊に端的にあらわれ、さらに日本全土に波及していることは御存じのとおりであります。このような森林管理の無定見に対して、自然保護の世論が高まっているのであります。このような状態を冷静に見るとき、いままでのように、森林を維持、存続させるための費用を森林所有者だけに負担させる林政は、根本的に再検討しなければならないと思うのであります。また、しばしば問題になっている国有林も自然保護に本格的に取り組む体制をつくるべきであります。自然保護に十分対応できる林政の確立について、総理の姿勢並びに農林大臣の所見を伺いたいのであります。

続いて造林対策であります。現在の造林政策はまことに複雑であり、公社造林、公団造林、団地造林、里山開発などが錯綜しております。したがって、造林の一そうの伸展をはかるためには、造林政策を抜本的に改善すべきと思うのでありますが、その考えがあるかどうか、あるとすれば、どのような具体策を考えているのか、お答えをいただきたいのであります。

次に、漁業問題につきまして伺います。漁業白書によれば、四十四年度の漁業総生産数量は八百六十一万トンと、前年並みにとどまっております。また、総生産金額から見ますと、八千四百八十八億円という過去五年間で最高の伸びを示しておりますが、これは価格の値上がりによるものであります。このような現象は、漁業者としてほんとうに喜ばしいことでありましょうか。一方の消費者は高い魚に泣かされているのであります。国民に対するたん白供給源としての水産物がますます需要が多くなるのに、それに十分対応できるだけの漁業資源の確保は、最も深刻な問題であり、わが国の水産界の将来は、ますますきびしい状況に向かうものと思うのでありますが、総理の基本的施策を明らかにしていただきたいのであります。

第二に、わが国の大幅な譲歩によってようやく妥結を見ました日ソ漁業交渉について、総理並びに農林大臣に伺います。

交渉を終えた赤城特使は、帰国の際、記者会見で、「来年からまず政治折衝を行なってから具体的に進めるべきで、そのため閣僚級の代表が訪ソすべきである」と言い、また、「包括交渉は望ましいが、望みは少ない」と述べているのでありますが、農林大臣は訪ソの意思をお持ちかどうか、また、今後の交渉の際、わが国はどのような態度で望むのか、お伺いしたいのであります。

これまでの交渉で、日本側は、資源の減少についてそれほど深刻であるとは考えられないと主張し、ソ連側は、極端にわが国の乱獲のため減少していることを主張しておりますが、いずれにせよ、ソ連の河川への産卵にのぼるサケ・マスの増減状態や、ニシンやカニが減少傾向にあるという主張にしましても、わが国では証明されていないのであります。一体ほんとうに根拠は何なのか、はたして減少しているのかどうか、その根拠を示してほしい。さらに、水産資源減少に対する施策及び人工増殖措置をソ連側に呼びかけ、両国で取り組むような交渉でなければ少しも両国の利益にならないと思うのであります。いずれにせよ、三―五年間の安定した漁獲量を取りきめて、計画生産のできる体制をとってほしいというのが現地漁民の声であります。これらの対策について、政府はどのように考えているか、お伺いしたいのであります。

ただいまも答弁がございましたが、次にオホーツクの産卵ニシンの全面禁漁に対してお伺いいた

します。農林大臣は、昨日、長期対策について含みのある態度を表明されましたけれども、ニシン漁業者並びに加工業者についての今後の対策、それから来年以降のニシン交渉のお考えについて、基本的な対策については総理、また、その具体策については農林大臣にお伺いしたいのであります。

第三番目は、沿岸漁場の公害問題であります。まず、私が去る三月二十日の予算委員会におきまして、全国の漁場総点検の中間報告を水産庁にお伺いいたしました。その総点検の最終結果を明らかにしていただきたいと思うのであります。中間報告によりますと、最近一年間の被害額が約百五十億にのぼると報告がありましたが、これらの補償問題についてはどう対処されるか。漁業交渉の行き詰まりの打開策として、また、水産資源確保の上からも、主要河川や内水面の汚濁対策は強力に講ずべきであると思うのであります。さらに、今国会に提出された海洋水産資源開発促進法にしましても、沿岸漁場では増・養殖事業の振興、さらに栽培漁業を積極的に行なっていこうとするものでありますが、これらは沿岸における水質汚濁の防止等を前提としない限り全く不可能なことであります。今後の沿岸漁場環境の公害防止対策、汚染漁場の再開発、そのための予算措置等についてどのように対処するのか。さらに、最近ひんぱんに有害物質に汚染された魚類が発見されており、食品衛生上も重大な問題となっております。これらに対する対策をどのように進めるお考えか、お伺いしたいのであります。

第四に、海難事故防止についてであります。毎年痛ましい犠牲者が続いております。しかもその大半が、無理な操業をしなければ経営を維持することすらできない中小漁業者であります。漁業生産の健全な発展を推進するためにも、このような漁船遭難対策が円滑に実施されなければなりません。また、北洋漁場等における海難救助には新鋭巡視船艇の増強が必要であります。さらに、遠距離救難業務として大型飛行機等の増強が望まれております。これら救助施設の整備及び海難防止と技術開発の確立を早急に充実させるべきであります。運輸大臣並びに農林大臣の所信をお伺いしたいのであります。

最後に、漁業就業者の問題であります。昭和四十四年の漁業就業者数は五十七万二千人となり、前年に比べて三・七％と近年にない大幅な減少を示しております。特に、沿岸漁業における老齢化の進行と婦人就業者の増加問題は、海上というきびしい自然条件下での作業であるため、特別な保護対策が不可欠であるにもかかわらず、何ら対策がなされていない現状であります。また沖合い遠洋漁業にあっては、どうしても若いエネルギーが必要でありますが、労働条件、労働環境等の不備が若年労働者をして漁業への就業を忌避させているのであります。これらの諸問題につきまして、労働大臣、農林大臣の具体的対策をお尋ねいたします。

以上、林業、漁業に関し当面する問題につきまして、総理並びに関係各大臣の誠意ある御答弁をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

（拍手）

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣（佐藤榮作君）　藤原君にお答えをいたします。

今後の林政の基本方針につきましては、さきに社会党の北村君にるるお答えしたとおりであります。従来の林業基本法が経済的機能中心であったとは必ずしも考えませんが、いずれにいたしましても、森林の持つ公益的な機能と経済的な機能との調和をぎりぎりのところまで詰めることが今後の林政の大きな課題であると私は考えます。特に森林は、その性格上、一たび破壊されると、その回復には多大の時間と経費を要するだけでなく、破壊の連鎖反応にははかり知れないものがあります。林野行政の推進にあたりましては、緑の保護者としての自覚を新たにして、自然保護を重視してまいりたいと、かように考えております。

第二に、漁業についてでありますが、その基本姿勢についても、これまたたいへん藤原君には申しわけのないことですが、社会党の川村君から先ほどお尋ねがありまして、これに答えたばかりでありますので多くは申し上げません。私は、先ほどの林野、森林あるいは山についてと同様に、人間性回復の場を海洋レクリエーションに求めるという国民的願望が最近とみに強く、そのような意味で漁業とレクリエーションの調和も今後の一つの課題であると、かように考えておりますので、特にこの点には留意をしてまいる決意でございます。

次に、日ソ漁業交渉の今後の進め方についてのお尋ねがありましたが、先般の交渉の経緯も考慮し、関係当局の間で十分検討させることとして、今後、ことしのような轍を二度と踏まないように、十分これと真剣に取り組み、いろいろな問題が起こらないように、国内的にも国際的にも円満な妥結ができるように、この上とも努力をしたい、かように考えております。

オホーツク海産卵ニシンの問題、あるいはまた沿岸の漁業、ことに公害にさらされている沿岸漁業等の問題については、後ほど倉石君からお答えいたさせます。

私からは、以上、二三の点についてお答えいたしました。（拍手）

〔国務大臣倉石忠雄君登壇、拍手〕

○国務大臣（倉石忠雄君）　お答え申し上げます。

森林の持つ経済、公益両機能を高度に発揮することは、わが国の森林及び林業に課せられました大きな使命であることは、先ほど来申し上げておるところであります。そこで政府といたしましても、森林施業の計画化、林業基盤の整備等の各般の施策を通じて、このねらいの達成につとめてまいったわけでありますが、林業基本法がその目的としておる林業の発展、林業従事者の地位の向上は、森林資源を充実し、その機能の高度発揮を期するためにきわめて重要でありますし、また、基本法は公益的機能の確保を考慮をいたしまして各般の施策を講ずべきものとしておりますので、今後ともこの基本法の趣旨に即して、かつ、森林の公益的機能に対する要請の高まり等の情勢の変化をも十分勘案しつつ、適切な施策をやってまいりたいと思っております。

そこで、過疎化の進展等のための造林の促進の阻害についてお話がございました。造林事業は、これは森林政策上非常に大事な仕事でございますが、木材資源の培養、水資源のかん養、国土の保全等の面できわめて重要でありますから、従来とも林政上の重点施策としてその積極的な推進につとめてまいった次第でございます。近時、経済社会の発展とともに、山村労働力の流出、低質材処分の困難化等、造林事業を取り巻く諸情勢がきわめて悪化いたしつつある情勢にかんがみまして、今後、森林所有者及びその協同組織による事業を助長することを基本として施策の拡充強化につとめてまいりたいと存じます。

そこで、林業をめぐる諸情勢は、御存じのようにたいへん変化しておりますが、この計画策定におきまして、私どもは木材需要の増大、林業生産活動の停滞、外材輸入量の増大、森林の公益的機能に対する社会的要請の増加等、多くの面で著しく変化いたしてきておりますので、これらを踏まえまして、先ほどお答えいたしましたように、森林資源基本計画は改定する方向で鋭意検討を進めている次第でございます。

漁業についてのお話がございました。これは総理大臣からもお話がございましたが、今後の日ソ漁業交渉の進め方につきましては、本年の交渉の経緯をも考慮いたしまして、関係省の間で十分検討してまいりたいと考えております。したがって、お話のように、ただいま私が訪ソするかどうかというふうなことは考えておりません。

それからニシン漁業者、加工業者に対する補償につきましては、先ほど詳しくお答えいたしまし

たとおりでございますが、加工業者等についても、できるだけわれわれは金融措置その他でごめんどうを見てあげたいと考えている次第であります。

それから、日ソ間において、双方とも御存じのように調査船を出しまして、オホーツクニシンの資源状態を調査するようになっていると、先ほどお答えいたしたとおりでありまして、資源論について双方の科学者の間に意見の一致を見ておらないわけでありますから、こういう点について、私どもさらに資源調査に努力をしてまいりたい。そこで、来年につきましては、私どもは可能な限り復活し得るように最善の努力を払って交渉をいたしてまいるつもりであります。

それから漁場総点検の最終結果による漁場汚染の進行状況についてお話がございましたが、農林省が四十五年度に実施いたしました漁場総点検の調査につきましては、現在、委託先の各都道府県からの報告を分析取りまとめ中の段階でございますが、総体的な判断を下すには、なおしばらく時間が必要でありますけれども、これまでに判明いたしたところでも、漁場の汚染はかなり進んでおる模様でありますので、公害関係諸法律を厳正に運用して、工場排水や廃棄物の規制を強めてまいりますとともに、監視体制の強化、漁場復旧事業、オイルフェンスの新しい設置等の防止対策を積極的に講じてまいりたい。また、必要な漁場を確保し、水産資源の維持、増大をはかることも大切でありますので、魚礁の設置であるとか、あるいは稚魚の育成放流等の事業を拡充してまいりたいと思っております。

それから、公害による漁業被害の補償につきましては、公害紛争処理法の適正な運用をはかるとともに、被害実態の把握、紛争の公正かつ迅速な調整等につき、地方公共団体と協力をいたしまして、所期の目的が達成されるようにいたしてまいりたいと思っております。

それから、沖合い等を含めました漁業労働従事者の労働条件についてのお話がございましたが、漁業従事者の労働条件、それから労働環境の改善につきましては、賃金体系の合理化を重点といたしまして指導を強化いたしますとともに、船員設備基準の順守、漁業労働の軽減等をはかるための省力技術の開発等をつとめてまいりたいと考えております。

また、漁村の生活環境の改善につきましても、生活改善普及事業を通じまして施策を進めてまいっておりますのは、四十六年度予算でも御理解がいただけることだと思っておりますが、こういう点については、さらに私どもも努力を続けてまいる考えであります。（拍手）

○国務大臣（橋本登美三郎君）　お答え申し上げます。

〔国務大臣橋本登美三郎君登壇、拍手〕

沿岸海難事故が相当の数にのぼっておることは、まことに残念であります。またお話しの北洋海域を中心としました海難事故を調べてみますと、過去三年間で千百十六件にのぼっております。これに伴う人身事故は三百八十二名でありまして、まことに遺憾でありまして、この点大いに反省をし、全体の措置をとっておるわけであります。これは御承知のように、藤原さんも北海道御出身でありますから、私もあちらにおったことがありますが、非常に気象、海象の状況が、秋から冬にかけてはたいへん異常なものがあります。流氷状況等につきましても、海上保安庁は各関係方面と十分連絡をとって、放送その他の手段によりまして周知徹底をはかっておるわけでありますが、なかなかこの点につきましても十分とは申し上げにくいのであります。しかし問題は、やはり救難体制でありますからして、本年度におきましても巡視船艇の増強、あるいは大型飛行機ＹＳ11もこの十一月にはもう一機増強することになっておりますが、このような大型救助体制の整備によって、この種の海難事故をできるだけ少なくすると同時に、総合的な施策、すなわち気象状況あるいは海象状況、あるいは使用者のまあ民識といいましょうか、運航規制、こういうものによって海難事故を未然にまず防ぐという予防体制、もし起きました場合においては、大型救難体制によってこれはやっていかなければなりませんので、本年度予算におきましても巡視船艇の増強等――ただ財政上の関係がありまして、お話しのように十分なる措置ができてはおりませんけれども、逐次この問題につきましては全力を尽くして、まあ大型救難体制といいますか、救助体制をしいてまいりたいと思っております。この点につきましては、大型ヘリコプター等も考慮に入れまして、大蔵省当局とも今後とも折衝を続けて、万全を期したいと考えておる次第であります。（拍手）

〔国務大臣野原正勝君登壇、拍手〕

○国務大臣（野原正勝君）　お答えいたします。

漁業は天候等の自然的条件に制約される面が多いので、一般産業に比べて労働面においても特殊性があり、また、労働問題の近代化がおくれておる向きも存在いたします。労働省としましては、漁業の経営基盤の強化対策と並行して、賃金制度の改善等、労務管理の近代化のための指導、労働災害防止を重点とした監督指導を実施するとともに、災害補償の面でも労災保険への加入促進を行なうなど、労働者の福祉の向上をはかってまいりたいと考えております。（拍手）

○副議長（安井謙君）　これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長（安井謙君）　日程第二、昭和四十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）。

日程第三、昭和四十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）。

日程第四、昭和四十四年度特別会計予算総則第十条に基づく経費増額総調書及び経費増額調書。

日程第五、昭和四十四年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）。

日程第六、昭和四十五年度一般会計予備費使用総調書（その１）。

日程第七、昭和四十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）。

日程第八、昭和四十五年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）。

（いずれも衆議院送付）

日程第九、昭和四十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書。

日程第十、昭和四十五年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）。

日程第十一、昭和四十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十三年度政府関係機関決算書。

日程第十二、昭和四十三年度国有財産増減及び現在額総計算書。

日程第十三、昭和四十三年度国有財産無償貸付状況総計算書。

以上十二件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（安井謙君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長森元治郎君。

審査報告書

昭和四十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

昭和四十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

昭和四十四年度特別会計予算総則第十条に基づく経費増額総調書及び経費増額調書

昭和四十四年度特別会計予算総則第十一条に

国務大臣の報告に関する件（沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度林業施策について）　昭和四十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）外十一件　昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度林業施策について）　昭和四十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）外十一件　昭和四十五

基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

昭和四十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

昭和四十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

昭和四十五年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

右は多数をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十七日

決算委員長　森　元治郎

参議院議長　重宗　雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

㈠　昭和四十四年度一般会計予備費の予算額は七百十六億円であつて、このうち、昭和四十五年一月二十日から同年三月三十日までの間において使用した金額は百二十六億七千五百万円余である。

㈡　昭和四十四年度各特別会計予備費の予算総額は四千六百九十億九千万円余であつて、このうち、昭和四十五年一月九日から同年三月三十日までの間において使用した金額は二百七十一億九百万円余である。

㈢　昭和四十四年度特別会計予算総則第十条の規定に基づき、昭和四十五年三月二十七日に経費の増額をした金額は六十四億千七百万円余である。

㈣　昭和四十四年度特別会計予算総則第十一条の規定に基づき、昭和四十五年一月六日から同年三月二十七日までの間に経費の増額をした金額は五百三十六億三千五百万円余である。

㈤　昭和四十五年度一般会計予備費の予算額は、当初千百億円であつたが、補正予算により百億円を修正減少し、千億円となつた。このうち、昭和四十五年五月一日から同年十二月二十二日までの間において使用した金額は八百七十三億六千三百万円余である。

㈥　昭和四十五年度各特別会計予備費の予算総額は、当初五千九百三十七億八千九百万円余であつたが、補正予算により八百五十一億五千四百万円余を修正減少し、五千八十六億三千五百万円余となつた。このうち、昭和四十五年十月二十八日から同年十二月二十二日までの間に使用した金額は九百七十五億四千八百万円余である。

㈦　昭和四十五年度特別会計予算総則第十一条の規定に基づき、昭和四十五年五月一日から同年十二月二十二日までの間において経費の増額をした金額は百一億七千四百万円余である。

以上七件について審査した結果、いずれも適当な支出であると認める。

一、昭和四十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

一、昭和四十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

一、昭和四十四年度特別会計予算総則第十条に基づく経費増額総調書及び経費増額調書

一、昭和四十四年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

右は本院において承諾することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年三月十六日

衆議院議長　船田　中

参議院議長　重宗　雄三殿

一、昭和四十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

一、昭和四十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

一、昭和四十五年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

右は本院において承諾することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年三月十六日

衆議院議長　船田　中

参議院議長　重宗　雄三殿

審査報告書

昭和四十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和四十五年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）

右は多数をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十七日

決算委員長　森　元治郎

参議院議長　重宗　雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

㈠　昭和四十四年度一般会計において、財政法第十五条第二項の規定に基づく国の債務負担行為の限度額は百億円である。このうち、昭和四十四年発生の災害の復旧事業費補助のため、昭和四十五年一月二十三日に決定した国の債務負担行為の総額は六十四億六千百万円である。

㈡　昭和四十五年度一般会計において、財政法第十五条第二項の規定に基づく国の債務負担行為の限度額は二百億円である。このうち、昭和四十五年六月二十六日から同年十月二十三日の間において、遠距離救難用航空機購入および高潮対策事業費補助のため決定した国の債務負担行為の総額は九億七千三百万円余である。

以上両件について慎重に審査した結果、いずれも異議がなかつた。

昭和四十五年十二月二十六日

内閣総理大臣　佐藤　榮作

参議院議長　重宗　雄三殿

財政法第十五条第四項の規定によつて、昭和四十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書を別冊のとおり報告する。

（別冊は省略する）

昭和四十六年二月九日

内閣総理大臣　佐藤　榮作

参議院議長　重宗　雄三殿

財政法第十五条第四項の規定によつて、昭和四十五年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）を別冊のとおり報告する。

（別冊は省略する）

審査報告書

昭和四十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十三年度政府関係機関決算書（第六十三回国会提出）

右は多数をもつて別紙の通り議決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十七日

決算委員長　森　元治郎

参議院議長　重宗　雄三殿

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次の通り警告する。

(1)　農林省所管国庫補助事業の実施に関し、補助の趣旨が適確に生かされていない次のような事例があるのは遺憾である。

即ち、草地改良補助事業の実施により造成された土地に観光施設が設けられたり、農業構造改善補助事業の実施された土地が無断でゴルフ場として使用されたり、団地造林補助事業の実施地域の中に別荘地が含まれていた等の事例がそれである。

政府は、補助事業の実施につき一層監督を厳にし、このような事案の再発を防止すべきである。

(2) 富士銀行雷門支店において、十九億四百万円の不正融資事件が起り、その他の金融機関においても、相次いで類似の不祥事件が発生した。これらの事件は、大衆の貯金を預る金融機関としてその信用にもかかわり、極めて遺憾な出来事である。

政府は、銀行監査機能を一層充実強化し、このような不祥事件が再び起らないよう、その指導監督の徹底をはかるべきである。

(3) 日本航空機製造株式会社が、YS11型航空機およびその部品の輸出にあたり、同社と米国シャーロット・エアクラフト社との間に締結した契約ならびにその解除措置が適切でなかつたため、十億円余の手数料を不当に支払つた事例が、会計検査院より指摘されている。

政府は、同社が、現在かなりの赤字を生じている状況にかんがみ、その事業運営の適正を期するため、指導監督に努力すべきである。

(4) 近年、国鉄、私鉄を問わず列車事故が続発し、乗客に多数の死傷者を出している。しかも、この原因は運転関係者の精神的弛緩や車輛、施設整備の欠陥によるものが多い。

政府は、真因を究明して安全対策をたてるとともに、これら輸送機関に対する業務監査を強化する等実効ある指導監督を行ない、この種事故の未然防止に万全を期すべきである。

(5) 郵政省の記念郵便切手発行に関する業務なりしはその指導下にある全日本郵便切手普及協会の業務のうちには、健全な趣味の領域を逸脱し、投機的傾向を助長する等切手発行本来の趣旨に反すると思われる事例があることは遺憾である。

政府は、いやしくも非難を招くがごときことなきよう、その運営の適正をはかるべきである。

(6) 残留農薬の毒性が、国民の健康、生命に大きな影響を及ぼすことは、現下の重要な社会問題になつている。

政府は、農薬取締法施行にあたり、慢性毒性試験を要件とする登録、安全使用基準の実施等につき、毒性農薬の危害防止に万全を期すべきである。

また、ベンジジンの製造過程に生ずる有毒物質が、長い潜伏期間を経た後、従業員等の人体に深刻な被害を及ぼした事例があつたことは看過できない。

政府は、これら有毒物質による被害の絶滅を期すべきである。

(7) 公害防止事業団が造成し譲渡した施設のうち、公害防止施設としての所期の機能を果しえなかつた塩釜水産加工工場アパートのような事例がある。

政府は、これら新種工事の施行については、施設が実効をあげるよう、指導監督に努力すべきである。

(8) 雇用促進事業団の移転就職者用宿舎の用地買収の措置ならびに管理運営について、適切でない点があつたことは遺憾である。

政府は、同事業団の業務拡大に対応して、このような事態がおこらぬよう、指導監督につとめるべきである。

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、日本国憲法第九十条、財政法第四十条およびその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次の通りである。

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額　六、〇五九、八七三百万円余
歳出決算額　五、九三七、〇八一百万円余

特別会計歳入歳出決算

歳入決算額　一三、四〇八、九四二百万円余
歳出決算額　一一、九〇二、七二一百万円余

国税収納金整理資金受払計算書

受入
収納済額　五、〇五〇、六五三百万円余
支払
支払命令済額　九七、六五二百万円余
歳入組入額　四、九四二、四一四百万円余

政府関係機関決算書

収入決算額　四、七八八、四三〇百万円余
支出決算額　四、五四四、七六四百万円余

本件決算について、予算および関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律および諸施策に反省、検討を要するものがなかつたかどうかという観点にたつて、慎重に審査を行なつた結果、これを是認すべきものと認めたが、財政の処理上留意すべき事項につき、内閣に対し、警告することとした。

昭和四十三年度一般会計歳入歳出決算
昭和四十三年度特別会計歳入歳出決算
昭和四十三年度国税収納金整理資金受払計算書
昭和四十三年度政府関係機関決算書
右
国会に提出する。
昭和四十五年一月十四日
内閣総理大臣　佐藤　榮作

審査報告書

昭和四十三年度一般会計歳入歳出決算
昭和四十三年度特別会計歳入歳出決算
昭和四十三年度国税収納金整理資金受払計算書
昭和四十三年度政府関係機関決算書
右は多数をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和四十六年五月十七日
決算委員長　森　元治郎
参議院議長　重宗　雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和四十三年度中の一般会計および特別会計をあわせての国有財産の増加額は、六千二百十八億二千四百万円余、減少額は二千百八十三億千百万円余、差引純増加額は四千三十五億千三百万円余である。

これを前年度末現在額五兆九千一億四千万円余に加算すると、本年度末現在額は六兆三千三十六億五千三百万円余である。

本件について慎重に審査を行なつた結果、異議がなかつた。

審査報告書

昭和四十三年度国有財産無償貸付状況総計算書（第六十三回国会提出）
右は全会一致をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和四十六年五月十七日
決算委員長　森　元治郎
参議院議長　重宗　雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和四十三年度中の一般会計および特別会計をあわせての無償貸付の増加額は、二百十六億六千五百万円余、減少額は百八十九億七千二百万円余、差引純増加額は二十六億九千三百万円余である。

これを前年度末現在額七百四十四億八百万円余に加算すると、本年度末現在額は七百七十一億百万円余である。

本件について慎重に審査を行なつた結果、異議がなかつた。

昭和四十五年一月三十日

内閣総理大臣　佐藤　榮作

参議院議長　重宗　雄三殿

国有財産法第三十四条及び第三十七条の規定によつて、昭和四十三年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに昭和四十三年度国有財産無償貸付状況総計算書を別冊のとおり報告する。

（別冊は省略する）

〔森元治郎君登壇、拍手〕

○森元治郎君　ただいま議題となりました昭和四十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外三件、昭和四十五年度一般会計予備費使用総調書（その2）外二件の事後承諾を求めるの件及び昭和四十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書、昭和四十五年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）につきまして、決算委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

当委員会におきましては、以上九件につきまして、去る三月二十六日、大蔵当局から説明を受けた後、質疑に入りました。その詳細は会議録で御承知願いたいと存じます。

五月十七日、質疑を終了し、採決の結果、予備費七件に関しましては多数をもつて承諾を与うべきものと決し、国庫債務負担行為二件につきましても多数をもつて異議がないと議決されました。

次に、昭和四十三年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本決算は、昭和四十五年一月十四日国会に提出、同三月四日、当委員会に付託され、国有財産関係二件につきましては、昭和四十五年一月三十日、国会に提出され、同日委員会に付託されました。

当委員会は、決算外二件の審査にあたり、国民の税金を財源とする国家財政の執行が真に適正かつ効果的に行なわれているかどうか、国有財産の管理が国民の納得のいくような方法でなされているかどうかといった点を主眼として審査を行なつてきたのであります。

この間、委員会を開くこと二十五回、委員各位の熱心な審査が重ねられましたが、別に述べるような警告内容のほか、国有林境界線をめぐる問題、帝国ホテルをめぐる登記問題、国有財産払い下げ問題、一部高級公務員の各種天下りについての問題、税関職員の待遇問題、水先案内料の値上げをめぐる問題、その他数々の重要問題について論議がなされましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて、委員会は五月十七日、質疑を終了し、直ちに討論に入り、まず、決算の議決案について討論を行ないました。その議決案の第一は、本件決算の是認、第二は、内閣に対する八項目の警告であります。討論におきましては、社会党、公明党及び共産党を代表した委員からは、本件決算は是認できないが、内閣に対する警告には賛成であるとの意思表示がなされ、自民党及び民社党の委員からは、本件決算を是認するとともに、内閣に対する警告にも賛成である旨が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本件決算は多数をもつて是認すべきものと議決され、次いで、内閣に対する警告については、全会一致をもつて警告すべきものと議決された次第であります。

内閣に対する警告の概要は次のとおりであります。

一、農林省所管国庫補助事業の実施に関し、補助の趣旨が生かされていない事例があるのは遺憾である。政府は、一そう監督を厳にし、このような事案の再発を防止すべきである。

二、富士銀行における十九億円余の不正融資事件、その他類似の金融機関における不祥事件はきわめて遺憾である。政府は、銀行監査機能を一そう充実強化すべきである。

三、日本航空機製造株式会社が、YS11型航空機及びその部品の輸出にあたり、十億円余の不当な手数料を支払つたことは遺憾である。政府は、指導監督に努力すべきである。

四、近年、国鉄、私鉄の列車事故のため乗客などに多数の死傷者が出ていることは遺憾にたえない。政府は、実効ある指導監督を行ない、この種事故未然防止に万全を期すべきである。

五、郵政省関係の記念郵便切手発行業務が、健全な趣味の段階を逸脱し、投機的傾向を助長していると思われる事例があることは遺憾である。政府は、その運営の適正をはかるべきである。

六、残留農薬、ベンジジンなどのもたらす有害物質が、国民の健康生命に深刻な被害を及ぼす事実にかんがみ、政府は、その被害の絶滅を期すべきである。

七、公害防止事業団のつくつた施設の中には実効のあがらないものがあるので、政府は、指導監督につとめるべきである。

八、雇用促進事業団の移転就職者用宿舎の用地買収並びに管理運営には適切でないものがあるので、政府は、指導監督につとめるべきである。

以上であります。

次に、国有財産関係二件につきましても、採決の結果、昭和四十三年度国有財産増減及び現在額総計算書については多数をもつて、また、昭和四十三年度国有財産無償貸付状況総計算書については全会一致をもつて異議がないと議決された次第であります。

内閣に対する警告につきましては、関係各国務大臣から、その趣旨を体して努力する旨の発言がありましたが、これらの警告の趣旨が、国政万般に遺憾なく具現されることを要望して、私の報告を終わります。（拍手）

○副議長（安井謙君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、日程第二より第八までの予備費使用総調書等七件について採決をいたします。

七件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（安井謙君）　過半数と認めます。よつて、七件は承諾することに決しました。

○副議長（安井謙君）　次に、昭和四十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書及び昭和四十五年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）について採決をいたします。

両件は委員長報告のとおり異議がないと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（安井謙君）　過半数と認めます。よつて、両件は委員長報告のとおり異議がないと決しました。

○副議長（安井謙君）　次に、昭和四十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十三年度政府関係機関決算書について採決をいたします。

本件の委員長報告は本件決算を是認すること及び内閣に対し警告することからなつております。

まず、本件決算を委員長報告のとおり是認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（安井謙君）　過半数と認めます。よつて、本件決算は委員長報告のとおり是認すること

に決しました。

○副議長（安井謙君）　次に、委員長報告のとおり内閣に対し警告することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（安井謙君）　総員起立と認めます。よって、全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決しました。

○副議長（安井謙君）　次に、昭和四十三年度国有財産増減及び現在額総計算書について採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり異議がないと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（安井謙君）　過半数と認めます。よって、本件は委員長報告のとおり異議がないと決しました。

○副議長（安井謙君）　次に、昭和四十三年度国有財産無償貸付状況総計算書について採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり異議がないと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（安井謙君）　総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもって委員長報告のとおり異議がないと決しました。

○副議長（安井謙君）　日程第十四、第四次国際すず協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。外務委員長松平勇雄君。

審査報告書

第四次国際すず協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十八日

外務委員長　松平　勇雄

参議院議長　重宗　雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、第三次国際すず協定に代わるものであって、第三次協定同様、緩衝在庫制度及び輸出統制制度の運用によって需給を調整し、国際価格の安定を図るとともに、開発途上にあるすず生産国の経済発展に資することを目的としている。この協定の当事国となることは、すずの主要消費国であるわが国の立場を反映させるとともに、すずの価格の安定を通じて、生産国の経済発展に寄与することになるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

国際すず理事会の分担金として、昭和四十六年度予算に七百六万五千円が計上されている。

第四次国際すず協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年五月十一日

衆議院議長　船田　中

参議院議長　重宗　雄三殿

第四次国際すず協定の締結について承認を求めるの件

第四次国際すず協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

第四次国際すず協定

前文

締約政府は、

(a)　商品協定が、価格の安定並びに輸出収入及び一次産品市場の堅実な発展の確保に寄与することにより、特に開発途上にある生産国の経済成長を著しく促進することができるものであることを認め、

(b)　生産国と消費国とが、すずに関する問題の解決に寄与するため、国際連合貿易開発会議の基本的な原則及び目的の枠内で、国際商品協定を通じて継続的に協力することの意義を認め、

(c)　すずの生産、消費又は貿易のための条件が有利かつ公平であることに自国の経済が大きく依存している多数の国にとって、すずが特別に重要であることを認め、

(d)　特に開発途上にある生産国においてすず産業の健全性及び成長を保護し及び促進すること並びに輸入国において消費者の利益を保護するためにすずの十分な供給を確保することの必要性を認め、

(e)　すずの生産国にとって自国の輸入購買力の維持及び増加が重要であることを認め、また、

(f)　開発途上にある国と工業国との双方におけるすずの消費の増大の達成が望ましいものであることを認めて、

次のとおり協定した。

第一章　目的

第一条　目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a)　世界におけるすずの生産と消費との間の調整を図り、及びすずの過剰又は不足から生ずる重大な困難を緩和すること。

(b)　すずの価格及びすずによる輸出収入の過度の変動を防止すること。

(c)　すずによる輸出収入、特に、開発途上にある生産国の輸出収入の増加に寄与し、それにより開発途上にある生産国が急速な経済成長及び社会的発展のための資金を得ることに寄与する措置をとること。この場合において、輸入国における消費者の利益をも同時に考慮する。

(d)　生産者にとって採算がとれる活発かつ上昇的なすずの生産の達成、消費者にとって公正な価格による十分なすずの供給の確保及びすずの生産と消費との間の長期的均衡の維持を可能にする条件を確保すること。

(e)　すずの供給と需要との間の不均衡から生ずるおそれがある広範な失業又は不完全雇

用その他の重大な困難を防止すること。

(f) すずの供給の不足が生じ又は生ずることが予見される場合には、消費国の遭遇することがある重大な困難を緩和するため、すずの生産の増大及びすず地金の公正な配分を確保する措置をとること。

(g) すずの供給の過剰が生じ又は生ずることが予見される場合には、生産国の遭遇することがある重大な困難を緩和する措置をとること。

(h) 政府によるすずの非商業的在庫の処分を検討するとともに、生ずるおそれがある不安定及び困難を回避する措置をとること。

(i) 新たなすず鉱床を開発し及び利用する必要性並びに、特に国際連合及び国際連合関係の諸機関が有する技術上及び資金上の援助手段によつて、すず鉱石の採掘、選鉱及び製錬の最も効率的な方法の発達を促進する必要性を常に検討すること。

(j) 第一次から第三次までの国際すず理事会の業務を継続することに基づく国際すず理事会の業務を継続すること。

第二章　定義

第二条　定義

この協定の適用上、

「すず」とは、すず地金その他のすべての精錬すず及び精鉱又は鉱床から採掘したすず鉱石に含有されているすず分をいう。この定義の適用上、「鉱石」には、(a)選鉱以外の目的のため鉱体から採掘した物質及び(b)選鉱の際に廃棄する物質を含まない。

「すず地金」とは、十分な商品価値のある精錬すずで純度九十九・七五パーセント以上のものをいう。

「緩衝在庫」とは、第八章の規定に従つて設けられかつ操作される緩衝在庫をいう。

「保有されているすず地金」とは、緩衝在庫に保有されているすず地金をいい、緩衝在庫のために購入されたが緩衝在庫の管理官がまだ受領していないすず地金を含むものとし、緩衝在庫から売却されたが同管理官がまだ引き渡していないすず地金を含まない。

「トン」とは、メートル・トン、すなわち千キログラムをいう。

「純輸出量」とは、附属書C第一部に掲げる状況の下で輸出されたすずの数量から同附属書第二部の規定に従つて算定した輸入量を控除した数量をいう。

「参加国」とは、自国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し、この協定の批准、承認若しくは受諾の意思を通告し、又はこの協定に加入した国及び第四十九条の規定に基づく独立の参加が効力を生じた領域をいい、また、文脈により、これらの国又は領域の政府をいう。

「生産国」とは、理事会がその国の同意を得てすずの生産国であると宣言した参加国をいう。

「消費国」とは、理事会がその国の同意を得てすずの消費国であると宣言した参加国をいう。

「供与国」とは、緩衝在庫に供与を行なつた参加国をいう。

「単純過半数票」とは、参加国が投ずる票の過半数をいう。

「区分ごとの単純過半数票」とは、生産国が投ずる票の過半数及び消費国が投ずる票の過半数（それぞれ別個に計算する。）をいう。

「区分ごとの三分の二以上の多数票」とは、生産国が投ずる票の三分の二以上の多数及び消費国が投ずる票の三分の二以上の多数（それぞれ別個に計算する。）をいう。

「効力発生」とは、別段の規定がある場合を除くほか、この協定の最初の効力発生（第四十七条に規定する暫定的なものであるか第四十六条に規定する確定的なものであるかを問わない。）をいう。

「統制期間」とは、理事会が統制期間として宣言し、かつ、総輸出許可トン数を定めた期間をいう。

「四半期」とは、一月一日、四月一日、七月一日又は十月一日を初日とする四半期をいう。

「会計年度」とは、七月一日から翌年の六月三十日までの一年の期間をいう。

第三章　理事会の構成国

第三条　理事会への参加

各締約政府は、第四十九条の場合を除くほか、理事会の単一の構成国となる。

第四条　参加国の区分

(a) 理事会は、そのいずれかの構成国が第四十五条若しくは第四十八条の規定に基づき批准書、承認書、受諾書若しくは加入書を寄託し又は第四十七条の規定に基づき批准、承認若しくは受諾の意思の通告書を寄託した旨の通告を寄託政府から受領した後できる限りすみやかに、当該構成国の同意を得て、当該構成国が生産国であるか消費国であるかを宣言する。

(b) 生産国又は消費国としての構成国の区分は、それぞれ、その構成国内におけるすず鉱石の生産又はすず地金の消費を基礎として決定する。この場合において、

(i) 生産国としての区分は、自国内におけるすず鉱石の生産から得られるすず地金の実質的消費国である国についても、その国の同意を得て、その国によるすずの輸出を基礎として決定する。

(ii) 消費国としての区分は、自国の消費するすずの相当大きな部分を自国内の鉱山から生産している国についても、その国の同意を得て、その国によるすずの輸入を基礎として決定する。

(c) 各締約政府は、批准書、承認書、受諾書若しくは加入書又は批准、承認若しくは受諾の意思の通告書の中に、自国が属すべきであると考える参加国の区分を記述することができる。

(d) 理事会は、この協定の効力発生後の第一回会合において、附属書Aに掲げる参加国が投ずる票の過半数及び附属書Bに掲げる参加国が投ずる票の過半数（それぞれ別個に計算する。）による議決で、この条の規定の適用に必要な決定を行なうものとし、その際の票数は、これらの附属書に定めるとおりとする。

第五条　参加国の区分の変更

(a) 理事会は、参加国の地位が消費国から生産国に又は生産国から消費国に変化した場合には、当該参加国の要請に応じ又は当該参加国の同意を得て自己の発意により、その新たな地位を検討し、適用すべきトン数又は百分率を決定する。

(b) 理事会は、(a)の規定に基づいて決定したトン数又は百分率が実施される日を決定する。

(c) (a)の参加国は、理事会が(b)の規定に基づいて決定した実施の日から、もとの区分に属する参加国がこの協定に基づいて有するいずれの権利、特権及び義務をも有しないものとし、新たな区分に属する参加国として、この協定に基づき、すべての権利及び特権を取得し、かつ、すべての義務を負う。もつとも、

(i) 参加国は、生産国から消費国に区分を変更された場合には、この協定の終了の際に、第三十条から第三十二条までの規定に従つて行なわれる緩衝在庫の清算にあたり、自国の持分の返還を受ける権利を保有する。

(ii) 参加国が消費国から生産国に区分を変更された場合には、理事会がその参加国について決定する条件は、その参加国とこの協定にすでに参加している他の生産国との間で公平なものでなければならない。

第四章　組織及び運用

第六条　国際すず理事会

(a) 従前の国際すず協定によつて設立された国際すず理事会（以下「理事会」という。）は、この協定に定める構成、権能及び職務をもつて存続する。

(b) 理事会の所在地は、理事会が別段の決定を行なわない限り、ロンドンとする。

第七条　国際すず理事会の構成

(a) 理事会は、すべての参加国で構成する。

(b)(i) 各参加国は、理事会において、一人の代表によつて代表される。各参加国は、理事会の会期に出席する代表代理及び顧問を指名することができる。

(ii) 一人の代表代理は、代表の不在その他の特別な場合に代表に代わつて行動し及び投票する権限を与えられる。

第八条　理事会の権限及び職務

理事会は、

(a) この協定の運用及び実施のため、必要な権限を有し、かつ、必要な任務を遂行する。

(b) その手続規則を制定する。

(c) 要請するときはいつでも、緩衝在庫の資産及び操作に関する情報であつてこの協定に基づくその職務の遂行に必要と認めるものを議長から受ける。

(d) 生産、消費、国際貿易及び在庫に関する必要な資料その他この協定の適切な運用に必要な情報であつて国の安全に関する第四十一条の規定に反しないものの提供を参加国に要請することができる。この場合において、その参加国は、その要請された情報を可能な最大限度まで提供する。

(e) 各四半期に少なくとも一回、その次の四半期におけるすずの生産及び消費の見積りを行なうものとし、また、その他の関連要因が当該四半期におけるすずの統計上の情勢全体に及ぼす影響を検討することができる。

(f) 世界のすず産業の短期的及び長期的問題に関する研究を継続するための措置をとるものとし、そのため、すず産業の問題に関して適当と認める研究を行ない又は促進する。

(g) すずの新たな用途に関し、及びすずの伝統的用途においてすずに代わる可能性がある代替品の開発に関して常に情報を受ける。

(h) すずの消費を促進するための研究を目的とする機関への一層広い参加を勧奨する。

(i) 第十五条の規定に基づいて設立される運営勘定のため借入れを行なう権限を有する。

(j)(i) 会計年度の終了後、当該会計年度におけるその活動に関する報告書を発表する。

(ii) 四半期の終了後、当該四半期末において保有されているすず地金のトン数を示す明細書を発表する。もつとも、その発表は、理事会が別段の決定を行なわない限り、当該四半期の終了の時から三箇月を経過した後に行なうものとする。

(k) その職務の遂行について自己を補佐するために必要と認める委員会を置き、その委員会の付託条項を作成することができる。その委員会は、理事会が別段の決定を行なわない限り、その手続規則を制定することができる。

(l)(i) 区分ごとの単純過半数票による議決で行使することができる自己の権限を、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決でいつでも委員会に委任することができる。ただし、次の事項に関連する権限については、この限りでない。

第十六条の規定に基づく分担金の額の査定

第十九条及び第二十九条の規定に基づく最低価格及び最高価格

第三十三条の規定に基づく輸出統制

第三十七条の規定に基づくすずの不足の場合の措置

(ii) 区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で(i)の委員会の構成国及び付託条項を決定する。

(iii) 単純過半数票による議決で、(i)の委員会への権限の委任又はその委員会の設置をいつでも取り消すことができる。

(m) 次のものと協議し及び協力するためにあらゆる適当な措置をとる。

(i) 国際連合、その適当な機関（特に国際連合貿易開発会議）、専門機関その他の国際連合関係の諸機関及び適当な政府間機関

(ii) 国際連合若しくは専門機関の加盟国である非参加国又は従前の国際すず協定の締約国であつた非参加国

第九条　理事会の議長及び副議長

(a) 理事会は、投票用紙を用いた区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で独立の議長を任命する。議長は、いずれかの参加国の国民であつてもよい。議長の任命は、この協定の効力発生後の理事会の第一回会期において検討する。

(b) 議長は、その任命に先だつ五年の期間中すず産業又はすず取引に実質的に従事したことがある者であつてはならず、また、第十三条に定める条件を満たす者でなければならない。

(c) 議長は、理事会が定める任期その他の条件に従つて在職する。

(d) 議長は、理事会の会合を主宰し、投票権を有しない。

(e) 理事会は、第一副議長及び第二副議長を毎年選挙する。これらの副議長は、各会計年度ごとに、それぞれ生産国の代表及び消費国の代表のうちから交互に選ばれる。

(f) 議長が一時的に不在である場合には、第一副議長又は必要に応じ第二副議長が、議長を代行する。議長を代行する副議長は、理事会が別段の決定を行なわない限り、会議を主宰する任務のみを有する。理事会は、議長が辞任した場合又は議長がその任務を遂行することが永久にできなくなつた場合には、新たな議長を任命する。

(g) 副議長は、議長の任務を遂行する間、投票権を有しない。その副議長が代表する参加国の投票権は、第七条(b)(ii)及び第十二条(c)の規定に従つて行使することができる。

第十条　理事会の会期

(a) 理事会は、年に少なくとも四回の会期を開催する。

(b) 寄託政府は、この協定に基づく理事会の第一回会合をロンドンにおいて招集する。その会合は、この協定の効力発生の後八日以内に行なわれる。

(c) 会合は、いずれかの参加国の要請により又はこの協定の規定に従い、議長が招集するものとし、議長に支障がある場合には、事務局長が第一副議長との協議の後同副議長に代わつて招集する。会合は、また、議長がその裁量によつて招集することができる。

(d) 会合は、理事会が別段の決定を行なわない限り、理事会の所在地において開催されるものとし、第二十九条の規定に基づいて招集される場合を除くほか、その開催については、各回につき少なくとも七日前に予告が与えられる。

(e) 理事会のいかなる会合においても、総体として生産国の票の三分の二以上を有する生産国の代表及び総体として消費国の票の三分の二以上を有する消費国の代表が出席していなければならない。理事会のいずれかの会期においてこの定足数を得ることができない場合には、少なくとも七日を経過した後に再び会期を招集する。この会期においては、総体として千をこえる票を有する参加国の代表が出席していなければならない。

第十一条　票数

(a) 生産国は、総体として千票を有する。こ

れらの票は、いずれの生産国も、五の基本票のほか、附属書Aに定めるすべての生産国の百分率の合計に対する自国の百分率の比率又は第三十三条(9)の規定に従つて随時発表される自国の百分率の比率にできる限り等しい比率で票を与えられるように、生産国の間に配分する。

(b) 消費国は、総体として千票を有する。これらの票は、いずれの消費国も、五の基本票のほか、附属書Bに定めるすべての消費国のトン数の合計に対する自国のトン数の比率にできる限り等しい比率で票を与えられるように、消費国の間に配分する。もつとも、

(i) 消費国が三十をこえる場合には、各消費国の基本票の数は、消費国が総体として有する基本票が百五十をこえてはならないという要件を満たす最大の整数とする。

(ii) 附属書Bに掲げられていないいずれかの国が消費国としてこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し、この協定の批准、承認若しくは受諾の意思を通告し、若しくはこの協定に加入し、又は第五条の規定に従つて生産国から消費国に区分を変更された場合には、理事会は、その国のトン数を決定し及び発表する。そのトン数は、この条の規定の適用上、同附属書に定めるトン数の一とみなし、理事会が決定する期日から実施する。

(iii) 理事会は、その第一回会期において附属書Bを修正することができるものとし、また、修正後の同附属書を発表する。修正後の同附属書は、この条の規定の適用上、その発表後直ちに実施する。

(iv) 理事会は、第一回会期の後は、各暦年の第二四半期中に開催される会合において、これに先だつ三暦年における各消費国のすずの年間消費量を検討するものとし、その年間消費量の平均を基礎として改定された各消費国のトン数を発表する。このトン数は、この条の規定の適用上、附属書Bに定めるトン数とみなし、その次の七月一日から実施する。

(c) 附属書Aもしくは附属書Bに掲げる国がこの協定の批准、承認若しくは受諾をせず若しくはこの協定の批准、承認若しくは受諾の意思を通告しなかつたため、この協定の関係規定が適用されたため、又はいずれかの参加国が区分を変更されたため、消費国又は生産国の票が合計千未満となる場合には、残余の票は、他の消費国又は他の生産国の間に配分する。各消費国又は各生産国に配分される票の数は、それらの国がそれぞれすでに有している票（基本票を除く。）の数にできる限り比例するものとし、また、一未満の数を伴わないものとする。

(d) いかなる参加国も、四百五十をこえる票を有しない。

(e) 一未満の票は、あつてはならない。

第十二条　理事会の投票手続

(a) 理事会の各構成国は、自国が理事会に有するすべての票を投ずる権利を有する。代表は、投票の際にその票を分割して投じてはならないものとし、また、棄権した場合には、投票しなかつたものとみなされる。

(b) 理事会の決定は、別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの単純過半数票による議決で行なう。

(c) いずれの参加国も、理事会が認める形式で、理事会のいずれかの会合において自国の利益を代表し及び自国の投票権を行使することを他の参加国に委任することができる。

第十三条　理事会の職員

(a) 第九条の規定に基づいて任命された議長は、理事会の決定に従つてこの協定を運用し及び実施することにつき、理事会に対して責任を負う。

(b) 議長は、理事会の所在地に置かれる事務局の役務及び職員の管理についても責任を負う。

(c) 理事会は、事務局長及び緩衝在庫の管理官（以下「管理官」という。）を任命し、並びにこれら二人の役員の勤務条件を決定する。

(d) 理事会は、管理官がこの協定に定める任務及び理事会の決定するその他の任務を遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(e) 議長は、理事会が必要と認める職員の補佐を受ける。すべての職員（事務局長及び管理官を含む。）は、議長に対して責任を負う。職員の任命の方法及び雇用の条件は、理事会が承認したものでなければならない。

(f) 議長及び理事会の職員は、すず産業又はすず取引にいかなる金銭上の利害関係をも有していてはならず、そのような関係を有している場合にはこれを終止するものとし、また、自己の業務又は任務に関し、いかなる政府からも、又は理事会及びこの協定に従つて理事会に代わつて行動する者以外のいかなる個人若しくは機関からも、指示を求め又は受けてはならない。

(g) 議長及び管理官その他の理事会の職員は、理事会によつて許可された場合及びこの協定に基づく自己の任務の適切な遂行に必要である場合を除くほか、この協定の実施又は運用に関するいかなる情報をも開示してはならない。

第十四条　特権及び免除

(a) 理事会は、各参加国において、この協定に基づく自己の職務の遂行に必要な通貨交換上の便宜を与えられる。

(b) 理事会は、法人格を有する。理事会は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。

(c) 理事会は、参加国において、その参加国の法律に反しない範囲内で、自己の資産、収入その他の財産につき、この協定に基づく自己の職務の遂行に必要な課税の免除を受ける。

(d) 理事会の本部の所在する領域が属する構成国（以下「接受国」という。）は、この協定の効力発生の後できる限りすみやかに、理事会並びにその議長、職員及び専門家並びに職務の遂行のために接受国の領域に滞在している構成国の代表につき、その地位、特権及び免除に関する取極で理事会が承認するものを理事会と締結する。

(e) (d)の取極は、この協定とは別個のものとし、それ自体の終了のための条件を定める。

(f) 接受国は、理事会がその被用者（接受国の国民を除く。）に支払う報酬に対する課税を免除する。

第十五条　会計

(a) (i) この協定の運用及び実施のため、運営勘定及び緩衝在庫勘定を置く。

(ii) 理事会の運営費（議長及び事務局長、管理官その他の職員の報酬を含む。）は、運営勘定に記帳する。

(iii) 緩衝在庫の取引又は操作のみに帰せられるすべての費用（借入れ、保管、委託及び保険に関する費用を含む。）は、この協定に基づく供与国の緩衝在庫への供与分から支弁され、管理官がこれを緩衝在庫勘定に記帳する。その他の種類の費用に係る緩衝在庫勘定の負担については、議長が決定する。

(b) 理事会は、理事会への代表並びにその代理及び顧問の費用については責任を有しない。

第十六条　運営勘定

(a)　理事会は、この協定の効力発生後の第一回会期において、その効力発生の日と当該会計年度の末日との間の期間につき運営勘定のための分担金及び支出の予算を承認するものとし、その後は、各会計年度について同様の年次予算を承認する。理事会は、いずれの会計年度中のいずれの時期においても、不測の事態が生じており又は生じようとしているため運営勘定の残高が理事会の運営費を支弁するためには不十分となるおそれがあると認める場合には、その会計年度の残余の期間について必要な追加予算を承認することができる。

(b)　理事会は、(a)の予算を基礎として、運営勘定に係る各参加国の分担金の額をスターリング貨で査定する。各参加国は、査定の通告を受けた時に理事会に対し自国の分担金の全額を支払う義務を負う。参加国は、自国がその査定の日に理事会に有する一票ごとに所要総額の二千分の一を支払う。ただし、いずれの参加国の分担金も、一会計年度につき二百スターリング・ポンド未満であつてはならない。

第十七条　分担金の支払及び現金による供与

(a)　参加国が前条及び第五十三条の規定に基づいて行なう運営勘定への払込み、供与国が第二十一条から第二十三条までの規定に基づいて行なう緩衝在庫勘定への現金による供与、第五十三条の規定に基づいて行なわれる運営勘定から参加国への支払並びに第二十一条から第二十三条まで、第三十一条及び第三十二条の規定に基づいて行なわれる緩衝在庫勘定から供与国への現金による返済は、スターリング貨又は、当該国の選択に従い、ロンドンの外国為替市場において自由にスターリング貨に交換される通貨で行なう。

(b)　理事会は、査定の通告の日から六箇月以内に運営勘定に係る分担金を支払わない参加国から、投票権を奪うことができる。その参加国が査定の通告の日から十二箇月以内に分担金を支払わない場合には、理事会は、その参加国からこの協定に基づく他のいずれの権利をも奪うことができる。ただし、理事会は、当該未払分担金を受領したときは、この(b)の規定に基づいて奪つた権利をその参加国に回復させる。

第十八条　会計検査及び勘定の発表

理事会は、各会計年度の終了後できる限りすみやかに、独立の者による会計検査を了した運営勘定及び緩衝在庫勘定を発表する。もつとも、その発表は、当該会計年度の終了の時から三箇月を経過した後に行なうものとする。

第七章　最低価格及び最高価格

第十九条　最低価格及び最高価格

(a)　この協定の実施のため、すず地金の最低価格及び最高価格を定める。

(b)　当初の最低価格及び最高価格は、第三次国際すず協定の終了の日に同協定に基づいて実施されていた最低価格及び最高価格とする。

(c)　最低価格と最高価格との間は、三の価格帯に分ける。理事会は、そのいずれの会合においても、各価格帯の限度を決定することができる。

(d)(i)　理事会は、この協定の効力発生後の第一回会期において、また、その後は随時に又は第二十九条の規定に従つて、最低価格及び最高価格がこの協定の目的の達成のために適当であるかどうかを検討するものとし、また、これらの価格のいずれか一方又は双方を改定することができる。

(ii)　理事会は、(i)の検討及び改定を行なうにあたり、すずの生産及び消費の短期的推移及び中期的傾向、その時点における鉱石生産力、将来の十分な鉱石生産力の維持の点から見た時価の妥当性その他の関係要素を考慮に入れる。

(e)　理事会は、改定した最低価格及び最高価格（第二十九条の規定に基づいて決定した暫定価格及び改定価格を含む。）並びに改定した価格帯をできる限りすみやかに発表する。

第八章　緩衝在庫

第二十条　緩衝在庫の設置

(a)　緩衝在庫を設置する。

(b)(i)　生産国は、次条の規定に従つて緩衝在庫への供与を行なう。

(ii)　千九百七十年の国際連合すず会議に招請されたいずれの国も、また、第二十二条の規定に従つて緩衝在庫への自発的供与を行なうことができる。

(c)　この条の規定の適用上、供与分のうち現金による部分は、この協定の効力発生の日に実施されている最低価格によりその現金の額で購入することができるトン数のすず地金に相当するものとみなす。

第二十一条　義務的供与

(a)(i)　生産国は、総体として、すず地金二万トン相当分を緩衝在庫に供与する。

(ii)　(i)に定める総供与枠のうち七千五百トン相当部分については、この協定の効力発生の日に供与の義務が生ずるものとし、その供与は、(iii)の規定に従うことを条件として、この協定に基づく理事会の第一回会合の日に行なう。

(iii)　理事会は、(i)及び(ii)の規定に基づいて行なわれる供与につき、現金による供与要請分とすず地金による供与要請分との比率を決定する。生産国は、理事会の決定する期日に現金による供与を行ない、また、その期日から三箇月以内にすず地金による供与を行なう。

(iv)　理事会は、(i)に定める総供与枠のうち残りの部分の全部又は一部について供与を行なうべき一又は二以上の期日及び各回の供与要請分を随時決定することができる。もつとも、理事会は、少なくとも十四日前に予告を行なうことによつてその供与の実行を要請する権限を議長に与えることができる。

(v)　理事会は、(ii)の規定に基づく供与分と次条の規定に基づく自発的供与分との合計をこえる現金資産を緩衝在庫勘定に保有する場合には、当該超過分をこの条の規定に基づく各生産国の供与分に比例して各生産国に返還することができる。(iv)にいう残りの部分は、当該返還分だけ増加する。生産国は、その要請により、受領すべき返還分を緩衝在庫に留保することができる。

(b)　(a)の規定に基づく供与は、当該供与国の同意を得て、第三次国際すず協定に基づく緩衝在庫からの振替えによつて行なうことができる。

(c)　(a)に定める総供与枠は、附属書Aに定める百分率に従つて生産国の間に割り当てる。その百分率は、第三十三条(m)の規定に従い、理事会の第一回会期において検討され、再決定される。

(d)(i)　附属書Aに掲げるいずれかの国がこの協定の効力発生の後この協定を批准し、承認し若しくは受諾し、この協定の批准、承認若しくは受諾の意思を通告し、若しくはこの協定に加入し、又はいずれかの参加国が第五条の規定に従つて消費国から生産国に区分を変更された場合には、当該国の供与割当分は、理事会が同附属書に定める当該国の百分率を参照して決定する。

(ii)　(i)の規定に基づいて決定される供与割当分は、批准書、承認書、受諾書、通告

書若しくは加入書の寄託の日又は理事会が第五条(b)の規定に基づいて決定する期日に行なう。

(iii) 理事会は、(i)の規定に基づいて受領した供与分を限度として、他の生産国又は消費国に対して返還を行なうことを決定することができる。理事会は、その返還を全部又は一部すず地金によつて行なうことを決定する場合には、必要と認める条件をその返還に付することができる。生産国は、その要請により、受領すべき返還分を緩衝在庫に留保することができる。

(e) (i) この条の規定に基づく供与を行なうため自国の在庫からすずを輸出することを希望する生産国は、第三十三条の規定に基づいて決定される自国の輸出許可トン数のほかに、その希望する数量のすずの輸出の許可を理事会に申請することができる。

(ii) 理事会は、(i)の申請を審査し、必要と認める条件を付してこれを承認することができる。その条件が満たされる場合において、輸出される地金又は精鉱が緩衝在庫に引き渡されるすず地金となることを確認するために理事会の要求する証拠が提供されるときは、第三十三条(n)から(p)までの規定は、当該輸出については適用しない。

(f) 管理官は、ロンドン金属取引所が正式に認める倉庫又は理事会が決定するその他の場所においてすず地金による供与分を受領することができる。そのようにして引き渡されるすずの銘柄は、同取引所に登録され、かつ、同取引所によつて承認されたものでなければならない。

第二十二条　自発的供与

(a) 千九百七十年の国際連合すず会議に招請されたいずれの国も、理事会の同意を得て、かつ、返還その他に関する条件を付して、現金若しくはすず地金又はその双方による自発的供与を緩衝在庫に行なうことができる。その自発的供与は、前条(a)に定める総供与枠への追加として行なわれる。

(b) 議長は、参加国及び(a)の規定に基づいて供与を行なつた非参加国に対し、(a)の自発的供与分の受領を通告する。

(c) 理事会は、(a)の規定に基づいて付した条件にかかわらず、(a)の規定に基づき緩衝在庫への自発的供与を行なつた国に対し、当該自発的供与分の全部又は一部を返還することができる。当該返還分の全部又は一部がすず地金によるものである場合には、理事会は、必要と認める条件をその返還に付することができる。

第二十三条　制裁

(a) 理事会は、第二十一条(a)(iv)の規定に基づく義務を履行しなかつた生産国に対する制裁措置を決定する。

(b) 理事会は、生産国が第二十一条の規定に基づく義務を履行しない場合には、その生産国からこの協定に基づく権利及び特権の一部又は全部を奪うことができるものとし、また、他の生産国に対し、現金若しくはすず地金又はその双方によつて当該不履行分を補充することを要求することができる。

(c) (b)の不履行分の一部がすず地金によつて補充される場合には、その不履行分を補充する生産国は、第三十三条の規定に基づいて決定される輸出許可トン数のほかに、自国に要求される数量のすずの輸出を許可される。輸出される地金又は精鉱が緩衝在庫に引き渡されるすず地金となることを確認するために理事会の要求する証拠が提供されるときは、同条(n)から(p)までの規定は、当該輸出については適用しない。

(d) 理事会は、いつでも、その決定する条件で次のことを行なうことができる。

(i) (a)に規定する義務の不履行の状態が是正された旨を宣言すること。

(ii) 当該生産国に権利及び特権を回復させること。

(iii) その時点における国際金利水準を考慮して決定する利率による利子を付して(b)の規定に基づく他の生産国の追加の供与分を返還すること。追加の供与分のうちすず地金による部分に係る利子の額は、理事会が(b)の要求を決定した日のロンドン金属取引所におけるすず地金の決済価格で当該部分を現金に換算した価額を基礎として算定する。理事会は、当該返還を全部又は一部すず地金によつて行なう場合には、必要と認める条件を当該返還に付することができる。

第二十四条　緩衝在庫のための借入れ

(a) 理事会は、緩衝在庫のため、緩衝在庫に保有されているすずの倉荷証券を担保として、必要と認める金額を借り入れることができる。ただし、その借入れの最高限度額及び条件は、消費国が投ずる票の過半数及び生産国が投ずる票の全部による議決で承認されたものでなければならない。

(b) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、緩衝在庫のための借入れに適当と認める他の措置をとることができる。

(c) いずれの参加国も、自国が同意しない限り、この条の規定に基づいて義務を課されることはない。

第二十五条　緩衝在庫の操作

(a) 管理官は、第十三条の規定に従い、この協定の規定及び理事会の指示の範囲内で、緩衝在庫の操作につき議長に対して責任を負う。

(b) この条の規定の適用上、すずの市場価格は、ロンドン金属取引所におけるすずの現物価格又は理事会が随時決定するその他の価格とする。

(c) (i) すずの市場価格が、最高価格に等しい場合又はこれを上回つている場合において、管理官は、その処分することができるすずがあるときは、理事会から別段の指示を受けない限り、次条及び第二十七条の規定に従うことを条件として、すずの市場価格が最高価格を下回る時又はその処分することのできるすずがなくなる時まで、ロンドン金属取引所において市場価格ですずを売りに出す。

(ii) 最低価格と最高価格との間の上限価格帯にある場合において、管理官は、市場価格の急激な騰貴を防止するために必要と認めるときは、すずの純売手として、ロンドン金属取引所において市場価格で操作することができる。

(iii) 最低価格と最高価格との間の中間価格帯にある場合において、管理官は、理事会の特別の許可があるときに限り、すずの売却若しくは購入又はその双方を行なうことができる。

(iv) 最低価格と最高価格との間の下限価格帯にある場合において、管理官は、市場価格の急激な下落を防止するために必要と認めるときは、すずの純買手として、ロンドン金属取引所において市場価格で操作することができる。

(v) 最低価格に等しい場合又はこれを下回つている場合において、管理官は、その処分することができる資金があるときは、理事会から別段の指示を受けない限り、次条及び第二十七条の規定に従うことを条件として、すずの市場価格が最低価格を上回る時又はその処分することのできる資金がなくなる時まで、ロンドン金属取引所において最低価格ですずを買

いに出る。

(d) 管理官は、(c)の規定に基づきロンドン金属取引所においてすずを購入し又は売却することができる場合には、他の既存のすず市場においてもすずを購入し又は売却することができる。ただし、この協定の終了前に完了しない先物取引を行なうことはできない。

第二十六条　緩衝在庫の操作の理事会による制限又は停止

(a) 理事会は、この協定の目的の達成に必要と認める場合には、前条(c)(ii)及び(iv)の規定にかかわらず、すずの先物取引を制限し又は停止することができる。

(b) 理事会は、前条(c)(i)及び(v)の規定にかかわらず、この協定の目的がこれらの規定に基づく管理官の義務の履行によつては達成されないと認める場合には、その会期中において緩衝在庫の操作を制限し又は停止することができる。

(c) 理事会は、次条(a)の規定に基づく制限又は停止を追認することができるものとし、また、議長が同条(b)の規定に基づいて制限又は停止を撤回した場合には、その制限又は停止を復活させることができる。理事会がなんらの決定をも行なわない場合には、緩衝在庫の操作は、再開し、又は制限なしに継続する。

(d) 理事会は、この条又は次条の規定に従つて決定された緩衝在庫の操作が制限され又は停止されている間、六週間をこえない間隔を置いてその決定を検討する。理事会が当該検討を行なう会合においてその制限又は停止の継続を支持する決定を行なわない場合には、緩衝在庫の操作は、再開される。

第二十七条　緩衝在庫の操作の議長による制限又は停止

(a) 前条(b)の規定に基づく緩衝在庫の操作の制限又は停止の権限は、理事会が会期中でない間、議長に与えられる。

(b) 議長は、(a)の規定に基づく自己の権限によつて決定した緩衝在庫の操作の制限又は停止をいつでも撤回することができる。

(c) 議長は、(a)の規定に基づく自己の権限によつて緩衝在庫の操作を制限し又は停止することを決定した後直ちに、その決定を検討するための理事会の会合を招集する。この会合は、制限又は停止の日の後十四日以内に開催する。

第二十八条　緩衝在庫のその他の操作

(a) 理事会は、特定の場合において、管理官に対し、第四十条の規定に従つて、政府の非商業的在庫からすずを購入し若しくはこれにすずを売却し、又は政府の非商業的在庫のためにすずを売却することを許可することができる。第二十五条(c)の規定は、その許可に係るすず地金については適用しない。

(b) 理事会は、前三条の規定にかかわらず、管理官の資金が緩衝在庫の操作に要する費用を支弁するために不十分である場合には、管理官に対し、当該費用を支弁するために十分な量のすずを時価で売却する権限を与えることができる。

第二十九条　緩衝在庫及び為替相場の変更

(a) 為替相場の変更に伴い最低価格及び最高価格の再検討が必要になつたと議長又はいずれかの参加国が認める場合には、議長は、その再検討を行なうため直ちに理事会の会合を招集することができるものとし、また、当該参加国は、議長に対してその招集を要請することができる。その会合は、七日より短い予告期間を置いて開催することができる。

(b) 議長は、(a)の場合において、管理官によるすずの売却又は購入がこの協定の目的の達成を妨げるおそれがあるような数量で行なわれることを防止するため必要であると認めるときは、(a)に規定する理事会の会合が行なわれるまでの間、暫定的に緩衝在庫の操作を制限し又は停止することができる。

(c) 理事会は、この条に規定する緩衝在庫の操作の制限若しくは停止又はその追認を決定することができる。暫定的に制限され又は停止された緩衝在庫の操作は、理事会がなんらの決定をも行なわない場合には、再開される。

(d) 理事会は、この条に規定する緩衝在庫の操作の制限若しくは停止又はその追認を決定した日から三十日以内に、暫定的な最低価格及び最高価格を決定すべきかどうかを検討するものとし、その決定を行なうことができる。

(e) 理事会は、暫定的な最低価格及び最高価格を決定した日から九十日以内に、それらの価格を再検討するものとし、また、新たな最低価格及び最高価格を決定することができる。

(f) 理事会は、(d)の規定に基づく暫定的な最低価格及び最高価格の決定を行なわなかつた場合には、その後の会合において、最低価格及び最高価格を決定することができる。

(g) 緩衝在庫の操作は、(d)から(f)までの規定に従つて決定される最低価格及び最高価格を基礎として再開する。

第三十条　この協定の終了の際に行なう緩衝在庫の清算

(a) 理事会は、第三十三条の規定に従つていずれかの統制期間における総輸出許可トン数を決定するに際し、第五十三条(c)の規定に基づいてこの協定の更新を検討した結果に照らしその時点において緩衝在庫に保有されているすず地金の数量を削減する必要があるかどうかを決定するものとし、その必要があると認めた場合には、他の状況において当該統制期間につき決定したであろう総輸出許可トン数から一定の数量を控除した総輸出許可トン数を決定することができる。

(b) 管理官は、理事会の指示の範囲内において、緩衝在庫から(a)の控除分に相当する数量のすず地金をその時点における市場価格で売却することができる。ただし、その市場価格が最低価格を下回つている場合は、この限りでない。

(c) 第二十五条から前条まで及び(b)の規定に基づく緩衝在庫のすべての操作は、この協定の終了の際に終止する。管理官は、その後は、新たにすず地金を購入してはならないものとし、また、次条(a)及び第三十二条(c)(ii)の場合並びに(d)の規定に基づき理事会から権限を与えられた場合を除くほか、すず地金を売却することができない。

(d) 管理官は、緩衝在庫の清算に関し、理事会が次条及び第三十二条の措置に代えて随時他の措置を決定しない限り、次条、第三十二条及び附属書Ⅱの措置をとる。

第三十一条　清算手続

(a) 管理官は、この協定の終了の後できる限りすみやかに、この条の規定に従つて行なわれる緩衝在庫の清算の費用の総額の見積りを作成し、かつ、その費用を支弁するために十分であると認める金額を緩衝在庫勘定の残高から保留しておく。管理官は、緩衝在庫勘定の残高がその費用を支弁するために不十分である場合には、必要な追加額を調達するために十分な数量のすず地金を売却する。

(b) 供与国が緩衝在庫について有する持分は、この協定に定める条件に従つて、その供与国に返還する。

(c)(i) 各供与国の持分は、附属書Hに定める手続によつて確定する。

(ii) 理事会は、すべての供与国が要請する場合には、附属書Hを修正する。

第三十二条　清算残高の割当て及び返還

(a) 附属書Hに定める手続によつて配分することのできる現金及びすず地金につき供与国が有する持分は、前条(a)の規定に従うことを条件として、その供与国に割り当てる。ただし、供与国は、第十七条、第二十三条、次条、第四十二条、第四十三条又は第五十二条の規定に従つて緩衝在庫の清算残高への参加の権利の全部又は一部を奪われた場合には、その奪われた限度においてその持分の返還を受けることができなくなるものとし、その結果生ずる余剰分は、不足分の割当てについて附属書H(iv)に定める方法で他の供与国の間に割り当てる。

(b) 前条(b)及び(c)並びに(a)の規定に基づいて割り当てられるすず地金と現金との比率は、各供与国について同一とする。

(c) 供与国は、附属書Hに定める手続によつて自国に割り当てられる現金の返済を受ける。また、同様に供与国に割り当てられるすず地金は、

(i) 理事会が適当と認める分割方法で、理事会が適当と認める二十四箇月以内の期間にわたつて引き渡され、又は、

(ii) その供与国の選択に従つて売却され、当該売上金の純額は、その供与国に支払われる。

(d) 管理官は、すず地金の全部が(c)の規定に従つて処分された場合には、前条(c)の規定及び附属書Hに従つて定められる比率で、同条(a)の規定に基づいて保留しておいた金額の残高を各供与国に配分する。

第九章　輸出統制

第三十三条　輸出統制

(a) 理事会は、第八条(e)の規定に基づいて行なう生産及び消費の見積りを検討した結果に照らし、かつ、緩衝在庫に保有されているすず地金の数量及び現金の額、他の在庫分の数量、入手可能性及び予想される傾向、すず取引、すず地金の時価その他すべての関係要素を考慮に入れて、生産国がこの条の規定に従つて輸出することのできるすずの数量を随時決定し及び統制期間を宣言することができるものとし、また、その宣言と同一の決議により、当該統制期間について総輸出許可トン数を決定する。理事会は、この総輸出許可トン数を決定するにあたり、すず地金の価格が最低価格と最高価格との間に維持されるよう、供給を需要に適合させることを任務とするものとし、また、予測することのできない状況から生ずることがある供給と需要との間の不均衡を是正するために十分なすず地金及び現金を緩衝在庫に維持することを目標とする。

(b) 各統制期間は、四半期に対応するものとする。ただし、理事会は、輸出制限がこの協定の有効期間中初めて実施される場合及び輸出制限が実施されなかつた期間の後再び実施される場合には、三月三十一日、六月三十日、九月三十日又は十二月三十一日を末日とする二箇月以上五箇月以内の期間を統制期間として宣言することができる。

(c) 各統制期間におけるこの協定に基づく輸出制限は、理事会の決定によるものとし、いずれの期間においても、理事会がその期間を統制期間として宣言しない限り、また、理事会がその期間における総輸出許可トン数を決定しない限り、実施されない。

(d) 理事会は、すでに宣言した統制期間についてその開始前に当該宣言を取り消し又は当該統制期間をその開始の後に終了させることができる。そのような取消し又は終了の場合には、当該統制期間は、(i)及び(b)(ii)から(iv)までの規定の適用上、統制期間とみなさない。

(e) 理事会は、最小限度量として一万トンのすず地金がいずれかの期間の当初に緩衝在庫に保有される見込みがあると認めない限り、その期間を統制期間として宣言してはならない。もつとも、

(i) 輸出制限が実施されなかつた期間の後初めて統制期間が宣言される場合には、この(e)の最小限度量は、五千トンとし、この数量は、宣言された当該統制期間の開始の日又は理事会の決定する期日から理事会の決定する期日まで実施される。

(ii) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、いかなる統制期間についても、一万トン又は五千トンの最小限度量を削減することができる。

(f) 実施されている総輸出許可トン数は、緩衝在庫に保有されているすず地金が(e)に定める最小限度量（(e)の規定に基づいて削減されたものを含む。）を下回つているという事実のみによつては、当該統制期間中実施されなくなることはない。

(g) 理事会は、緩衝在庫の操作が第二十六条、第二十七条又は第二十九条の規定に基づいて制限され又は停止されている場合にも、統制期間を宣言し、総輸出許可トン数を決定することができる。

(h) 理事会は、(a)の規定に基づいてすでに決定した総輸出許可トン数を改定することができる。ただし、その総輸出許可トン数は、当該統制期間中、削減することができない。

(i) 理事会は、(a)の規定に基づき、統制期間を宣言し、その統制期間について総輸出許可トン数を決定した場合には、同時に、千九百七十年の国際連合すず会議に招請された国であつて自国の領域内の鉱山においてすずを生産しているものに対し、その国の生産するすずの輸出につき、当該統制期間中、その国との合意により適当と認める輸出制限の実施を要請することができる。

(j) 総輸出許可トン数が、第三次国際すず協定に基づき同協定の最後の四半期について決定され、かつ、同協定の終了の際になお実施されている場合には、この条の規定にかかわらず、

(i) この協定の効力発生の日から開始する統制期間は、この協定に基づいて宣言されたものとみなす。

(ii) (i)の統制期間における総輸出許可トン数は、理事会がこの条の規定に従つて改定しない限り、第三次国際すず協定に基づき同協定の最後の四半期について決定された総輸出許可トン数に比例して決定される。

もつとも、この協定に基づく理事会の第一回会期の際に緩衝在庫に保有されているすず地金が一万トンを下回つている場合には、理事会は、当該会期において情勢を検討するものとし、輸出制限の継続を決定しなかつたときは、(i)の統制期間は、統制期間でなくなる。

(k) いずれかの統制期間における総輸出許可トン数は、附属書Aに定める各生産国の百分率又はこの協定に従つて発表されることがある修正後の百分率の表に定める各生産国の百分率に比例して生産国の間に割り当てるものとし、当該統制期間につきいずれかの生産国に関してこのように算定されたすずの数量は、当該統制期間におけるその生産国の輸出許可トン数とする。

(l) この協定の効力発生の後、いずれかの国が、生産国として、この協定を批准し、承認若しくは受諾し、この協定の批准、承認若しくは受諾の意思を通告し、若しくは

この協定に加入し、又は第五条の規定に基づく消費国から生産国への区分の変更を理事会によつて承認された場合には、理事会は、その国の百分率を決定した後、他のすべての生産国の百分率をそれぞれその時点におけるそれらの生産国の百分率に比例して再決定する。

(m)(i)　理事会は、生産国の百分率を検討し、附属書Gの規則に従つてこれを再決定する。もつとも、生産国の百分率は、理事会の第一回会期において行なわれる一回目の再決定の場合を除くほか、いずれの十二箇月の期間中にも、その期間の当初におけるその生産国の百分率の十分の一をこえて削減してはならない。

(ii)　理事会は、附属書Gの規則に従つて措置をとるにあたり、いずれかの生産国が例外的なものとして陳述する状況に妥当な考慮を払うものとし、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で同附属書の規則の全部又は一部の適用を免除することができる。

(iii)　理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で附属書Gの規則を随時修正することができる。その修正後の規定は、同附属書に含まれているものとして適用する。

(iv)　この(m)に定める手続によつて算定した百分率は、発表するものとし、かつ、附属書Aに定める百分率に代えて、理事会の決定の日に続く四半期の初日から実施する。

(n)(i)　理事会は、(k)の規定にかかわらず、生産国の同意を得て、その生産国の輸出許可トン数を削減し、他のすべての生産国の間に、これらの生産国の百分率に比例して又は必要に応じ他の方法で、当該削減分を割り当てることができる。

(ii)　(i)の規定に従いいずれかの統制期間についてい決定されたいずれかの生産国のすずの数量は、この条の規定の適用上、当該統制期間におけるその生産国の輸出許可トン数とみなす。

(o)(i)　いずれかの統制期間における自国の輸出許可トン数に基づいて輸出する権利を有する数量のすずを当該統制期間中に輸出することができないと考える生産国は、できる限りすみやかに、いかなる場合にもその輸出許可トン数が実施された日の後二箇月以内に、理事会に対してその旨を宣言しなければならない。

(ii)　理事会は、(i)の宣言を受理した場合又はいずれかの生産国がその輸出許可トン数に基づいて輸出する権利を有する数量のすずをいずれかの統制期間中に輸出することができないと認める場合には、所定の総輸出許可トン数のすずが実際に輸出されるために必要と認める数量だけ当該統制期間における総輸出許可トン数を増加することができる。

(p)(i)　統制期間における生産国のすずの純輸出量は、この条に別段の定めがある場合を除くほか、当該統制期間におけるその生産国の輸出許可トン数を限度とする。

(ii)　理事会は、いずれかの統制期間におけるいずれかの生産国のすずの純輸出量が、(i)の規定にかかわらず、当該統制期間におけるその生産国の輸出許可トン数を五パーセントをこえて超過する場合には、当該超過分に等しい数量まで緩衝在庫に追加の供与を行なうことをその生産国に要求することができる。その供与は、すず地金若しくは現金により又は理事会が定めるすず地金と現金との比率で理事会が決定する一又は二以上の期日までに行なう。供与すべき現金の額は、この協定の効力発生の日に実施されている最低価格で算定するものとし、また、供与すべきすず地金の数量は、その供与が行なわれる統制期間におけるその生産国の輸出許可トン数への追加分としない。

(iii)　いずれかの連続する四の統制期間（(ii)の超過があつた統制期間を含む。）におけるいずれかの生産国のすずの純輸出量の合計が、(i)の規定にかかわらず、当該四の統制期間におけるその生産国の輸出許可トン数の合計を一パーセントをこえて超過する場合には、その後の四の各統制期間におけるその生産国の輸出許可トン数は、当該超過分の合計の四分の一に相当する数量又は理事会が決定する一層大きい数量だけ削減することができる。もつとも、その削減は、当該超過分の合計の二分の一に相当する数量を限度とするものとし、また、理事会がこれを決定した統制期間に続く次の統制期間から実施される。

(iv)　いずれかの生産国のすずの純輸出量の合計が、連続する四の統制期間において(iii)に規定するようにその生産国の輸出許可トン数をこえた後、さらに、その後のいずれかの連続する四の統制期間（(iii)の規定の適用を受ける統制期間を除く。）において当該四の統制期間におけるその生産国の輸出許可トン数の合計をこえる場合には、理事会は、(iii)の規定に従つてその国の輸出許可トン数を削減するほか、緩衝在庫の清算残高へのその生産国の参加の権利を最初はその二分の一まで奪うことを宣言することができる。理事会は、その決定する条件で、当該参加の権利のうちそのようにして奪つた部分をいつでもその生産国に回復させることができる。

(v)　自国の輸出許可トン数（この条の他の規定に基づいて増加されたものを含む。）をこえる数量のすずを輸出した生産国は、できる限り早い機会に、この協定に対する自国のそのような違反の状態を是正するための効果的な措置をとらなければならない。理事会は、この(p)の規定に基づいてとる行動を決定するにあたり、その生産国が当該効果的な措置をとらず又はとることが遅れたことを考慮に入れる。

(q)　生産国の百分率の合計がいずれかの生産国の百分率の決定若しくは変更又はいずれかの生産国の脱退のために百でなくなる場合には、他の各生産国の百分率は、その合計が百になるように比例的に調整される。この場合において、理事会は、できる限りすみやかに、修正後の百分率の表を発表する。その表は、その修正が決定された統制期間に続く次の統制期間の初日から輸出統制について実施する。

(r)　各生産国は、自国の輸出量が当該統制期間における自国の輸出許可トン数にできる限り一致するように、この条の規定を遵守し及び実施するため必要な措置をとる。

(s)　理事会は、この条の規定の適用上、生産国のすずの輸出量に、その生産国の鉱業生産から得られるいずれの物質のすず含有量をも含めることを決定することができる。

(t)　すずは、附属書Cに掲げる生産国につき同附属書に定めるその生産国の手続が完了した場合には、輸出されたものとみなす。ただし、

(i)　理事会は、その生産国の同意を得て随時同附属書を修正することができる。その修正後の手続は、同附属書に含まれているものとして実施する。

(ii)　理事会は、すずがいずれかの生産国から同附属書に定めのない手続によつて輸出された場合には、この協定の適用上そのすずを輸出されたものとみなすべきかどうかを決定するものとし、輸出された

ものとみなすときは、その輸出が行なわれたとみなす時点を決定する。

(u) (p)(ii)から(iv)までの規定の適用上、第三次国際すず協定第七条の規定に基づいて総輸出許可トン数が決定されていた統制期間及び同条の規定に基づいて課された制裁は、この協定の効力発生の日から、この条の規定に基づいて決定され及び課されたものとみなす。

第三十四条　特別輸出

(a) 理事会は、統制期間を宣言した後いつでも、附属書Dに定める条件が満たされていると認める場合には、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、前条(k)の輸出許可トン数のほかに特定の数量のすずの輸出（以下「特別輸出」という。）を許可することができる。

(b) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、特別輸出につき必要と認める条件を付することができる。

(c) 第三十六条の規定が遵守され、かつ、理事会が(b)の規定に基づいて付する条件が満たされる場合には、特別輸出に係るすずの数量は、前条(n)から(p)までの規定を適用するにあたつて考慮に入れない。

(d) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、附属書Dに定める条件をいつでも修正することができる。もつとも、その修正は、いずれかの国がすでに与えられた許可に基づいてとつた措置及び(b)の規定に基づいてすでに付された条件に影響を及ぼすものではない。

第三十五条　特別寄託

(a) 生産国は、理事会の同意を得て、いつでも管理官にすず地金の特別寄託を行なうことができる。特別寄託分は、緩衝在庫に保有されているすず地金の一部として取り扱われないものとし、管理官は、これを自由に処分してはならない。

(b) 自国内におけるすず鉱石の生産から得られるすず地金の特別寄託を行なう意思を有する旨を理事会に通報した生産国は、第三十三条の規定に基づいて自国に割り当てられた輸出許可トン数の枠外で、特定のすず地金又は精鉱を、それらが特別寄託の対象であるすず地金となることを確認するために必要とされる証拠を理事会に提供することを条件として、輸出することを許可される。その輸出については、その生産国が次条に定める要件を満たしている限り、第三十三条(n)から(p)までの規定を適用しない。

(c) 特別寄託分は、管理官にとつて便利な場所においてのみ受領される。

(d) 議長は、すべての特別寄託分の受領を参加国に通告する。その通告は、特別寄託分の受領の時から三箇月を経過した後に行なう。

(e) すず地金の特別寄託を行なつた生産国は、いずれかの統制期間における自国の輸出許可トン数の枠内で行なう輸出に充てるため、当該特別寄託分の全部又は一部の返還を受けることができる。この場合において、特別寄託分のうち返還を受けた部分は、第三十三条の規定の適用上、その返還が行なわれた統制期間中に輸出されたものとみなす。

(f) 特別寄託分は、統制期間として宣言されなかつた四半期においては、次条(h)の規定に従うことのみを条件として、その特別寄託を行なつた生産国が自由に処分することができる。

(g) 特別寄託に関連して生ずるすべての経費は、その特別寄託を行なう生産国が負担するものとし、理事会は、いかなる経費をも負担しない。

第十章　在庫

第三十六条　生産国のすずの在庫分のうち附属書Cに定めるその生産国の手続による輸出が行なわれなかつた部分は、統制期間中のいかなる時点においても、その生産国について附属書Eに定める数量をこえてはならない。

(a) (i) いずれかの生産国のすずの在庫分のうち附属書Cに定めるその生産国の手続による輸出が行なわれなかつた部分は、統制期間中のいかなる時点においても、その生産国について附属書Eに定める数量をこえてはならない。

(ii) (i)の在庫分には、鉱山と附属書Cに掲げる輸出地点との間で輸送の途上にあるすずを含まない。

(iii) 理事会は、附属書Eを修正することができるものとし、その修正にあたりいずれかの生産国について附属書Eに定める数量を増加した場合には、その増加分につき、期間、その後の輸出等に関する条件を付することができる。

(b) 第三次国際すず協定第十四条2の規定に基づいて承認され、かつ、同協定の終了の際なお実施されている割合の増加及びこれに関連して付されている条件は、理事会がこの協定の効力発生の後六箇月以内に別段の決定を行なわない限り、この協定に基づいて承認され、又は付されたものとみなす。

(c) 前条の規定に基づく特別寄託分の数量に相当する数量は、当該生産国がこの条の規定に基づいて統制期間中保有することを許される在庫分の数量から控除する。

(d) (i) 附属書Fに掲げるいずれかの生産国において、すず鉱石が同附属書に掲げる他の鉱物の採掘の際に鉱床から不可避的に採掘され、そのため、(a)に規定する在庫量の限度が当該他の鉱物の採掘を不当に制限することとなる場合には、その生産国は、当該精鉱に含まれるすずを、それがもつぱら当該他の鉱物とともに得られたものであり、かつ、実際に自国内に保持されるものであることを自国の政府が証明する限り、追加の在庫分として保有することができる。もつとも、採掘された当該他の鉱物の総量に対する当該追加の在庫量の比率は、いかなる場合にも、同附属書に定める比率をこえてはならない。

(ii) (i)の追加の在庫分の輸出は、理事会の同意がある場合を除くほか、緩衝在庫に保有されているすべてのすず地金の清算が終了する時まで開始してはならず、その後行なわれる追加分の輸出の数量は、各四半期において全輸出量の四十分の一又は二百五十トンのいずれか多い方をこえてはならない。

(e) 附属書E又は附属書Fに掲げる国は、理事会と協議して、(a)(iii)の増加分及び(d)(i)の追加の在庫分の維持、保全及び管理を規制する規則を設ける。

(f) 理事会は、関係生産国の同意を得て、附属書E及び附属書Fを修正することができる。

(g) 各生産国は、自国のすずの在庫分のうち附属書Cに定める自国の手続による輸出が行なわれなかつた部分に関する明細書を、理事会が要求する間隔で理事会に提出する。その明細書は、鉱山と同附属書に掲げる輸出地点との間で輸送の途上にあるすずに関する事項を記載しないものとし、また、(d)の規定に基づく在庫分を別個に記載するものとする。

(h) 前条の規定に基づいて特別寄託分を保有し又は(a)の規定に従つて在庫量を増加することを許された生産国は、この協定の終了の十二箇月前までに、その特別寄託分の輸出及びその増加分の全部又は一部（(d)の規定によつて輸出を規制される追加の在庫分を除く。）の輸出に関する計画を理事会に通報するものとし、また、すず市場をできる限り混乱させることなく、かつ、緩衝在庫の清算に関する第三十条の規定に抵触することなく、それらの輸出を行なう最良の方法について理事会と協議する。関係生産国

は、理事会の勧告に対して妥当な考慮を払う。

第十一章　すずの不足

第三十七条　すずの不足の場合の措置

(a)　理事会は、すずの供給に重大な不足が生じ又は生ずるおそれがあると認める場合には、いつでも、その決定する期間におけるすずの総需要量及び総入手可能量を見積もることができるように、あらゆる必要な調査を行なう。

(b)　研究及び調査並びに関連要因の検討の結果、すずの不足の危険があると認められる場合には、理事会は、

(i)　参加国が供給することのできるすずの数量をできる限り急速に増加する措置をとることをその参加国に勧告する。

(ii)　供給可能なすずの公平な配分を消費国に確保するための取決めを理事会と行なうよう参加国に要請することができる。

(iii)　すずのいかなる不足をも防止するため、常に市場の動向を監視する。

第十二章　雑則

第三十八条　公正な労働基準

参加国は、生活水準の低下及び世界の貿易における不公正な競争状態の発生を避けるため、すず産業において公正な労働基準を確保するように努力することを宣言する。

第三十九条　一般的規定

(a)　参加国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進するように最善の努力を払い及び協力する。

(b)　参加国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾することを約束する。

(c)　参加国は、(a)の規定の適用を害することなく、特に次のことを遵守しなければならない。

(i)　自国の需要の全部を満たすために十分な量のすずを入手することができる間、特定の最終用途のためのすずの使用を禁止せず又は制限しないこと。ただし、その禁止又は制限が貿易に関する他の国際協定に抵触しないものである場合は、この限りでない。

(ii)　すずの生産が能率の低い企業から能率の高い企業に移ることを促進するような条件を設定すること。

(iii)　鉱床の尚早な放棄を防止することによつてすず資源の保存を奨励すること。

第四十条　非商業的在庫のすずの処分

(a)　非商業的在庫のすずの処分を希望する参加国は、十分な予告期間を置いて、その処分計画につき理事会と協議する。

(b)　理事会は、いずれかの参加国が非商業的在庫のすずの処分計画について予告を行なつた場合には、(d)の規定の適切な実施を確保するため、その処分計画につきすみやかにその参加国と公式に協議する。

(c)　理事会は、(b)の処分の進展状況を随時検討するものとし、また、その処分を行なう参加国に対し勧告を行なうことができる。

(d)　すずの処分は、生産者、加工者及び消費者の利益を保護することに妥当な考慮を払つて、それらの者のための通常の市場の混乱をできる限り避けることによつて行なう。また、その処分の結果が新たな供給源の調査及び開発のための投資並びに生産国のすず鉱業の健全性及び成長に及ぼす影響についても考慮を払う。その処分の数量及び時期は、生産国のすず産業における生産及び雇用を不当に害することのないような、かつ、その生産国の経済に困難をもたらさないようなものとする。

第四十一条　国の安全に関する規定

(a)　この協定のいかなる規定も、次のように解釈してはならない。

(i)　公表すれば自国の重大な安全上の利益に反すると参加国が考えるような情報の提供をその参加国に要求すること。

(ii)　参加国が、武器、弾薬その他の軍用品の取引若しくはいずれかの国の軍事機関への補給を直接若しくは間接の目的とするその他の貨物の取引に関係のある行動又は戦争その他国際関係における緊急事態の際の行動であつて、自国の重大な安全上の利益の保護のため必要と認めるものを、単独で又は他の国とともにとることを妨げること。

(iii)　参加国が、軍事機関により若しくは軍事機関のために作成される政府間協定であつてその当事国の安全上の基本的な要請に応ずるためのもの又は同様の目的で国のために作成されるその他の取極を締結し又は実施することを妨げること。

(iv)　参加国が、国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく自国の義務に従つて行動をとることを妨げること。

(b)　参加国は、すずに関し(a)(ii)又は(iv)の規定に基づいてとつたすべての行動をできる限りすみやかに議長に通告するものとし、議長は、これを他の参加国に通告する。

(c)　いずれの参加国も、この協定に基づく自国の経済上の利益が(a)の規定に基づく他の参加国の行動（戦時中の行動を除く。）によつて重大な損害を受けたと認める場合には、理事会に対して苦情を申し立てることができる。

(d)　理事会は、(c)の苦情の申立てを受けた場合には、実情を調査し、消費国が総体として有する票の過半数及び生産国が総体として有する票の過半数による議決で、当該参加国の苦情が理由のあるものであるかどうかを決定するものとし、理由のあるものであると決定した場合には、当該参加国に対しこの協定から脱退することを許可する。

第十三章　苦情及び紛争

第四十二条　苦情

(a)　いずれかの参加国がこの協定に違反した旨の苦情は、その違反の状態の是正についてこの協定に別段の定めがない限り、苦情を申し立てた国の要請により、決定のため理事会に付託する。

(b)　いかなる参加国も、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、決議によらない限り、この協定に違反したと認定されることはない。その認定にあたつては、その違反の性質及び程度を明示する。

(c)　理事会は、この条の規定に基づき、いずれかの参加国がこの協定に違反したと認定した場合には、この協定に他の制裁について別段の定めがない限り、その参加国がその違反の状態を是正し又はその他の方法によつてその義務を履行するまでの間、その参加国から投票権その他の権利を奪うことができる。

(d)　この条の規定の適用上、「この協定に違反した」というときは、理事会の付した条件を満たさないこと及びこの協定に基づく参加国の義務を履行しないことを含む。

第四十三条　紛争

(a)　この協定の解釈又は適用に関する紛争で交渉によつて解決されないものは、参加国の要請により、決定のため理事会に付託される。

(b)　紛争がこの条の規定に基づいて理事会に付託された場合には、参加国の過半数又は総体として参加国の票の三分の一以上を有する参加国は、理事会がその決定を行なうに先だち係争中の問題につき十分な討議の後(c)の諮問委員会の意見を求めることを理事会に要求することができる。

(c)(i)　諮問委員会は、理事会が全会一致の議決で別段の決定を行なわない限り、次の者で構成する。

生産国が指名する二人の者。そのうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識及び経験を有する者とする。

消費国が指名する二人の者。これらの者は、生産国が指名する者と同様の資格を有する者とする。

このようにして指名される四人の者が一致して選定し、又は、これらの四人の意見が一致しない場合には、議長が選定する委員長

(ii) 諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示を受けないで行動する。

(iii) 諮問委員会の費用は、理事会が支弁する。

(d) 諮問委員会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連があるすべての情報を検討した後、当該紛争について決定を行なう。

第十四章　最終規定

第四十四条　署名

この協定は、千九百七十年七月一日から千九百七十一年一月二十九日まで、ロンドンにおいてグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府(以下「寄託政府」という。)の下で、第三次国際すず協定の参加国及び千九百七十年の国際連合すず会議に代表を派遣した独立国の政府による署名のため、開放しておく。

第四十五条　批准、承認及び受諾

この協定は、各署名政府により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准され、承認され又は受諾されなければならない。批准書、承認書又は受諾書は、寄託政府に寄託する。

第四十六条　確定的効力発生

(a) この協定は、附属書Aに掲げる生産国のうち少なくとも六の国で総体として同附属書の適用上九百五十票以上を有するものを代表する政府及び附属書Bに掲げる消費国のうち少なくとも九の国で総体として同附属書の適用上三百票以上を有するものを代表する政府が批准書、承認書又は受諾書を寄託した時、直ちに、それらの政府について確定的に効力を生ずる。ただし、千九百七十一年六月三十日までは、この限りでない。

(b) この協定は、その確定的効力発生の後に批准書、承認書又は受諾書を寄託した各署名政府については、それらの文書の寄託の日に確定的に効力を生ずる。

(c) この協定は、次条(a)の規定に基づいて暫定的に効力を生じた場合には、(a)に定める要件を満たす国を代表する政府が批准書、承認書又は受諾書を寄託した時、直ちに、それらの政府について確定的に効力を生ずる。

(d) この協定が(a)又は(c)の規定に基づいて確定的に効力を生じた場合において、批准、承認又は受諾の意思の通告を行なつた政府が確定的効力発生の日から九十日の期間内に批准書、承認書又は受諾書を寄託しなかつたときは、その政府は、この協定への参加を終止する。ただし、理事会は、その政府が要請するときは、その九十日の期間を延長することができるものとし、また、その政府は、その九十日の期間又はその延長された期間の満了前に、寄託政府に対し少なくとも三十日前に予告を行なうことにより、この協定への参加を終止することができる。

第四十七条　暫定的効力発生

(a) (i) この協定は、前条に定めるその確定的効力発生のための要件が満たされなかつた場合には、批准書、承認書若しくは受諾書を寄託し又は批准、承認若しくは受諾の意思の通告を行なつた政府については、第三次国際すず協定の終了の日の翌日に暫定的に効力を生ずる。ただし、附属書Aに掲げる生産国のうち少なくとも六の国で総体として同附属書の適用上九百五十票以上を有するものを代表する政府及び附属書Bに掲げる消費国のうち少なくとも九の国で総体として同附属書の適用上三百票以上を有するものを代表する政府が、千九百七十一年六月三十日又は第三次国際すず協定の有効期間が延長される場合には同協定の終了の日までに、批准書、承認書、受諾書又は通告書を寄託政府に寄託していることを条件とする。

(ii) この協定は、これが暫定的に効力を生じている間に批准書、承認書若しくは受諾書を寄託し又は批准、承認若しくは受諾の意思の通告を行なつた各署名政府については、批准書、承認書、受諾書又は通告書の寄託の日に暫定的に効力を生ずる。

(b) この協定が第三次国際すず協定の終了の後六箇月以内に、暫定的に効力を生じたが前条の規定に従つて確定的に効力を生じなかつた場合には、議長は、情勢を検討するためできる限りすみやかに理事会の会合を招集する。ただし、この協定は、この効力発生が引き続き暫定的なものである場合には、その暫定的効力発生の後一年以内に終了させなければならない。

第四十八条　加入

(a) 千九百七十年の国際連合すず会議に代表を派遣した政府又は第三次国際すず協定の参加国政府は、理事会が定める条件に従つてこの協定に加入する権利を有する。

(b) (a)の政府以外の政府であつて千九百七十年の国際連合すず会議に代表を派遣しなかつたが国際連合又は専門機関の加盟国政府であるものは、理事会が決定する条件に従つてこの協定に加入することができる。

(c) 理事会が投票権及び財政上の義務に関して決定する条件は、加入しようとする国とすでに参加国である国との間で公平なものでなければならない。

(d) 理事会は、この協定への生産国の加入にあたつては、(i)その生産国について附属書Eに表示する基準量及び該当する場合には附属書Fに表示すべきトン数及び比率をその生産国の同意を得て決定するものとし、また、(ii)附属書Cの第一部においてその国の国名に対応して表示すべき輸出統制のための輸出の定義をも決定する。このように決定されたトン数、比率又は定義は、それぞれ当該附属書に含まれているものとして実施し又は適用する。

(e) 加入は、寄託政府に加入書を寄託することによつて行なうものとし、同政府は、その加入をすべての関係政府及び理事会に通告する。

第四十九条　独立の参加

締約政府は、批准書、承認書、受諾書若しくは加入書を寄託し若しくは批准、承認若しくは受諾の意思を通告する際に、又はその後随時、自己が国際関係について責任を負い、かつ、この協定が現に適用されており又は将来その効力発生の後適用される領域であつてすずの生産又は消費に関心を有するものにつき、それぞれ生産国又は消費国としてのその独立の参加を提案することができる。その独立の参加は、理事会の同意を必要とするものとし、また、理事会の決定する条件に従つて行なうものとする。

第五十条

国際協定の交渉について責任を有する政府間機関は、この協定に参加することができる。その機関自体は、投票権を有しないが、その機関の加盟国は、その機関の権限の範囲

内の問題につき共同して投票権を行使することができる。

第五十一条　改正

(a) 理事会は、締約政府に対し、生産国が総体として有する票の三分の二以上及び消費国が総体として有する票の三分の二以上による議決で、この協定の改正を勧告することができる。理事会は、その勧告にあたり、各締約政府が当該改正を批准し、承認し又は受諾するかどうかを寄託政府に通告する期限を決定する。

(b) 理事会は、(a)の規定に基づいて批准、承認又は受諾の通告のために決定した期限を延長することができる。

(c) 改正は、すべての参加国が(a)の規定に基づいて決定され又は(b)の規定に基づいて延長された期限までに批准し、承認し又は受諾した場合には、寄託政府が批准、承認又は受諾の最後の通告を受領した時、直ちに効力を生ずる。

(d) 改正は、総体として生産国の票の全部を有する参加国及び総体として消費国の票の三分の二以上を有する参加国が(a)の規定に基づいて決定され又は(b)の規定に基づいて延長された期限までに批准、承認又は受諾をしない場合には、効力を生じない。

(e) 総体として生産国の票の全部を有する参加国及び総体として消費国の票の三分の二以上を有する参加国が(a)の規定に基づいて決定され又は(b)の規定に基づいて延長された期限までに改正を批准し、承認し又は受諾した場合には、

(i) その改正は、そのような参加国の総体を構成するために必要な最後の国が批准、承認又は受諾を寄託政府に通告した後三箇月を経過した時、それ以前に批准、承認又は受諾を通告した参加国について効力を生ずる。

(ii) その改正の効力発生の日までにその改正の批准、承認又は受諾をしなかつた締約政府は、その効力発生の日からこの協定への参加を終止する。ただし、理事会が、その効力発生の日の後の最初の会合において、憲法上の困難のためその効力発生の日までに批准し、承認し又は受諾することが不可能であつたとの当該締約政府の申立てを認め、かつ、当該締約政府のためその困難の解決される時まで批准、承認又は受諾の期限を延長することを決定した場合は、この限りでない。

(f) 消費国は、自国の利益が改正によつて害されると考える場合には、その改正の効力発生の日前に、寄託政府に対しこの協定からの脱退を通告することができる。脱退は、その改正の効力発生の日に効力を生ずる。理事会は、いつでも、公平と認める条件で、その消費国に対しその脱退の通告の撤回を許可することができる。

(g) この条の改正は、すべての参加国がこれを批准し、承認し又は受諾した場合に限り、効力を生ずる。

(h) この条の規定は、この協定に基づいて附属書を修正する権限に影響を及ぼすものではない。

第五十二条　脱退

この協定の有効期間中にこの協定から脱退する参加国は、次の場合を除くほか、第三十一条又は第三十二条の規定に基づき緩衝在庫の清算残高の配分を受ける権利及び次条の規定に基づきこの協定の終了の際に理事会の他の資産の配分を受ける権利を有しない。

(i) 第四十一条(d)又は前条(f)の規定に従つて脱退する場合

(ii) 寄託政府に対し少なくとも十二箇月前に予告を行なつて脱退する場合。ただし、その予告は、この協定の効力発生の日から一年以上を経過した後に行なわれたものでなければならない。

第五十三条　有効期間、延長及び終了

(a) この協定の有効期間は、この条又は第四十七条(b)に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の効力発生の日から五年とする。

(b) 理事会は、生産国が総体として有する票の三分の二以上及び消費国が総体として有する票の三分の二以上による議決で、この協定の有効期間を合計十二箇月をこえない期間延長することができる。

(c) 理事会は、この協定の効力発生の後四年以内に、締約政府に対する勧告において、この協定の更新が必要かつ適当であるかどうか及び、その更新が必要かつ適当である場合には、いかなる形式によつて更新するかについて通報するものとし、同時に、すずの需給関係がこの協定の終了の時期においてどのようであるかを検討する。

(d) (i) 締約政府は、理事会の次回の会合においてこの協定の終了を提案する意向を有する旨を書面によりいつでも議長に通告することができる。

(ii) 理事会は、生産国が総体として有する票の三分の二以上及び消費国が総体として有する票の三分の二以上による議決でこの協定を終了させる提案を採択した場合には、その終了を締約政府に勧告する。

(iii) この協定は、総体として生産国の票の三分の二以上を有する締約政府及び総体として消費国の票の三分の二以上を有する締約政府が(ii)の勧告を受諾する旨を理事会に通告した場合には、理事会が決定する期日に終了する。もつとも、その期日は、理事会がそれらの締約政府からの最後の通告を受領した後六箇月以内の日でなければならない。

(e) 理事会は、(f)の規定を実施するため、緩衝在庫の清算及び第三十六条の規定に従つて生産国に保有されている在庫の整理を監督するため並びにこの協定に基づいて付し又は第三次国際すず協定に基づいて付された条件の正当な遵守を監督するため、必要な期間存続する。理事会は、この協定によつて付与された権限及び職務のうちこれらの目的のために必要なものを保持する。

(f) この協定の終了の際に、

(i) 緩衝在庫は、第三十条から第三十二条までの規定に従つて清算する。

(ii) 理事会は、その職員について負う債務の額を算定するものとし、また、必要に応じ、第十五条及び第十六条の規定に従つて計上される運営勘定に係る追加予算によつて当該債務を支弁するため、十分な資金を確保する措置をとる。

(iii) 理事会の負担したすべての債務（緩衝在庫勘定に関連する債務を除く。）を弁済した後、残余の資産は、この条に定める方法で処分する。

(g) 理事会は、存続する場合又はこれを承継する機関が設けられた場合には、記録、統計資料その他自ら決定する文書を当該後継機関に引き渡すものとし、また、区分ごと

の三分の二以上の多数票による議決で、残余の資産の全部又は一部を当該後継機関に引き渡すことができる。

(h) 理事会が存続せず、かつ、これを承継する機関が設けられない場合には、

(i) 理事会は、国際連合事務総長、同事務総長が指定する国際機関又は、その指定のないときは、自ら決定する国際機関に対し、記録、統計資料その他の文書を引き渡す。

(ii) 理事会の残余の非金銭的資産は、理事会が指示する方法で、売却その他の手段によつて現金に換える。

(iii) (ii)の現金化による売上金及び残余の金銭的資産は、各参加国が第十五条の規定に基づいて設けられた運営勘定に係る自国の分担金の累計額に比例して自国の持分を受け取ることとなるように、配分される。

第五十四条　寄託政府による通告

寄託政府は、千九百七十年の国際連合すず会議に代表を派遣した政府、第三次国際すず協定の締約政府、第四十八条の規定に従つてこの協定に加入した政府、事務局長及び国際連合事務総長に対し、次の事項を通告する。

(i) 第四十四条、第四十五条又は第四十七条の規定に基づく署名、批准、承認及び受諾並びに批准、承認又は受諾の意思の通告

(ii) 第四十六条又は第四十七条の規定に基づくこの協定の確定的効力発生又は暫定的効力発生

(iii) 第四十八条及び第四十九条の規定に基づく加入及び独立の参加の通告

(iv) 第五十一条の規定に基づく改正の批准、承認又は受諾の通告及びその改正の効力発生の日

(v) 脱退及び参加の終止の通告

(vi) 前条の規定に基づくこの協定の終了の通告

第五十五条　この協定の認証謄本

寄託政府は、国際連合憲章第百二条の規定に基づく登録のため、この協定の確定的効力発生の後できる限りすみやかに、国際連合事務総長に対し、次条に掲げる各国語によるこの協定の認証謄本を送付する。この協定の改正も、同様に通報する。

第五十六条　この協定の正文

英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの協定の本文は、ひとしく正文であり、その原本は、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に寄託する。同政府は、各署名政府、各加入政府及び事務局長に対し、その認証謄本を送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受け、その署名に対応して掲げる日にこの協定に署名した。

オーストラリアのために

オーストリアのために

ベルギーのために

ボリヴィアのために

ブラジルのために

ブルガリアのために

カナダのために

中国のために

コンゴー民主共和国のために

キューバのために

チェッコスロヴァキアのために

デンマークのために

フィンランドのために

フランスのために

ドイツ連邦共和国のために

ハンガリーのために

インドのために

インドネシアのために

イスラエルのために

イタリアのために

日本国のために

大韓民国のために

マレイシアのために

メキシコのために

オランダのために

ナイジェリアのために

ノールウェーのために

フィリピンのために

ポーランドのために

ポルトガルのために

スペインのために

スウェーデンのために

スイスのために

タイのために

トルコのために

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

アメリカ合衆国のために

ユーゴースラヴィアのために

附属書A　生産国の百分率及び票数

国名	百分率	票数		
		基本票	追加票	合計
オーストラリア	二・八二	五	二七	三二
ボリヴィア	一六・九八	五	一六四	一六九
コンゴー（民主共和国）	四・五一	五	四四	四九
インドネシア	九・一四	五	八八	九三
マレイシア	四五・八三	五	四四二	四四七
ナイジェリア（連邦共和国）	六・三六	五	六一	六六
タイ	一四・三六	五	一三九	一四四
合計	一〇〇・〇〇	三五	九六五	一、〇〇〇

注　この表に掲げる国並びにこの表に定める百分率及び票数は、協定を作成した千九百七十年の国際連合すず会議において決定したものであり、協定の実施に伴つて随時修正する。

附属書B　消費国のトン数及び票数

国名	トン数（メートル・トン）	票数		
		基本票	追加票	合計
オーストリア	六〇〇	五	三	八
ベルギー＝ルクセンブルグ	二、七七〇	五	一五	二〇
ブルガリア	二五四	五	一	六
カナダ	四、五〇八	五	二四	二九
中国（台湾）	二八四	五	二	七
チェッコスロヴァキア	三、一五三	五	一七	二二
デンマーク	七三七	五	四	九
ドイツ連邦共和国	一二、〇一〇	五	六三	六八
フランス	一〇、四三〇	五	五五	六〇
ハンガリー	一、一五一	五	六	一一
インド	四、二三四	五	二二	二七
イタリア	六、三一九	五	三三	三八
日本国	二三、〇四六	五	一一一	一二六
メキシコ	一、六一二	五	八	一三
オランダ	四、五五五	五	二四	二九
フィリピン	六三〇	五	三	八
ポーランド	三、四七〇	五	一八	二三
大韓民国	二六五	五	一	六
スペイン	一、七九八	五	九	一四
トルコ	九一四	五	五	一〇
連合王国	一七、七〇五	五	九三	九八
アメリカ合衆国	五八、九七〇	五	三一〇	三一五
ソヴィエト社会主義共和国連邦	六、六〇〇	五	三五	四〇
ユーゴースラヴィア	一、五六五	五	八	一三
合計	一六七、五八〇	一二〇	八八〇	一、〇〇〇

注　この表に掲げる国並びにこの表に定めるトン数及び票数は、協定を作成した千九百七十年の国際連合すず会議において決定したものであり、協定の実施に伴つて随時修正する。

附属書C

第一部　輸出統制の実施上すずを輸出されたものとみなす場合

第三次国際すず協定の終了の日に実施されていた同協定の修正後の附属書C第一部の表をこの第一部の表とし、同表の冒頭に次のように加える。

オーストラリア	すずは、関税規則（輸出禁止）に基づいて交付された規制品輸出許可書に記載されている船積みの日に輸出されたものとみなす。ただし、実際の船積みがその記載されている船積みの日から十四日以内に行なわれることを条件とする。

第二部　生産国の輸入

協定第三十三条の規定に基づくすずの純輸出量の決定にあたり統制期間における輸出量から控除することができる輸入量は、その統制期間の宣言の直前の四半期中に当該生産国に輸入されたすずの数量とする。ただし、製錬のために輸入されかつ輸出されたすずは、考慮に入れない。

附属書D　特別輸出の条件

協定第三十四条にいう条件は、当該特別輸出に係るすずが、政府の貯蔵するすずの一部となるためのものであり、かつ、協定の有効期間中商業的又は工業的目的のために使用される可能性のないものであることとする。

附属書E　協定第三十六条にいう生産国の在庫分

国名	数量（メートル・トン）
オーストラリア	二、二〇〇
ボリヴィア	七、五一一
コンゴー（民主共和国）	二、〇〇〇
インドネシア	四、一二六
マレイシア	一八、三三一
ナイジェリア（連邦共和国）	二、一八五
タイ	五、二九八

附属書F　不可避的に得られる追加の在庫分

国名	他の鉱物	採掘される他の鉱物一トンごとに追加の在庫分として保有を許される精鉱のすず含有量（トン）
オーストラリア	タンタロ・コロンバイト	一・五
コンゴー（民主共和国）	タンタロ・コロンバイト	一・五
ナイジェリア（連邦共和国）	コロンバイト	一・五
タイ	ウォルフラマイト・シーライト	一・五

附属書G　生産国の百分率の再決定に関する規則

第一条

百分率の一回目の再決定は、協定に基づく理事会の第一回会合において、各生産国のすずの生産量が判明している最近の四の四半期におけるそれらの生産量を基礎として行なう。

第二条

百分率の二回目以後の再決定は、前条に規定する四の四半期の後のいかなる期間も統制期間として宣言されない限り、一回目の再決定の後一年ごとに行なう。

第三条

いずれかの期間が統制期間として宣言された場合には、百分率のその後の再決定は、統制期間として宣言されないその後の連続する四の四半期が終了する時まで行なわない。その再決定は、それらの連続する四の四半期における各生産国のすずの生産量が判明した時直ちに行なうものとし、その再決定の後の再決定は、いかなる期間も統制期間として宣言されない限り、一年ごとに行なう。その後、いずれかの期間が統制期間として宣言された場合にも、同様の手続をとる。

第四条

前二条の規定の適用上、再決定は、その直前の再決定を行なつた年の翌年の応当する四半期中に行なつたものとみなされる。

第五条

第一条の規定に基づく一回目の再決定の場合には、新たな百分率は、同条に規定する四の四半期における各生産国のすずの生産量にそれぞれ比例するものとなるように算定する。

第六条

第二条の規定に基づく二回目以後の再決定の場合には、新たな百分率は、次のとおり算定する。

(i)　二回目の再決定においては、百分率は、各生産国のすずの生産量が判明している最近の連続する二十四箇月の期間におけるそれらの生産量にそれぞれ比例するものとする。

(ii)　三回目以後のすべての再決定においては、百分率は、各生産国のすずの生産量が判明している最近の連続する三十六箇月の期間におけるそれらの生産量にそれぞれ比例するものとする。

第七条

第三条の規定に基づく再決定の場合には、新たな百分率は、次のとおり算定する。

(i)　統制期間後の最初の再決定においては、百分率は、各生産国のすずの生産量が判明している最近の連続する十二箇月の期間及び当該統制期間の直前の四の四半期におけるそれらの生産量にそれぞれ比例するものとする。

(ii)　(i)の再決定に続くすべての再決定においては、百分率は、いかなる期間も統制期間として宣言されない限り、各生産国のすずの生産量が判明している最近の連続する二十四箇月又は三十六箇月の期間におけるそれらの生産量にそれぞれ比例するものとする。

第八条

前諸条の規定の適用上、四の生産国が理事会に対しいずれかの連続する十二箇月の期間における自国の生産量を報告した日から一箇月以内に、いずれかの生産国が当該期間における自国の生産量を報告しなかつた場合には、当該期間におけるその生産国の生産量は、判明しているものの月平均に十二を乗じ、このようにして得た数量からその五パーセントに相当する数量を控除したものとする。

第九条

いずれかの再決定の日の四十二箇月前までの期間における生産国のすずの生産量は、その再決定に使用しない。

第十条

いずれかの生産国が協定第三十三条(k)の規定に基づいて決定された自国の輸出許可トン

数（同条(n)の規定に基づいて増加されたものを含む。）の輸出を達成しなかつた場合には、理事会は、前諸条の規定にかかわらず、当該生産国の百分率を削減することができる。理事会は、その削減の決定を検討するにあたり、他の生産国が当該不足分を補充するために効果的な措置をとることができる適切な時期までに当該生産国が同条(n)の規定に基づいて自国の輸出許可トン数の一部を放棄したとき、又は当該生産国が同条(o)の規定に基づいて決定された数量のすずを輸出しなかつたが同条(k)若しくは(n)の規定に基づいて決定された自国の輸出許可トン数のすずの輸出を達成したときは、それらの事情を参酌する。

第十一条

いずれかの生産国の百分率が前条の規定に従つて削減される場合には、当該削減分は、その削減の決定が行なわれた日に実施されている他の生産国の百分率に比例して、それらの他の生産国の間に配分する。

第十二条

いずれかの生産国の百分率が前二条の規定の適用により協定第三十三条(m)(i)第二文に定める限度をこえて削減されることとなる場合には、その百分率は、その限度にまで回復するものとし、また、他の生産国の百分率は、百分率の合計が百に回復するように比例的に削減する。

第十三条

協定第三十三条(m)(ii)の規定の適用上、特に、国家的災害、相当の期間にわたつてすず鉱業を停止状態に置く大規模な同盟罷業又は動力供給若しくは海岸までの主要な輸送の大規模な途絶は、例外的な状況とみなすことができる。

第十四条

この附属書の適用上、自国内における鉱石生産から得られるすずの実質的消費国である生産国の百分率は、すずの鉱石生産量ではなく、すずの輸出量を基礎として算定する。第一条の規定に基づく一回目の再決定の場合には、オーストラリアの百分率は、同国のすずの輸出量が判明している最近の四の四半期におけるその輸出量を基礎として算定するが、少なくとも四千五百七十二トンの数量に対応するものとする。

第十五条

この附属書において「すずの生産」とは、鉱山における生産のみをいい、製錬所における生産を含まない。

附属書Ⅱ　供与国が緩衝在庫について有する持分の確定手続

管理官は、各供与国が緩衝在庫について有する持分を確定するため、次の手続をとる。

(i)　緩衝在庫への各供与国の供与分（協定第二十二条(a)の規定に基づく自発的供与分のうち同条(c)の規定に基づいて返還された部分を除く。）を評価するものとし、その評価にあたつては、地金による供与国の供与分の価額を協定の効力発生の日に実施されていた最低価格で算定し、これを現金によるその供与国の供与分の合計に加算する。

(ii)　管理官が協定の終了の日に保有するすべてのすず地金は、その日におけるロンドン金属取引所のすずの決済価格を基礎として評価するものとし、その価額は、協定第三十一条(a)の規定によつて必要とされる金額を控除した後、その日に管理官が保有する現金の合計額に加算する。

(iii)　(ii)の規定に基づいて算定した総額が(i)の規定に従つて評価した緩衝在庫への各供与国のすべての供与分の総計をこえる場合には、当該超過分は、緩衝在庫への各供与国の供与分にこれが協定の終了前管理官の処分に任されていた期間の日数を乗じたものに比例して、供与国の間に割り当てる。このため、地金による供与分は、(i)の規定に従つて評価するものとし、また、地金又は現金による個個の供与分には、これが管理官の処分に任されていた期間の日数を乗ずる。この日数の算定にあたつては、管理官がその供与分を受領した日及び協定が終了した日を算入しない。供与国に割り当てられた当該超過分は、(i)の規定に従つて評価したその供与国の供与分の合計に加算する。当該超過分の割当てにあたつては、制裁として義務づけられた供与に係る供与分は、その制裁期間中は管理官の処分に任されていなかつたものとみなされる。

(iv)　(ii)の規定に基づいて算定した総額が緩衝在庫への各供与国のすべての供与分の総計に足りない場合には、当該不足分は、供与国の間にそれぞれの供与分に比例して割り当てる。このように供与国に割り当てられた不足分は、その供与国の供与分の合計から控除する。この(iv)の規定の適用上、供与分の価額は、(i)の規定に従つて算定する。

(v)　(i)から(iv)までの規定によつて算定した価額は、各供与国がそれぞれ緩衝在庫について有する持分とする。

〔松平勇雄君登壇、拍手〕

○松平勇雄君　ただいま議題となりました第四次国際すず協定につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、現行の第三次協定にかわるものでありまして、現行協定と同様、緩衝在庫による売買操作及び輸出統制の制度の運用によって需給を調整し、価格の安定をはかるとともに、開発途上にあるすず生産国の経済発展に資することを目的とするものであります。

委員会における審議の詳細は会議録によって御承知願います。

昨十八日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（安井謙君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（安井謙君）　総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○副議長（安井謙君）　日程第十五、**労働組合法の一部を改正する法律案**（衆議院提出）。

日程第十六、**中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案**（内閣提出、衆議院送付）。

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（安井謙君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長林虎雄君。

審査報告書

労働組合法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十三日

社会労働委員長　林　虎雄

参議院議長　重宗　雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中央労働委員会の事務の円滑な

遂行を期するため、中央労働委員会の委員の定数を増加する必要があり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、初年度約三百万円、平年度約五百万円の見込みである。

労働組合法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十六年五月十一日

衆議院議長　船田　中

参議院議長　重宗　雄三殿

労働組合法の一部を改正する法律

労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第六項中「各七人」を「各八人」に改め、同条第二十一項後段中「第六項中「各七人」」を「第六項中「各八人」」に改め、同条第二十二項ただし書中「但し、各船員地方労働委員会の委員の数は、」を「ただし、船員中央労働委員会の委員の数は使用者委員、労働者委員及び公益委員各七人と、各船員地方労働委員会の委員の数は」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　中央労働委員会の委員の定数は、その委員の数がこの法律による改正後の労働組合法第十九条第六項に規定する数に達する日の前日までは、なお従前の例による。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約三百万円、平年度約五百万円の見込みである。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年五月十一日

衆議院議長　船田　中

参議院議長　重宗　雄三殿

（小字及び――は衆議院修正）

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）

第二章　中高年齢者に対する特別措置（第四条―第十一条）

第三章　中高年齢失業者等に対する特別措置（第十二条―第二十三条）

附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、中高年齢者等に係る雇用及び失業の状況にかんがみ、これらの者がその能力に適合した職業につくことを促進するための特別の措置を講ずることにより、その職業の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「中高年齢者」とは、労働省令で定める年齢以上の者をいう。

2　この法律において「中高年齢失業者等」とは、労働省令で定める範囲の年齢の失業者その他就職が特に困難な労働省令で定める失業者をいう。

3　この法律において「特定地域」とは、中高年齢者である失業者が就職することが著しく困難である地域として労働大臣が指定する地域をいう。

（船員に対する適用除外）

第三条　この法律は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

第二章　中高年齢者に対する特別措置

（適職の研究等）

第四条　労働大臣は、中高年齢者の能力に適合した職業、中高年齢者の労働能力の開発方法その他中高年齢者の雇用の促進に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

（求人者等に対する指導及び援助）

第五条　公共職業安定所は、中高年齢者にその能力に適合する職業を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、年齢その他の求人の条件について指導するものとする。

2　公共職業安定所は、中高年齢者を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業の設備又は環境等中高年齢者の雇用に関する技術的事項について、必要な助言その他の援助を行なうことができる。

（職業紹介等を行なう施設の整備等）

第六条　国は、中高年齢者に対する職業紹介等を効果的に行なうために必要な施設の整備に努めなければならない。

2　国は、地方公共団体等が、中高年齢者に対し職業に関する相談に応ずる業務を行なう施設を設置する等中高年齢者の雇用を促進するための措置を講ずる場合には、必要な援助を行なうことができる。

（雇用率の設定等）

第七条　労働大臣は、政令で定めるところにより、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十条の規定により中高年齢者について選定した職種に応じ、中高年齢者の雇用率を設定することができる。

2　常時労働者を使用する事業所の事業主は、前項の規定により雇用率が設定された職種の労働者の雇入れについては、常時使用する当該職種の中高年齢者である労働者の数が、常時使用する当該職種の労働者の総数に、当該職種の中高年齢者の雇用率を乗じて得た数（一人未満の端数は、切り捨てる。）以上であるように努めなければならない。

（求人の申込みの受理に関する特例）

第八条　公共職業安定所は、常時使用する前条第一項の規定により雇用率が設定された職種の中高年齢者である労働者の数が同条第二項の規定により算定した数未満である事業所の事業主が、中高年齢者でないことを条件とする当該職種に係る求人の申込みをした場合には、これを受理しないことができる。

（雇入れの要請）

第九条　労働大臣は、中高年齢者の雇用を促進するため特に必要があると認める場合には、常時百人以上の労働者を使用する事業所であつて、常時使用する第七条第一項の規定により雇用率が設定された職種の中高年齢者である労働者の数が同条第二項の規定により算定した数未満であり、かつ、その数を増加するのに著しい困難を伴わないと認められるものの事業主に対して、当該職種の中高年齢者である労働者の数が同項の規定により算定した数以上となるようにするために必要な措置をとることを要請することができる。

（事業主に対する給付金等）

第十条　国及び都道府県は、中高年齢者（労働省令で定める範囲の年齢の者に限る。）が第七条第一項の規定により雇用率が設定された職種の労働者として雇用されることを促進するための作業環境に適応させる訓練を行なう事業主に対しては、雇用対策法の規定に基づき支給する当該訓練に係る給付金の額について特別の配慮を加えるものとする。

第十一条　雇用促進事業団は、雇用促進事業団法

（昭和三十六年法律第百十六号）第十九条第三項第一号の業務を行なうにあたつては、事業主が中高年齢者を第七条第一項の規定により雇用率が設定された職種の労働者として雇い入れることを促進するため、貸付けの実施基準等について特別の配慮を加えるものとする。

第三章　中高年齢失業者等に対する特別措置

（中高年齢失業者等求職手帳の発給）

第十二条　公共職業安定所長は、中高年齢失業者等であつて、次の各号に該当するものに対して、その者の申請に基づき、中高年齢失業者等求職手帳（以下「手帳」という。）を発給する。

一　公共職業安定所に求職の申込みをしていること。

二　誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲を有すると認められること。

三　第十五条第一項各号に掲げる措置を受ける必要があると認められること。

四　前三号に掲げるもののほか、生活の状況その他の事項について労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める要件に該当すること。

（手帳の有効期間）

第十三条　手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有する。

2　公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者であつて、前項の手帳の有効期間を経過してもなお就職が困難であり、引き続き第十五条第一項各号に掲げる措置を実施する必要があると認められるものについて、その手帳の有効期間を労働省令で定める期間延長することができる。

3　前二項の労働省令で定める期間を定めるにあたつては、特定地域に居住する者について特別の配慮をすることができる。

（手帳の失効）

第十四条　手帳は、公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、その効力を失う。

一　新たに安定した職業についたとき。

二　第十二条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至つたとき。

三　前二号に掲げるもののほか、労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める要件に該当するとき。

2　前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨を当該手帳の発給を受けた者に通知するものとする。

（計画の作成）

第十五条　労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一　職業指導及び職業紹介

二　公共職業訓練施設の行なう職業訓練

三　国又は地方公共団体が実施する訓練（前号に掲げるものを除く。）であつて、失業者に作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行なわれるもの（国又は地方公共団体の委託を受けたものが行なうものを含む。）

四　前三号に掲げるもののほか、労働省令で定めるもの

2　労働大臣は、前項の計画を作成しようとする場合には、中央職業安定審議会の意見をきかなければならない。

（公共職業安定所長の指示）

第十六条　公共職業安定所長は、手帳を発給するときは、手帳の発給を受ける者に対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、当該手帳の有効期間中前条第一項の計画に準拠した同項各号に掲げる措置（以下「就職促進の措置」という。）の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者について当該手帳の有効期間を延長するときは、あらためて、その延長された有効期間中就職促進の措置の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

3　公共職業安定所長は、前二項の指示を受けた者の就職促進の措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

（関係機関等の責務）

第十七条　職業安定機関、地方公共団体及び雇用促進事業団は、前条第一項又は第二項の指示を受けた者の就職促進の措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するように努めなければならない。

2　前条第一項又は第二項の指示を受けた者は、その就職促進の措置の実施にあたる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、すみやかに職業につくように努めなければならない。

（手当の支給）

第十八条　国及び都道府県は、第十六条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、手帳の有効期間中、雇用対策法の規定に基づき、手当を支給することができる。

（就職促進指導官）

第十九条　就職促進の措置としての職業指導は、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第九条の二第一項の就職促進指導官に行なわせるものとする。

（報告の請求）

第二十条　公共職業安定所長は、第十六条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対し、その就職活動の状況について報告を求めることができる。

（特定地域における措置）

第二十一条　労働大臣は、特定地域に居住する中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るための措置その他これらの者の雇用を促進するため必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

2　失業者吸収率の定められている公共事業を計画実施する国又は地方公共団体等（これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。以下「公共事業の事業主体等」という。）は、公共職業安定所の紹介により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。以下同じ。）について、その事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの中高年齢失業者等の数との比率（以下「失業者吸収率」という。）を定めることができる。

3　公共事業の事業主体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の中高年齢失業者等を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる。

（労働省令への委任）

第二十三条　この章に定めるもののほか、手帳の発給、手帳の返納その他手帳に関し必要な事項、第十六条第一項又は第二項の指示の手続に関し必要な事項及び公共事業への中高年齢失業者等の吸収に関し必要な事項は、労働省令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、附則第五条中労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）第十三条第一項の表中央職業安定審議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（緊急失業対策法の効力）

第二条　緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）は、この法律の施行の際現に失業者であつて、この法律の施行の日前二月間に十日以上失業対策事業に使用されたもの及び労働省令で定めるこれに準ずる失業者についてのみ、当分の間、その効力を有するものとする。この場合において、夏季又は年末に臨時に支払われる賃金は、緊急失業対策法第十条の二（同法第十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、支払わないものとする。

（職業安定法の一部改正）

第三条　職業安定法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二　中高年齢失業者等に対する就職促進の措置」及び「第三章の二　中高年齢者の雇用」を削る。

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二　公共職業安定所に就職促進指導官を置く。

就職促進指導官は、専門的知識に基づいて、主として、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第　号）第十六条第一項又は第二項の指示を受けた者に対し、職業指導を行なうものとする。

前二項に定めるもののほか、就職促進指導官に関し必要な事項は、労働大臣が定める。

「第二章の二　中高年齢失業者等に対する就職促進の措置」を削り、第二十六条から第三十一条までを次のように改める。

第二十六条から第三十一条まで　削除

第三章の二を削る。

第四十八条第二項を削る。

（職業安定法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に改正前の職業安定法第二十七条第一項の指示を受けている者であつて、第十二条の規定に該当するものについては、この法律の施行の日に、同条の申請があつたものとみなす。

2　この法律の施行の際現に改正前の職業安定法第二十七条第一項の指示を受けている者の当該指示に係る同法第二章の二に規定する措置については、なお従前の例による。ただし、これらの者が第十二条の規定により手帳の発給を受けた後においては、この限りでない。

（労働省設置法の一部改正）

第五条　労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条中第三十八号の四を第三十八号の五とし、第三十八号の三を第三十八号の四とし、第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二　中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第　号）に基づいて、中高年齢失業者等の就職促進の措置に関する計画を定めること。

第十条第一項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二　中高年齢失業者等の就職促進の措置に関する計画の作成に関すること。

第十条第一項第八号中「及び勤労青少年福祉法（第八条から第十条までの規定に限る。）」を「、勤労青少年福祉法（第八条から第十条までの規定に限る。）及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（職業訓練に関する部分を除く。）」に改め、同条第二項中「及び炭鉱離職者臨時措置法」を「、炭鉱離職者臨時措置法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（第二十二条の規定に限る。）」に改める。

第十三条第一項の表中央職業安定審議会の項中「及び港湾労働法」を「、港湾労働法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」に改める。

第十八条第一項中「及び勤労青少年福祉法」を「、勤労青少年福祉法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（これに基づく命令を含む。）」に改める。

（駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正）

第六条　駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の四中「第三十条第一項」を「第九条の二第一項」に改める。

（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）

第七条　炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第三十条第一項」を「第九条の二第一項」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第八条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の三の次に次の一号を加える。

二十の四　中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第　号）

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第九条　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条のうち社会保険労務士法別表第一の改正規定中「別表第一中」の下に「第二十号の四を第二十号の五とし、」を加える。

〔林虎雄君登壇、拍手〕

○林虎雄君　議題となりました両法律案のうち、労働組合法の一部を改正する法律案は、中央労働委員会の労・使・公益、各委員の定数を一名ずつ増員して各八人に改めるものであります。

委員会は、五月十一日付託を受け、五月十三日採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案は、中高年齢者向きの適職の研究、職業紹介施設の整備、雇用率の設定等、広く中高年齢者について雇用促進措置を講ずるほか、特に就職困難な中高年齢失業者に対しては、特別の指導、訓練を行ない、さらに、雇用機会の乏しい地域については雇用促進計画を作成し、特定地域開発就労事業への吸収をはかる等の措置を講ずることを内容とする法律であります。

なお、現行の緊急失業対策法は、現に失対事業に就労している者についてのみ効力を有することとするものであります。

衆議院におきまして、この緊急失業対策法の効力を有する期間について、期限を特に定めないこと、失対事業就労者に対する臨時の賃金の支払いを従前どおり行なうこと等を内容とする修正が加えられてまいりました。

委員会は五月十一日付託を受け、審議の結果、五月十八日、全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決しました。

なお、小柳勇委員提出にかかる附帯決議案を、全会一致をもって、本法案に対する附帯決議とすることに決しました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（安井謙君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（安井謙君）　総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長（安井謙君）　日程第十七、道路交通法の一部を改正する法律案。

日程第十八、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案。

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（安井謙君）　御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長若林正武君。

審査報告書

道路交通法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十三日

地方行政委員長　若林　正武

参議院議長　重宗　雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現下の道路交通の実情にかんがみ、交通事故を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資するため、歩行者用道路及び路側帯に関する規定を設ける等歩行者の通行の安全を図るための規定を整備し、路線バス等の優先通行の確保及びパーキング・メーターの設置等都市交通対策のための規定を整備し、その他交通方法に関する規定を合理化するとともに、交通方法に関する教則の作成及び運転者等に対する講習について規定する等運転者の資質の向上を図るための規定を整備する等をおもな内容とするものであり、妥当なものと認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、現下の交通事故激増の深刻な事態に対処し、交通事故防止の徹底を図るため、特に左の諸点につき万全の措置を講ずべきである。

一、交通安全施設等整備事業五カ年計画の策定、実施に当つては、十分な財源措置を講ずるとともに、交通情勢の変化に即応して、信号機、道路標識、横断歩道橋等及び交通管制センターの増設に努めること。

二、歩行者用道路の確保、都市交通対策の推進に努めるとともに、無謀運転及び駐車違反の取締りを強化しこれに必要な体制の整備を図ること。

三、運転免許資格の要件を厳格にするとともに、初心運転者の教育水準の向上を図るため、路上練習、路上試験の実施に努めること。

四、指定自動車教習所の教習内容の充実を図るとともに、技能指導員等の資格の水準を全国的に統一するよう努めること。

五、交通安全施設の整備及び交通規制の実施に当つては、民間経験者並びに地域住民の意見が十分に反映されるよう配慮すること。

右決議する。

道路交通法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年四月二十八日

衆議院議長　船田　中

参議院議長　重宗　雄三殿

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条の三」を「第六十三条の二」に、「第百十四条の四」を「第百十四条の五」に改める。

第二条第三号中「縁石線又は」を「縁石線若しくは」に改め、「工作物」の下に「又は道路標示」を加え、同条中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二　本線車道　高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。）又は自動車専用道路（道路法第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）の本線車線により構成する車道をいう。

第二条第四号中「道路標示」の下に「（以下「道路標識等」という。）」を加え、同号の前に次の一号を加え、同条第七号の二を削る。

三の四　路側帯　歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によつて区画されたものをいう。

第二条第十四号中「人力又は」及び「文字又は」を削り、「進め、注意、止まれ又はその他の」を「交通整理等のための」に改め、同条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二　進行妨害　車両等が、進行を継続し、又は始めた場合においては危険を防止するため他の車両等がその速度又は方向を急に変更しなければならないこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、又は始めることをいう。

第二条に次の二項を加える。

2　道路法第四十五条第一項の規定により設置された区画線は、この法律の規定の適用については、総理府令・建設省令で定めるところにより、道路標示とみなす。

3　この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一　身体障害者用の車いす又は小児用の車を通行させている者

二　自動二輪車、二輪の原動機付自転車又は二輪の自転車（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）を押して歩いている者

第四条の見出しを「（公安委員会の交通規制）」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

2　前項の規定による交通の規制は、区域、道路

の区間又は場所を定めて行なう。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行なうことができる。

第四条に次の一項を加える。

5　道路標識等の種類、様式、設置場所その他道路標識等について必要な事項は、総理府令・建設省令で定める。

第四条の付記を次のように改める。

（罰則　第一項後段については第百十九条第一項第一号、第百二十一条第一項第一号）

第五条を次のように改める。

（警察署長等への委任）

第五条　公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行なわせることができる。

2　公安委員会は、信号機の設置又は管理に係る事務を政令で定める者に委任することができる。

第六条の見出しを「（警察官等の交通規制）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「（道路法第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）を除く。」を「を除く。第四項において同じ。」に、「第三章第一節」を「第八条第一項、第三章第一節」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

警察官又は第百十四条の四第一項に規定する交通巡視員（以下「警察官等」という。）は、手信号その他の信号（以下「手信号等」という。）により交通整理を行なうことができる。この場合において、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等をすることができる。

第六条に次の二項を加える。

4　警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

5　第一項の手信号等の意味は、政令で定める。

第六条の付記を次のように改める。

（罰則　第二項については第百二十条第一項第一号、第四項については第百十九条第一項第一号、第百二十一条第一項第一号）

第七条を次のように改める。

（信号機の信号等に従う義務）

第七条　道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等（前条第一項後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならない。

（罰則　第百十九条第一項第一号の二、同条第二項、第百二十一条第一項第一号）

（通行の禁止等）

第八条　歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

2　車両は、警察署長が政令で定めるやむを得ない理由があると認めて許可をしたときは、前項の規定にかかわらず、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行することができる。

3　警察署長は、前項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

4　前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る通行中、当該許可証を携帯していなければならない。

5　第二項の許可を与える場合において、必要があると認めるときは、警察署長は、当該許可に条件を付することができる。

6　第三項の許可証の様式その他第二項の許可について必要な事項は、総理府令で定める。

（罰則　第一項については第百十九条第一項第一号の二、同条第二項、第百二十一条第一項第一号、第五項については第百二十一条第一項第一号の二）

（歩行者用道路を通行する車両の義務）

第九条　車両は、歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行が禁止されていることが道路標識等により表示されている道路（第十三条の二において「歩行者用道路」という。）を、前条第二項の許可を受け、又はその禁止の対象から除外されていることにより通行するときは、特に歩行者に注意して徐行しなければならない。

（罰則　第百十九条第一項第一号の二、同条第二項）

第十条第一項中「歩道」の下に「又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯（次項及び次条において「歩道等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加え、同条第二項中「歩道」を「歩道等」に改める。

ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄つて通行することができる。

第十一条第一項及び第二項中「歩道」を「歩道等」に改める。

第十二条の見出し中「横断歩道及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「歩行者は」の下に「、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができることとされている場合を除き」を加え、同項を同条第二項とする。

第十三条第二項を次のように改める。

2　歩行者は、道路標識等によりその横断が禁止されている道路の部分においては、道路を横断してはならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

（歩行者用道路等の特例）

第十三条の二　歩行者用道路又はその構造上車両等が入ることができないこととなつている道路を通行する歩行者については、第十条から前条までの規定は、適用しない。

第十四条第一項及び第二項中「白色に塗つたつえ」を「政令で定めるつえ」に改める。

第十五条中「第十二条第二項若しくは第三項」を「第十二条」に改める。

第十六条第三項中「高速通行路にある交差点に入ろうとする自動車又は高速通行路にある交差点を通行する」を「本線車道を通行している」に改める。

第十七条第一項中「歩道と」を「歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と」に、「ときは、歩道を横断することができる」を「場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない」に改め、同条第二項中「歩道」を「歩道等」に改め、同条第三項中「歩道」を「歩道等」に、「公安委員会が道路又は交通の状況により特に必要があると認めて道路の中央以外の部分を指定した場合においてはその指定した」を「道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた」に改め、同条第四項第四号中「限る」を「限るものとし、道路標識等により追越しのため右側部分にはみ出して通行することが禁止されている場合を除く」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　勾配の急な道路のまがりかど附近について、道路標識等により通行の方法が指定されている場合において、当該車両が当該指定に従い通行するとき。

第十七条第五項中「安全地帯」の下に「又は道路標識等により車両の通行の用に供しない部分であることが表示されているその他の道路の部分」を

加え、同条第六項を削る。

第十七条の三の見出し中「歩道通行」を「歩道通行等」に改め、同条第一項中「公安委員会が歩道又は交通の状況により支障がないと認めて指定した区間の」を「道路標識等により通行することとされている」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項の場合において、二輪の自転車」を「前二項の場合において、二輪の自転車又は軽車両」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条の付記中「第二項」を「第三項」に改める。

2　軽車両は、第十七条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたものを除く。）を通行することができる。

第十八条の見出しを「（左側寄り通行等）」に改め、同条第一項中「次項において同じ。」を削り、「第二十五条第一項」を「第二十五条第二項」に、「の規定により道路の中央に寄るとき、若しくは同条第四項の規定により道路の中央若しくは」に改め、同条第二項中「ときは、歩行者の通行を妨げないように」を「場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行」に改め、同条に付記として次のように加える。

（罰則　第二項については第百十九条第一項第二号の二）

第十九条第二項中「公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて指定した道路の区間」を「道路標識等により並進することができることとされている道路」に改める。

第二十条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を削り、同項に次のただし書を加え、同項を同条第一項とする。

ただし、自動車（小型特殊自動車及び道路標識等によつて指定された自動車を除く。）は、当該道路の左側部分（当該道路が一方通行となつているときは、当該道路）に三以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。

第二十条第三項を削り、同条第四項中「第三十四条第二項の規定により道路の中央に寄るとき、同条第一項、第三項若しくは第四項の規定により道路の左側」を「第二項若しくは第三十四条第一項から第四項までの規定により道路の左側端、中央」に、「第三十四条の二第一項の規定による通行の区分」を「第三十五条第一項の規定」に、「第二十六条の二」を「第二十六条の二第三項」に、「第二項及び前項後段」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加え、同条の付記中「第二項、第三項及び第四項については」を削る。

2　車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により前項に規定する通行の区分と異なる通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。

第二十条の次に次の一条を加える。

（路線バス等優先通行帯）

第二十条の二　道路運送法第三条第二項第一号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の政令で定める自動車（以下この条において「路線バス等」という。）の優先通行帯であることが道路標識等により表示されている車両通行帯が設けられている道路においては、自動車（路線バス等を除く。以下この条において同じ。）は、路線バス等が後方から接近してきた場合に当該道路における交通の混雑のため当該車両通行帯から出ることができないこととなるときは、当該車両通行帯を通行してはならず、また、当該車両通行帯を通行している場合において、後方から路線バス等が接近してきたときは、その正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに当該車両通行帯の外に出なければならない。ただし、この法律の他の規定により通行すべきこととされている道路の部分が当該車両通行帯であるとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

2　前条第一項本文の規定は、前項の車両通行帯の直近の右側の車両通行帯又は道路の部分を通行する自動車については、適用しない。

（罰則　第一項については第百二十条第一項第三号、同条第二項）

第二十一条第一項中「次条」を「次条第一項」に改め、同条第二項第三号を次のように改める。

三　道路標識等により軌道敷内を通行することができることとされている自動車が通行するとき。

第二十二条から第二十四条までを次のように改める。

（最高速度）

第二十二条　車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

2　路面電車又はトロリーバスは、軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四条（同法第三十一条において準用する場合を含む。第六十二条において同じ。）の規定に基づく命令で定める最高速度をこえない範囲内で道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては当該命令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

（罰則　第百十八条第一項第二号、同条第二項）

（最低速度）

第二十三条　自動車は、道路標識等によりその最低速度が指定されている道路（第七十五条の四に規定する高速自動車国道の本線車道を除く。）においては、法令の規定により速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、その最低速度に達しない速度で進行してはならない。

（急ブレーキの禁止）

第二十四条　車両等の運転者は、危険を防止するためやむを得ない場合を除き、その車両等を急に停止させ、又はその速度を急激に減ずることとなるような急ブレーキをかけてはならない。

（罰則　第百十九条第一項第一号の三）

第二十五条の見出しを「（道路外に出る場合の方法）」に改め、同条第二項中「右に横断」を「道路外に出るため左折又は右折を」に改め、「（軽車両及びトロリーバスを除く。）」を削り、「前項」を「前二項」に、「道路の中央」を「それぞれ道路の左側端、中央又は右側端」に、「したときは」を「した場合においては」に改め、「車両は」の下に「、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き」を加え、「進行」を「進路の変更」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「右に横断する」を「道路外に出るため右折する」に改め、「道路の中央」の下に「（当該道路が一方通行となつているときは、当該道路の右側端）」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条の付記中「第一項については」を「第一項及び第二項については」に、「第二項」を「第三項」に改める。

車両は、道路外に出るため左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、徐行しなければならない。

第二十五条の二第一項中「あるときは」の下に「、道路外の施設若しくは場所に出入するための左折若しくは右折をし」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　車両は、道路標識等により横断、転回又は後退が禁止されている道路の部分においては、当該禁止された行為をしてはならない。

第二十六条第二項を削る。

第二十六条の二の見出し中「及び制限」を削り、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

車両は、車両通行帯を通行している場合において、その車両通行帯が当該車両通行帯を通行している車両の進路の変更の禁止を表示する道路標示によつて区画されているときは、次に掲げる場合を除き、その道路標示をこえて進路を変更してはならない。

第二十六条の二を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

車両は、みだりにその進路を変更してはならない。

2　車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に変更させることとなるおそれがあるときは、進路を変更してはならない。

第二十六条の二の付記を次のように改める。

（罰則　第二項については第百二十条第一項第二号、第三項については第百二十条第一項第三号、同条第二項）

第二十七条第一項中「以下この条において同じ。」を削り、同条第二項中「車両は」を「車両（乗合自動車及びトロリーバスを除く。）は」に改める。

第二十八条第一項中「この条及び次条」を「この節」に改め、ただし書を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「以下」を削り、「方向」の下に「又は後方」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　車両は、他の車両を追い越そうとする場合において、前車が第二十五条第二項又は第三十四条第二項若しくは第四項の規定により道路の中央又は右側端に寄つて通行しているときは、前項の規定にかかわらず、その左側を通行しなければならない。

第二十九条中「してはならない」を「始めてはならない」に改める。

第三十条各号列記以外の部分を次のように改める。

車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、他の車両（軽車両を除く。）を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

第三十条第一号中「交差点、踏切、」を削り、同条第三号中「横断歩道」を「交差点（当該車両が第三十六条第二項に規定する優先道路を通行している場合における当該優先道路にある交差点を除く。）、踏切又は横断歩道及びこれら」に改め、同条第四号を削る。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（乗合自動車の発進の保護）

第三十一条の二　停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。

（罰則　第百二十条第一項第二号）

第三十三条第一項中「直前で停止し、」を「直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。）で停止し、」に改める。

第三十四条第一項中「左側」を「左側端」に、「公安委員会が道路又は交通の状況により、特に必要があると認めて交差点又はその直近の部分を指定した場合においては、その指定した」を「道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された」に改め、同条第二項中「公安委員会が道路又は交通の状況により、特に必要があると認めて交差点の部分を指定した場合においては、その指定した」を「道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された」に改め、同条第三項中「左側」を「左側端」に、「したときは」を「した場合においては」に改め、「車両は」の下に「、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き」を加え、「進行」を「進路の変更」に改める。

第三十五条を削り、第三十四条の二の見出しを「（指定通行区分）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「車両は、交差点で直進し、左折し、又は右折しようとする場合において、その通行している道路について前項の規定により」を「車両（軽車両を除く。）は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により交差点で進行する方向に関する」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項の規定による」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同条の付記中「第二項については」を「第一項については」に、「第三項」を「第二項」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十六条を次のように改める。

（交差点における他の車両等との関係等）

第三十六条　車両等は、交通整理の行なわれていない交差点においては、次項の規定が適用される場合を除き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる車両等の進行妨害をしてはならない。

一　車両である場合　その通行している道路と交差する道路（以下「交差道路」という。）を左方から進行してくる車両及び交差道路を通行する路面電車

二　路面電車である場合　交差道路を左方から進行してくる路面電車

2　車両等は、交通整理の行なわれていない交差点においては、その通行している道路が優先道路（道路標識等により優先道路として指定されているもの及び当該交差点において当該道路における車両の通行を規制する道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている道路をいう。以下同じ。）である場合を除き、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、当該交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

3　車両等（優先道路を通行している車両等を除く。）は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、徐行しなければならない。

4　車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

（罰則　第一項については第百二十条第一項第二号、第二項から第四項までについては第百十九条第一項第二号の二）

第三十七条の見出しを削り、同条第一項中「、第三十五条第一項の規定にかかわらず」を削り、「進行を妨げ」を「進行妨害をし」に改め、同条第二項を削る。

第三十八条第一項を次のように改める。

車両等は、横断歩道に接近する場合には、当該横断歩道を通過する際に当該横断歩道によりその進路の前方を横断しようとする歩行者がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項にお

いて同じ。）で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者があるときは、当該横断歩道の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

第三十八条第二項中「交通整理の行なわれていない横断歩道の直前で停止」を「横断歩道（当該車両等が通過する際に信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等により当該横断歩道による歩行者の横断が禁止されているものを除く。次項において同じ。）又はその手前の直前で停止」に、「当該横断歩道の直前で」を「その前方に出る前に」に改め、同条第三項中「交通整理の行なわれていない」を削り、同条の付記中「第二号の二」を「第二号、同条第二項」に改める。

第四十条第二項中「（高速通行路を除く。）」を削る。

第四十一条第一項中「第十八条、第二十条第二項及び第三項、第二十五条第一項、第二十六条の二」を「第八条第一項、第十七条第五項、第十八条、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二第二項、第二十六条の二第三項」に、「第三十四条の二第二項並びに第三十八条第三項」を「第三十五条第一項並びに第三十八条第一項前段及び第三項」に改め、同条第二項中「第六十八条」を「第二十二条」に改め、同条第三項中「第十八条並びに第二十条第二項及び第三項」を「第十八条第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二並びに第二十五条の二第二項」に改め、同条第四項中「、第十八条、第二十条第二項及び第三項並びに第六十九条」を「及び第五項、第十八条第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十三条並びに第二十五条の二第二項」に改める。

第四十一条の二第二項中「進行」を「通行」に改め、同条第四項中「第十八条、第二十条第二項及び第三項、第二十五条第一項、第二十六条の二」を「第八条第一項、第十七条第五項、第十八条、第二十条第一項及び第二項、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二第二項、第二十六条の二第三項」に、「第三十四条の二第二項、第三十八条第三項」を「第三十五条第一項、第三十八条第一項前段及び第三項」に改める。

第四十二条及び第四十三条を次のように改める。

（徐行すべき場所）

第四十二条 車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行する場合及び次に掲げるその他の場合においては、徐行しなければならない。

一 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通行しようとするとき（当該交差点において交通整理が行なわれている場合及び優先道路を通行している場合を除く。）。

二 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂を通行するとき。

（罰則 第百十九条第一項第二号、同条第二項）

（指定場所における一時停止）

第四十三条 車両等は、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第三十六条第二項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

（罰則 第百十九条第一項第二号、同条第二項）

第四十四条中「次の各号に掲げる」を「道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の」に改め、同条第三号中「手前」を「前後」に、「前に」を「それぞれ前後に」に改め、同条第七号を削り、同条の付記中「第百二十条第一項第五号」を「第百十九条の二第一項第一号」に改める。

第四十五条第一項中「次の各号に掲げる」を「道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の」に改め、「、第六号に掲げる場所においては」を削り、同項第四号中「消火栓」の下に「、指定消防水利の標識が設けられている位置」を加え、同項第六号を削り、同条第二項中「第四十八条第一項」を「第四十七条第二項又は第三項」に改め、「三・五メートル」の下に「（道路標識等により距離が指定されているときは、その距離）」を加え、同条の付記中「第百二十条第一項第五号」を「第百十九条の二第一項第一号」に改める。

第四十六条中「、公安委員会が、道路又は交通の状況により特に支障がないと認めて」及び「（第四十四条第一号及び第七号並びに前条第一項第五号及び第六号に係るものを除く。）」を削り、「指定した場所においては、前二条」を「、道路標識等により停車又は駐車をすることができることとされているときは、これら」に改める。

第四十七条の見出し中「停車」の下に「又は駐車」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の二項を加え、同条の付記中「第百二十条第一項第六号」を「第百十九条の二第一項第二号」に改める。

2 車両は、駐車するときは、道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。

3 車両は、車道の左側端に接して路側帯（当該路側帯における停車及び駐車を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたもの及び政令で定めるものを除く。）が設けられている場所において、停車し、又は駐車するときは、前二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該路側帯に入り、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。

第四十八条から第五十条までを次のように改める。

（停車又は駐車の方法の特例）

第四十八条 車両は、道路標識等により停車又は駐車の方法が指定されているときは、前条の規定にかかわらず、当該方法によつて停車し、又は駐車しなければならない。

（罰則 第百十九条の二第一項第一号、同条第二項）

（駐車時間の制限等）

第四十九条 車両は、道路標識等により同一の車両が引き続き駐車することができる時間が制限されている道路の部分においては、当該制限されている時間をこえて駐車してはならない。

2 公安委員会は、前項に規定する道路の部分（駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第一号に規定する路上駐車場（第百十条の二において「路上駐車場」という。）が設置されている道路の部分を除く。）について、総理府令・建設省令で定める構造のパーキング・メーターを設置し、及び管理することができる。この場合において、公安委員会は、総理府令で定める者にその管理を委託することができる。

3 車両は、第一項に規定する道路の部分に駐車する場合において、当該道路の部分について前項のパーキング・メーターが設置されているときは、当該車両の駐車につき政令で定めるところにより当該パーキング・メーターが作動されている場合でなければ、駐車してはならない。

4 第一項に規定する道路の部分について、駐車場法第五条第四項に規定する路上駐車場管理者により第二項に規定する構造のパーキング・メーターが設置されているときは、当該パーキング・メーターは、前項の規定の適用については、第二項のパーキング・メーターとみなす。

（罰則 第一項及び第三項については第百十九条の二第一項第一号、同条第二項）

（交差点等への進入禁止）

第五十条　交通整理の行なわれている交差点に入ろうとする車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、交差点（交差点内に道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線をこえた部分。以下この項において同じ。）に入つた場合においては当該交差点内で停止することとなり、よつて交差道路における車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、当該交差点に入つてはならない。

2　車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、横断歩道、踏切又は道路標示によつて区画された部分に入つた場合においてはその部分で停止することとなるおそれがあるときは、これらの部分に入つてはならない。

（罰則　第百二十条第一項第五号、同条第二項）

第五十一条第一項中「第四十五条若しくは第四十八条の規定又は第四十九条の規定による公安委員会の処分」を「第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条又は第四十九条第一項の規定」に改め、「場合において、当該車両が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがある」を削り、同条第三項中「、当該車両が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあり、かつ」を削り、同条に次の一項を加える。

8　前項の規定により徴収する費用の額は、保管に係る費用以外の費用にあつては五千円を、保管に係る費用にあつては一日当たり三千円をこえない範囲内で都道府県規則で定めたときは、その定めた額とする。

第五十二条第二項中「行き違う場合」の下に「又は他の車両等の直後を進行する場合」を加える。

第五十三条第一項中「軽車両を除く」の下に「、第三項において同じ」を加え、「、横断し」を削り、同条に次の一項を加え、同条の付記中「第一項については」を「第一項及び第三項については」に改める。

3　車両の運転者は、第一項に規定する行為を終わつたときは、当該合図をやめなければならないものとし、また、同項に規定する合図に係る行為をしないのにかかわらず、当該合図をしてはならない。

第五十四条第一項中「公安委員会が指定した」を「道路標識等により指定された」に改める。

第五十七条第一項中「積載重量若しくは積載容量」を「積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法（以下この条において「積載重量等」という。）」に改め、同条第二項中「積載重量若しくは積載容量」を「積載重量等」に改め、同条第三項中「積載重量若しくは積載容量」を「積載重量等」に改める。

第六十二条中「運転者は、」の下に「その装置が」を加え、「により定められた装置を備えていないか、又はこれらの装置が調整されていないため交通の危険を生じさせるおそれがある車両等（以下「整備不良車両」という。）」を「の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（次条第一項において「整備不良車両」という。）」に改める。

第六十三条第一項中「前条の」及び「以下次条第二項において同じ。」を削り、同条第二項中「図る」を「図り、又は他人に及ぼす迷惑を防止する」に改め、同条第三項中「危険」の下に「又は他人に及ぼす迷惑」を加える。

第六十三条の二を削り、第六十三条の三を第六十三条の二とする。

第六十六条の付記中「第二号」を「第三号」に改める。

第六十七条の付記中「第十一号の三」を「第十一号」に改める。

第六十八条及び第六十九条を次のように改める。

第六十八条及び第六十九条　削除

第七十一条中「前三条」を「前条」に改め、同条第二号中「白色に塗つたつえ」を「同項の規定に基づく政令で定めるつえ」に改め、同条第四号中「乗車している者」の下に「の転落」を加え、「貨物の転落」を「物の転落若しくは飛散」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二　安全を確認しないで、ドアを開き、又は車両等から降りないようにし、及びその車両等に乗車している他の者がこれらの行為により交通の危険を生じさせないようにするため必要な措置を講ずること。

第七十一条第五号の次に次の一号を加え、同条の付記中「及び第四号から第六号まで」を「、第四号から第五号まで及び第六号」に改める。

五の二　自動車又は原動機付自転車を離れるときは、その車両の装置に応じ、その車両が他人に無断で運転されることがないようにするため必要な措置を講ずること。

第七十一条の二第二項中「公安委員会が指定した」を「道路標識等により指定された」に改める。

第七十二条の付記中「第十一号の四」を「第十一号の二」に改める。

第七十四条第二項中「第六十八条」を「第二十二条」に改める。

第七十四条の二に次の三項を加え、同条の付記中「第十一号の五」を「第十一号の三」に改める。

5　安全運転管理者の処理すべき事項の範囲は、総理府令で定める。

6　自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、前項の規定に基づく総理府令で定める事項を処理するため必要な権限を与えなければならない。

7　自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者について第百八条の二第一項第一号に規定する講習を行なう旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者に当該講習を受けさせなければならない。

第七十五条の三中「に対し、」の下に「第十七条第一項及び」を、「路肩」の下に「又は路側帯」を加え、「第三章第一節」を「第八条第一項、第三章第一節」に改める。

第七十五条の四を次のように改める。

（最低速度）

第七十五条の四　自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）においては、道路標識等により自動車の最低速度が指定されている区間にあつてはその最低速度に、その他の区間にあつては政令で定める最低速度に達しない速度で運転してはならない。

（罰則　第百二十条第一項第十二号）

第七十五条の五を削り、第七十五条の六中「高速通行路又は自動車専用道路」を「本線車道」に改め、同条を第七十五条の五とする。

第七十五条の七の見出しを「（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）」に改め、同条第一項中「高速通行路」を「本線車道」に改め、「入ろうとする場合」の下に「（本線車道から他の本線車道に入ろうとする場合にあつては、道路標識等により指定された本線車道に入ろうとする場合に限る。）」を加え、「進行を妨げ」を「進行妨害をし」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該交差点において、交通整理が行なわれているときは、この限りでない。

第七十五条の七第二項中「高速通行路」を「本線車道」に、「ときは」を「場合又はその通行している本線車道から出ようとしている場合においては」に、「進行」を「通行」に改め、同条を第七十五条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（本線車道の出入の方法）

第七十五条の七　自動車は、本線車道に入ろうとする場合において、加速車線が設けられているときは、その加速車線を通行しなければならない。

2　自動車は、その通行している本線車道から出ようとする場合においては、あらかじめその前から出口に接続する車両通行帯を通行しなければならない。この場合において、減速車線が設けられているときは、その減速車線を通行しなければならない。

（罰則　第百二十一条第一項第五号）

第七十五条の八第一項第二号中「路肩」の下に「又は路側帯」を加え、同条第二項に後段として次のように加え、同条の付記中「第百二十条第一項第六号」を「第百十九条の二第一項第二号」に改める。

この場合において、同条第三項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルをこえない道路上の場所」とあるのは「政令で定める場所」と、同条第四項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルをこえない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないとき」とあるのは「前項の政令で定める場所に当該車両を移動することができないとき」と読み替えるものとする。

第七十五条の九第一項中「第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五及び第七十五条の七」に改め、同条第二項中「第七十五条の四第二項及び次条」を「第七十五条の四及び第七十五条の五」に改める。

第七十五条の十を削り、第七十五条の十一第一項中「高速道路」を「本線車道」に改め、同条を第七十五条の十とし、第四章の二第三節中同条の次に次の一条を加える。

（座席ベルトの装着）

第七十五条の十一　自動車の運転者は、高速自動車国道又は自動車専用道路において自動車を運転するときは、当該自動車に備えられている座席ベルトを装着し、及び当該自動車に乗車している他の者に装着させるようにつとめなければならない。

第八十五条第五項中「大型免許、普通免許若しくは大型特殊免許によつて運転することができる自動車」を「大型免許、普通自動車若しくは大型特殊自動車」に改める。

第九十条第一項中「合格した者」の下に「（当該運転免許試験に合格した日から起算して一年を経過していない者に限る。）」を加え、「で、その者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあり、これに免許を与えることが適当でないと認めるもの」を削り、同条第三項中「判明し、かつ、その者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる」を「判明した」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　公安委員会は、第一項ただし書の規定により免許の効力の停止を受けた者が第百八条の二第一項第二号に規定する講習を終了したときは、政令で定める範囲内で、その者の免許の保留の期間又は効力の停止の期間を短縮することができる。

第九十三条第二項中「同条第九項後段（第九十条第七項において準用する場合を含む。）」を「第九十条第七項若しくは第百三条第九項」に改める。

第九十六条第二項中「当該免許によつて運転することができる自動車」を「普通自動車又は大型特殊自動車」に改め、同条第四項第一号中「当該免許によつて運転することができる自動車」を「大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車」に改め、同項第二号中「大型免許、普通免許又は大型特殊免許によつて運転することができる自動車」を「大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車」に改める。

第九十七条第一項中「仮免許の運転免許試験にあつては第一号から第三号まで、」を削り、「、第二号及び第四号」を「及び第二号」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

三　自動車等の運転について必要な知識

第九十七条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第三号に掲げる事項についての運転免許試験は、第百八条の規定により国家公安委員会が作成する教則の内容の範囲内で行なう。

第九十八条第一項中「及び法令、自動車の構造及び取扱方法」を「、知識」に改め、同条第三項中「適合しなくなつたとき」の下に「、又は指定自動車教習所を管理する者が第六項の規定に違反したとき」を加え、同条に次の一項を加える。

6　指定自動車教習所を管理する者は、公安委員会から当該指定自動車教習所の職員について第百八条の二第一項第三号に規定する講習を行なう旨の通知を受けたときは、当該職員に当該講習を受けさせなければならない。

第九十九条第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を削る。

第百一条の二の次に次の一条を加える。

（更新を受けようとする者の義務）

第百一条の三　免許証の更新を受けようとする者は、第百八条の二第一項第四号に規定する講習を受けるようにつとめなければならない。

第百三条第九項を次のように改める。

9　公安委員会は、第二項又は第四項の規定による免許の効力の停止を受けた者（第八十八条第一項第三号に該当するに至らない程度の身体の障害で自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じた者を除く。）が第百八条の二第一項第二号に規定する講習を終了したときは、政令で定める範囲内で、その者の免許の効力の停止の期間を短縮することができる。

第百七条の五第二項中「同条第九項後段」を「同条第九項」に改める。

第七章中第百八条の三として、同条の前に次の二条を加える。

（交通の方法に関する教則の作成）

第百八条　国家公安委員会は、道路を通行する者が適正な交通の方法を容易に理解することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする教則を作成し、これを公表するものとする。

一　法令で定める道路の交通の方法

二　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため、道路を通行する者が励行することが望ましい事項

三　前二号に掲げるもののほか、自動車の構造その他自動車又は原動機付自転車の運転に必要な知識

（講習）

第百八条の二　公安委員会は、総理府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行なうものとする。

一　安全運転管理者に対する講習

二　第九十条第一項ただし書の規定による免許の保留、同条第三項若しくは第百三条第二項若しくは第四項の規定による免許の効力の停止又は第百七条の五第一項の規定若しくは同条第八項において準用する第百三条第四項の規定による六月をこえない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者（同条第二項第一号又は第百七条の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者を除く。）に対する講習

三　指定自動車教習所の政令で定める職員に対する講習

四　免許証の更新を受けようとする者に対する講習

2　公安委員会は、総理府令で定める者に前項に規定する講習の実施を委託することができる。

第百九条の次に次の一条を加える。

（情報の提供）

第百九条の二　公安委員会は、総理府令で定めるところにより、車両の運転者に対し、車両の通行に必要な情報を提供するようにつとめなければならない。

2　公安委員会は、総理府令で定める者に前項の情報の提供に係る事務を委託することができる。

第百十条の二の見出しを「（特定の交通の規制等の手続）」に改め、同条第一項前段中「、第七条第一項、第二十二条第二項又は第四十二条」を削り、同条第二項中「交通公害の防止を図るため第七条第一項の規定」を「第四条第一項の規定に基づき第八条第一項の道路標識等」に改め、「、又は制限」及び「又は制限」を削り、同条に次の五項を加える。

3　公安委員会（第五条第一項の規定により権限を委任された警察署長を含む。以下この条において同じ。）は、第四条第一項の規定に基づき、第二条第一項第三号、第三号の四、第四号若しくは第七号、第八条第一項、第十三条第二項、第十七条第三項、第四項第五号若しくは第五項、第十七条の三第一項、第二十二条第一項又は第二十三条の道路標識等（第十七条第五項の道路標識等にあつては総理府令・建設省令で定めるものに限り、第二十二条第一項の道路標識等にあつては同項の政令で定める最高速度をこえる最高速度に係るものに限る。以下この条において同じ。）により交通の規制を行なおうとするときは、当該規制の適用される道路（第十七条の三第一項及び第二十二条第一項の道路標識等以外の道路標識等に係る場合にあつては、道路法による道路に限る。）の管理者の意見をきかなければならない。ただし、第八条第一項の道路標識等による交通の規制を行なう場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、すみやかに当該交通の規制に係る事項を通知しなければならない。

4　公安委員会は、高速自動車国道又は自動車専用道路について、第四条第一項の規定に基づき、前項本文に規定する道路標識等又は第十七条第四項第四号、第三十条、第四十二条若しくは第七十五条の四の道路標識等により交通の規制を行なおうとするときは、前項本文の規定にかかわらず、当該道路の管理者に協議しなければならない。同項ただし書の規定は、当該協議について準用する。

5　公安委員会は、第四条第一項の規定に基づき、第四十四条又は第四十五条第一項の道路標識等により路上駐車場が設けられている道路の部分における停車及び駐車又は駐車を禁止しようとするときは、その禁止しようとする旨及び禁止の期間について当該路上駐車場を設置した地方公共団体の意見をきいたうえで、期間を定めて行なわなければならない。この場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、当該地方公共団体の意見をきかないで当該禁止をすることができるものとし、当該禁止をしたときは、すみやかに当該禁止をした旨及び禁止の期間を通知しなければならない。

6　公安委員会は、路上駐車場が設けられている道路の部分について、第四条第一項の規定に基づき第四十九条第一項の道路標識等により車両の駐車の時間を制限しようとするときは、当該路上駐車場を設置した地方公共団体の意見をきかなければならない。

7　公安委員会は、駐車場法第三条第一項に規定する駐車場整備地区内において第四十九条第二項のパーキング・メーターを設置しようとするときは、同法第四条第一項の規定により路上駐車場設置計画を定めなければならないこととされている者の意見をきかなければならない。

第百十二条第四項中「前三項の手数料の額は、千円」を「第一項から第三項までの手数料の額は一件について千円、前項の手数料の額は講習一時間について五百円」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第百三条第九項前段（第九十条第七項又は第百七条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による」を「第百八条の二第一項第一号から第三号までに掲げる」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　第九十一条又は第百一条第二項後段（第百一条の二第三項、第百二条第三項又は第百七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするものは、審査手数料を当該都道府県に納めなければならない。

第百十三条の見出し中「道路使用許可」を「道路使用許可等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県は、条例で定めるところにより、第四十九条第二項のパーキング・メーターを作動させようとする者から手数料を徴収することができる。

第七章中第百十四条の四を第百十四条の五とし、第百十四条の三を第百十四条の四とし、第百十四条の二の次に次の一条を加える。

（高速自動車国道等における権限）

第百十四条の三　この法律の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道又は自動車専用道路に係るものは、公安委員会の定めるところにより、当該高速自動車国道又は自動車専用道路における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官に行なわせることができる。

第百十八条第一項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同条第二項中「第三号」を「第二号」に改める。

二　第二十二条（最高速度）の規定の違反となるような行為をした者

第百十九条第一項第一号を次のように改める。

一　第四条（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示又は第六条（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた車両等の運転者

第百十九条第一項第一号の次に次の二号を加える。

一の二　第七条（信号機の信号等に従う義務）、第八条（通行の禁止等）第一項又は第九条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定に違反した車両等の運転者

一の三　第二十四条（急ブレーキの禁止）の規定に違反した者

第百十九条第一項第二号中「第二項」の下に「、第三十八条（横断歩道における歩行者の優先）」を加え、同項第二号の二中「（自転車道の通行区分）第一項」の下に「、第十八条（左側寄り通行等）第二項」を加え、「第三十六条（優先道路等にある車両等の優先）第二項若しくは第三項、第三十八条（横断歩道における歩行者の優先）」を「第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）第二項、第三項若しくは第四項」に、「第七十五条の六」を「第七十五条の五」に改め、同条第二項中「第一号」を「第一号の二」に改める。

第百十九条の次に次の一条を加える。

第百十九条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第四十四条（停車及び駐車を禁止する場所）、第四十五条（駐車を禁止する場所）第一項若しくは第二項、第四十八条（停車又は駐車の方法の特例）又は第四十九条（駐車時間の制限等）第一項若しくは第三項の規定の違反となるような行為をした者

二　第四十七条（停車又は駐車の方法）又は第七十五条の八（停車及び駐車の禁止）第一項の規定の違反となるような行為をした者

2　過失により前項第一号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。

第百二十条第一項第一号中「第六条（混雑緩和の措置）第一項」を「第六条（警察官等の交通規制）第二項」に改め、同項第二号中「第二十五条（横断の方法）第二項」を「第二十五条（道路外に出る場合の方法）第三項」に改め、「（車間距離の保持）」の下に

「、第二十六条の二（進路の変更の禁止）第二項」を、「（他の車両に追いつかれた車両の義務）の下に「、第三十一条の二（乗合自動車の発進の保護）」を加え、「第三十四条の二（直進、左折及び右折車両の通行区分の指定）第三項」を「第三十五条（指定通行区分）第二項」に、「第三十五条（先入及び左方の車両等の優先）」を「第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）第一項」に、「（直進及び左折車両等の優先）」を「（交差点における他の車両等との関係等）」に、「第七十五条の七（高速通行路に入る場合における優先関係）」を「第七十五条の六（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）」に改め、同項第三号中「第二項、第三項若しくは第四項」を「、第二十条の二（路線バス等優先通行帯）第一項」に、「（進路の変更の禁止及び制限）、第三十四条の二（直進、左折及び右折車両の通行区分の指定）第二項又は第七十五条の四（通行区分）第二項若しくは第三項」を「（進路の変更の禁止）第三項又は第三十五条（指定通行区分）第一項」に改め、同項第四号中「による公安委員会の処分に違反した」を「の違反となるような行為をした」に改め、同項第五号から第七号までを次のように改める。

五　第五十条（交差点等への進入禁止）又は第五十二条（車両等の燈火）第一項の規定の違反となるような行為をした者

六及び七　削除

第百二十条第一項第八号中「第五十三条（合図）第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同項第九号中「第四号」の下に「、第四号の二」を加え、同項中第十一号及び第十一号の二を削り、第十一号の二とし、第十一号の四を第十一号の三とし、第十一号の五を第十一号の四とし、同項第十二号を次のように改め、同条第二項中「、第七号、第八号又は第十一号」を「又は第八号」に改める。

十二　第七十五条の四（最低速度）の規定の違反となるような行為をした者

第百二十一条第一項第一号を次のように改める。

一　第四条（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六条（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は第七条（信号機の信号等に従う義務）若しくは第八条（通行の禁止等）第一項の規定に違反した歩行者

第百二十一条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　第八条（通行の禁止等）第五項の規定により警察署長が付した条件に違反した者

第百二十一条第一項第五号中「第十七条の三（自転車の歩道通行等）第三項」に、「第二十五条（横断の方法）第一項又は」を「第二十五条（道路外に出る場合の方法）第一項若しくは第二項、」に改め、「第四項」の下に「又は第七十五条の七（本線車道の出入の方法）」を加え、同項第九号中「（第六十三条の二（装置不良車両の運転の禁止等）第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第九号の二中「第六十三条の三」を「第六十三条の二」に改める。

第百二十三条中「第十一号、第十一号の五」を「第十一号の三」に改める。

第百二十六条第四項中「第百十四条の三第一項」を「第百十四条の四第一項」に、「（第百二十条第一項第五号（第五十二条第一項に係る部分を除く。）、第六号若しくは第七号の罪にあたる行為又はこれらの罪に係る第百二十条第二項」を「第百十九条の二」に改める。

別表中「第百十八条第一項第三号」を「第百十八条第一項第二号」に、「法令で定める最高速度又は第二十二条第二項若しくは第二十三条の規定に基づき公安委員会が定める」を「第二十二条の規定によりこれをこえる速度で進行してはならないこととされている」に、「第一号（第七条第三項に係る部分を除く。）」を「第一号の二」に、「又は第二項（第七条第三項に係る部分を除く。）」を「若しくは第二項又は第百十九条の二」に改め、「第四号」の下に「、第四号の二」を「第十号、第十号の二」に、「第一項第五号」を「第一項第一号の二、第五号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十四条の二に第七項を加える改正規定、第九十七条から第九十九条までの改正規定、第百一条の二の次に一条を加える改正規定、第百八条を第百八条の三とし、同条の前に二条を加える改正規定（第百八条の二第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び第百十二条の改正規定は、昭和四十七年四月一日から施行する。

（交通の規制等に係る経過措置）

第二条　改正前の道路交通法（以下この条において「旧法」という。）の規定に基づく交通の規制に係る禁止、制限又は指定で、この法律の施行の際現にその効力を有し、かつ、改正後の道路交通法（以下この条において「新法」という。）第四条第一項の規定に基づく交通の規制に相当するものは、当該交通の規制とみなす。

2　この法律の施行前に旧法第五十一条第二項、第三項、第五項又は第六項の規定により行なつた措置に要した費用の徴収については、新法第五十一条第八項の規定は、適用しない。

3　この法律の施行の際現に大型自動車免許を受けている者で、大型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許によつて運転することができる自動車の運転の経験の期間が通算して三年に達しているものの運転することができる大型自動車については、新法第八十五条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正）

第三条　自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第二条第十八号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条及び第七条　削除

第八条第一項中「次の各号のいずれかに該当する」を「第五条第一項の規定に違反して道路上の場所を使用した」に改め、同項各号、同条第二項第三号及び第四号並びに同条第三項を削る。

第九条中「前条第一項第一号又は同条第二項第一号若しくは第二号」を「前条」に改める。

第十条及び第十一条を削る。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律（次項において「旧法」という。）第六条第一項又は第二項の規定に基づく指定又は制限で、この法律の施行の際現にその効力を有するものは、改正後の道路交通法第四条第一項の規定に基づく交通の規制とみなす。

2　旧法第六条の規定又はこれに基づく処分に違反した行為に関しては、旧法第六条、第七条、第十条第二項及び第十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第七条中「第百八条」とあるのは、「第百八条の二」とする。

（罰則に係る経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（消防法等の一部改正）

第六条　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「第七十五条の七第二項」を「第七十五条の六第二項」に改める。

2　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百四十一条第一項中「第二条第九号」を「第二条第一項第九号」に改める。

3　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第二条第八号」を「第二条第一項第八号」に改める。

4　駐車場法の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第二条第九号」を「第二条第一項第九号」に改め、同条第五号中「第二条第十八号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

5　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「、第五号」の下に「、第七号の二」を加える。

6　交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改め、同条第二号中「第二条第八号」を「第二条第一項第八号」に改める。

審査報告書

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十七日

地方行政委員長　若林　正武

参議院議長　重宗　雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和四十五年に実施した地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の額を地方公務員共済組合が支給する年金の額の改定措置に準じて改定するほか、遺族年金の受給資格者たる遺族の範囲の拡大、退職年金等の最低保障額の引上げ等の措置を講ずるものであるが、衆議院において、地方住宅供給公社及び地方道路公社の職員についても団体共済組合制度を適用すること等の修正が行なわれており、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、地方公務員共済制度の改善について、特に左の諸点に検討を加え、早急にその実現を図るべきである。

一、退職年金等の額については、最近の物価、地方公務員の給与等の著しい変動に対応する具体的なスライド規定を設けて、すみやかに改定措置を講ずること。

二、地方公務員共済組合の短期給付にかかる組合員の負担を軽減するため、国の財源措置によつて、組合員の掛け金率が一定限度を越えないよう措置すること。

三、年金制度施行前における市町村の吏員及び雇用人であつた期間で地方公務員共済制度の施行日に引き続いていないものについて、すみやかに職員期間として組合員期間に通算する措置を講ずること。

四、短期給付制度を適用しない共済組合についても福祉事業を行ないうるよう措置すること。

五、遺族年金の支給要件については、他の公的年金制度との均衡を考慮してその緩和措置を講ずること。

六、地方議会議員の年金制度については、その健全化をはかるための措置を検討すること。

七、在籍専従期間の満了に伴い、公務員の身分を失なつた場合、その者について諸共済制度との関連を考慮しつつ、医療給付の激変をさけるための措置を検討すること。

右決議する。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年五月十四日

衆議院議長　船田　中

参議院議長　重宗　雄三殿

（小字及び――は衆議院修正）

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

（昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正）

第一条　昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次項、次条第一項及び第二条第一項において」を「以下」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（昭和四十六年度における地方公務員共済組合の年金の額の改定）

第二条の二　地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十五年十二月三十一日において現に支給されているものについては、昭和四十六年一月分以後、その額を、第一条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・三二」とあるのは「一・九二八七六」と、同項第二号中「その仮定給料年額」とあるのは「その仮定給料年額で第二条第一項の規定により読み替えられたものの額で別表第一の五の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料年額」と、同項第三号中「その仮定給料」とあるのは「その仮定給料で第二条第一項の規定により読み替えられたもので別表第二の五の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料」と読み替えるものとする。

2　地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十六年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、第一条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・三二」とあるのは「二・〇九〇七六」と、同項第二号中「その仮定給料年額」とあるのは「その仮定給料年額で第二条第一項の規定により読み替えられたものの額で別表第一の六の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料年額」と、同項第三号中「その仮定給料」とあるのは「その仮定給料で第二条第一項の規定により読み替えられたもので別表第二の六の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料」と読み替えるものとする。

3　第一条第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4　前三項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等で、昭和四十五年十二月三十一日において現に支給されているもの又は昭和四十六年九月三十日において現に支給されているものについてそれぞれ準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

第三条中「前三条」を「前各条」に改める。

第三条の三の次に次の一条を加える。

（昭和四十六年度における地方団体関係団体職員共済組合の年金の額の改定）

第三条の四　地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた者に係る新法第十二章の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十五年十二月三十一日において現に支

給されているものについては、昭和四十六年一月分以後、その額を、第三条の二第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・七三七六」とあるのは「一・九二八七六」と、同項第二号中「その仮定給料」とあるのは「その仮定給料で第三条の三第一項の規定により読み替えられたもので別表第二の五の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料」と読み替えるものとする。

2　地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた者に係る新法第十二章の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十六年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、第三条の二第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・七三七六」とあるのは「一・〇九〇七六」と、同項第二号中「その仮定給料」とあるのは「その仮定給料で第三条の三第一項の規定により読み替えられたもので別表第二の六の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料」と読み替えるものとする。

3　第二条の二第三項の規定により年金額を改定する場合について、第三条の二第三項の規定は前二項の規定による年金額の改定により増加する費用の負担について準用する。

第七条中「第三条の三」を「第三条の四」に改める。

附則第十条中「第五条の三」を「第五条の四」に改める。

別表第一の四の次に次の二表を加える。

別表第一の五

別表第一の四の仮定給料年額	仮定給料年額
一六二、五〇〇円	一六五、八〇〇円
一六六、九〇〇	一七〇、四〇〇
一七〇、八〇〇	一七四、四〇〇
一七六、四〇〇	一八〇、〇〇〇
一七九、七〇〇	一八三、四〇〇
一八六、〇〇〇	一八九、八〇〇
一九五、〇〇〇	一九九、〇〇〇
二〇四、五〇〇	二〇八、七〇〇
二一三、七〇〇	二一八、一〇〇
二二三、三〇〇	二二七、九〇〇
二三二、六〇〇	二三七、四〇〇
二四二、一〇〇	二四七、一〇〇
二四八、二〇〇	二五三、三〇〇
二五四、一〇〇	二五九、四〇〇

二六一、一〇〇	二六六、五〇〇	二七一、一〇〇	二七六、六〇〇
二七九、四〇〇	二八五、二〇〇	二八七、四〇〇	二九三、四〇〇
二九七、〇〇〇	三〇三、一〇〇	三〇六、八〇〇	三一三、一〇〇
三一七、三〇〇	三二三、九〇〇	三二八、〇〇〇	三三四、八〇〇
三四一、四〇〇	三四八、四〇〇	三四九、六〇〇	三五六、九〇〇
三六〇、六〇〇	三六八、一〇〇	三七一、二〇〇	三七八、八〇〇
三九二、四〇〇	四〇〇、五〇〇	四〇九、七〇〇	四一九、八〇〇
四一四、〇〇〇	四二二、六〇〇	四三五、五〇〇	四四四、六〇〇
四五九、四〇〇	四六八、九〇〇	四七一、四〇〇	四八一、二〇〇
四八三、〇〇〇	四九三、〇〇〇	四九九、七〇〇	五一〇、〇〇〇
五〇九、三〇〇	五一九、八〇〇	五三七、六〇〇	五四八、七〇〇
五五一、六〇〇	五六三、〇〇〇	五六六、二〇〇	五七七、九〇〇
五九四、四〇〇	六〇六、七〇〇	六二二、九〇〇	六三五、八〇〇
六三〇、三〇〇	六四三、四〇〇		

六五三、八〇〇	六六七、三〇〇	一、六五三、四〇〇
六八七、二〇〇	七〇一、四〇〇	一、六八一、五〇〇
七二〇、三〇〇	七三五、二〇〇	一、七一〇、四〇〇
七四〇、七〇〇	七五六、〇〇〇	
七六〇、七〇〇	七七六、四〇〇	
八〇一、一〇〇	八一七、六〇〇	
八四一、五〇〇	八五八、九〇〇	
八四九、六〇〇	八六七、一〇〇	
八八一、六〇〇	八九九、九〇〇	
九二二、一〇〇	九四一、二〇〇	
九六二、七〇〇	九八二、六〇〇	
一、〇〇二、八〇〇	一、〇二三、五〇〇	
一、〇二八、一〇〇	一、〇四九、四〇〇	
一、〇五五、二〇〇	一、〇七七、〇〇〇	
一、一〇七、三〇〇	一、一三〇、二〇〇	
一、一五九、九〇〇	一、一八三、九〇〇	
一、一八六、四〇〇	一、二一〇、九〇〇	
一、二一二、〇〇〇	一、二三七、一〇〇	
一、二六四、二〇〇	一、二九〇、四〇〇	
一、二八八、一〇〇	一、三一四、八〇〇	
一、三一六、四〇〇	一、三四三、七〇〇	
一、三六八、七〇〇	一、三九七、〇〇〇	
一、四二五、六〇〇	一、四五五、一〇〇	
一、四五四、九〇〇	一、四八五、〇〇〇	
一、四八二、六〇〇	一、五一三、三〇〇	
一、五一一、七〇〇	一、五四三、〇〇〇	
一、五三九、八〇〇	一、五七一、六〇〇	
一、五九六、六〇〇	一、六二九、六〇〇	

備考

年金の額の計算の基礎となつている別表第一の四の仮定給料年額が一六二、五〇〇円に満たないときは、その仮定給料年額に一・八八九六四分の一・九二八七六を乗じて得た額（その額に、五〇円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五〇円以上一〇〇円未満の端数があるときはこれを一〇〇円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定給料年額とする。

別表第一の六

別表第一の四の仮定給料年額	仮定給料年額
一六二、五〇〇円	一七九、七〇〇円
一六六、九〇〇	一八四、七〇〇
一七〇、八〇〇	一八九、〇〇〇
一七六、四〇〇	一九五、一〇〇
一七九、七〇〇	一九八、八〇〇
一八六、〇〇〇	二〇五、七〇〇
一九五、〇〇〇	二一五、七〇〇
二〇四、五〇〇	二二六、二〇〇
二一三、七〇〇	二三六、四〇〇
二二三、三〇〇	二四七、〇〇〇
二三二、六〇〇	二五七、三〇〇
二四二、一〇〇	二六七、九〇〇
二四八、二〇〇	二七四、六〇〇
二五四、一〇〇	二八一、二〇〇
二六一、一〇〇	二八八、九〇〇
二七一、〇〇〇	二九九、八〇〇
二七九、四〇〇	三〇九、二〇〇
二八七、四〇〇	三一八、〇〇〇

二九七、〇〇〇	三二八、六〇〇
三〇六、八〇〇	三三九、四〇〇
三一七、三〇〇	三五一、一〇〇
三二八、〇〇〇	三六二、九〇〇
三四一、四〇〇	三七七、七〇〇
三四九、六〇〇	三八六、九〇〇
三六〇、六〇〇	三九九、〇〇〇
三七一、二〇〇	四一〇、六〇〇
三九二、四〇〇	四三四、一〇〇
三九七、九〇〇	四四〇、二〇〇
四一四、〇〇〇	四五八、一〇〇
四三五、五〇〇	四八一、九〇〇
四五九、四〇〇	五〇八、三〇〇
四七一、四〇〇	五二一、六〇〇
四八三、〇〇〇	五三四、四〇〇
四九九、七〇〇	五五二、八〇〇
五〇九、三〇〇	五六三、五〇〇
五三七、六〇〇	五九四、八〇〇
五五一、六〇〇	六一〇、三〇〇
五六六、二〇〇	六二六、四〇〇
五九四、四〇〇	六五七、七〇〇
六二二、九〇〇	六八九、二〇〇
六三〇、三〇〇	六九七、四〇〇
六五三、八〇〇	七二三、四〇〇
六八七、二〇〇	七六〇、三〇〇
七二〇、三〇〇	七九七、〇〇〇
七四〇、七〇〇	八一九、五〇〇
七六〇、七〇〇	八四一、六〇〇
八〇一、一〇〇	八八六、三〇〇
八四一、五〇〇	九三一、〇〇〇
八四九、六〇〇	九三九、九〇〇
八八一、六〇〇	九七五、五〇〇
九二二、一〇〇	一、〇二〇、三〇〇
九六二、七〇〇	一、〇六五、一〇〇
一、〇〇二、八〇〇	一、一〇九、五〇〇
一、〇二八、一〇〇	一、一三七、五〇〇
一、〇五五、二〇〇	一、一六七、五〇〇
一、一〇七、三〇〇	一、二二五、一〇〇
一、一五九、九〇〇	一、二八三、三〇〇
一、一八六、四〇〇	一、三一二、六〇〇
一、二一二、〇〇〇	一、三四一、〇〇〇
一、二六四、二〇〇	一、三九八、八〇〇
一、二八八、一〇〇	一、四二五、二〇〇
一、三一六、四〇〇	一、四五六、六〇〇
一、三六八、七〇〇	一、五一四、三〇〇
一、四二五、六〇〇	一、五七七、三〇〇
一、四五四、九〇〇	一、六〇九、七〇〇
一、四八二、六〇〇	一、六四〇、四〇〇
一、五一一、七〇〇	一、六七二、六〇〇
一、五三九、八〇〇	一、七〇三、六〇〇
一、五九六、六〇〇	一、七六六、五〇〇
一、六五三、四〇〇	一、八二九、四〇〇
一、六八一、五〇〇	一、八六〇、五〇〇
一、七一〇、四〇〇	一、八九二、四〇〇

備考
年金の額の計算の基礎となつている別表第一の四の仮定給料年額が一六二、五〇〇円

に満たないときは、その仮定給料年額に一・八八九六四分の二・〇九〇七六を乗じて得た額（その額に、五〇円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五〇円以上一〇〇円未満の端数があるときはこれを一〇〇円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定給料年額とする。

別表第二の四の次に次の二表を加える。

別表第二の五

別表第二の四の仮定給料	仮定給料
一三、五四〇円	一三、八二〇円
一三、九一〇	一四、二〇〇
一四、二三〇	一四、五三〇
一四、七〇〇	一五、〇〇〇
一四、九八〇	一五、二八〇
一五、五〇〇	一五、八二〇
一六、二五〇	一六、五八〇
一七、〇四〇	一七、三九〇
一七、八一〇	一八、一八〇
一八、六一〇	一八、九九〇
一九、三八〇	一九、七八〇
二〇、一八〇	二〇、五九〇
二〇、六八〇	二一、一一〇
二一、一八〇	二一、六二〇
二一、七六〇	二二、二一〇
二二、五八〇	二三、〇五〇
二三、二八〇	二三、七七〇
二三、九五〇	二四、四五〇
二四、七五〇	二五、二六〇
二五、五七〇	二六、〇九〇
二六、四四〇	二六、九九〇
二七、三三〇	二七、九〇〇

二八、四五〇	二九、〇三〇	二九、〇三〇	二九、〇三〇
二九、一三〇	二九、七四〇	三〇、〇五〇	二九、七四〇
三〇、〇五〇	三〇、六八〇	三〇、九三〇	三〇、六八〇
三〇、九三〇	三一、五七〇	三一、七〇〇	三一、五七〇
三一、七〇〇	三三、三八〇	三三、一六〇	三三、三八〇
三三、一六〇	三三、八四〇	三四、五〇〇	三三、八四〇
三四、五〇〇	三五、二二〇	三六、二九〇	三五、二二〇
三六、二九〇	三七、〇五〇	三八、二八〇	三七、〇五〇
三八、二八〇	三九、〇八〇	三九、二八〇	三九、〇八〇
三九、二八〇	四〇、一〇〇	四〇、二五〇	四〇、一〇〇
四〇、二五〇	四一、〇八〇	四一、六四〇	四一、〇八〇
四一、六四〇	四二、五〇〇	四二、四四〇	四二、五〇〇
四二、四四〇	四三、三二〇	四四、八〇〇	四三、三二〇
四四、八〇〇	四五、七三〇	四五、九七〇	四五、七三〇
四五、九七〇	四六、九二〇	四七、一八〇	四六、九二〇
四七、一八〇	四八、一六〇	四九、五三〇	四八、一六〇
四九、五三〇	五〇、五六〇	五一、九一〇	五〇、五六〇
五一、九一〇	五二、九八〇	五二、五三〇	五二、九八〇
五二、五三〇	五三、六二〇	五四、四八〇	五三、六二〇
五四、四八〇	五五、六一〇	五七、二七〇	五五、六一〇
五七、二七〇	五八、四五〇	六〇、〇三〇	五八、四五〇
六〇、〇三〇	六一、二七〇	六一、七三〇	六一、二七〇
六一、七三〇	六三、〇〇〇	六三、三九〇	六三、〇〇〇
六三、三九〇	六四、七〇〇	六六、七六〇	六四、七〇〇
六六、七六〇	六八、一三〇	七〇、一三〇	六八、一三〇
七〇、一三〇	七一、五八〇	七〇、八〇〇	七一、五八〇
七〇、八〇〇	七二、二六〇	七三、四七〇	七二、二六〇
七三、四七〇	七四、九九〇		七四、九九〇

七六、八四〇	七八、四三〇
八〇、二三〇	八一、八八〇
八三、五七〇	八五、二九〇
八五、六八〇	八七、四五〇
八七、九三〇	八九、七五〇
九二、二八〇	九四、一八〇
九六、六六〇	九八、六六〇
九八、八七〇	一〇〇、九一〇
一〇一、〇〇〇	一〇三、〇九〇
一〇五、三五〇	一〇七、五三〇
一〇七、三四〇	一〇九、五七〇
一〇九、七〇〇	一一一、九八〇
一一四、〇六〇	一一六、四二〇
一一八、八〇〇	一二一、二六〇
一二一、二四〇	一二三、七五〇
一二三、五五〇	一二六、一一〇
一二五、九八〇	一二八、五八〇
一二八、三二〇	一三〇、九七〇
一三三、〇五〇	一三五、八〇〇
一三七、七八〇	一四〇、六三〇
一四〇、一三〇	一四三、〇三〇
一四二、五三〇	一四五、四八〇

備考

年金の額の計算の基礎となつている別表第二の四の仮定給料の額が一三、五四〇円に満たないときは、その仮定給料の額に一・八八九六四分の一・九二八七六を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定給料とする。

別表第二の六

別表第二の四の仮定給料	仮定給料
一三、五四〇円	一四、九八〇円
一三、九一〇	一五、三九〇
一四、二三〇	一五、七五〇
一四、七〇〇	一六、二六〇
一四、九八〇	一六、五七〇
一五、五〇〇	一七、一四〇
一六、二五〇	一七、九八〇
一七、〇四〇	一八、八五〇
一七、八一〇	一九、七〇〇
一八、六一〇	二〇、五八〇
一九、三八〇	二一、四四〇
二〇、一八〇	二二、三三〇
二〇、六八〇	二二、八八〇
二一、一八〇	二三、四三〇
二一、七六〇	二四、〇八〇
二二、五八〇	二四、九八〇
二三、二八〇	二五、七七〇
二三、九五〇	二六、五〇〇
二四、七五〇	二七、三八〇
二五、五七〇	二八、二八〇
二六、四四〇	二九、二六〇
二七、三三〇	三〇、二四〇
二八、四五〇	三一、四八〇
二九、一三〇	三二、二四〇
三〇、〇五〇	三三、二五〇
三〇、九三〇	三四、二二〇
三二、七〇〇	三六、一八〇
三三、一六〇	三六、六八〇
三四、五〇〇	三八、一八〇

三六、二九〇
三八、二八〇
三九、二八〇
四〇、二五〇
四一、六四〇
四二、四四〇
四四、八〇〇
四五、九七〇
四七、一八〇
四九、五三〇
五一、九一〇
五二、五三〇
五四、四八〇
五七、二七〇
六〇、〇三〇
六一、七三〇
六三、三九〇
六六、七六〇
七〇、一三〇
七〇、八〇〇
七三、四七〇
七六、八四〇
八〇、二三〇
八三、五七〇
八五、六八〇
八七、九三〇
九二、二八〇
九六、六六〇

四〇、一六〇
四二、三六〇
四三、四七〇
四四、五三〇
四六、〇七〇
四六、九六〇
四九、五七〇
五〇、八六〇
五二、二〇〇
五四、八一〇
五七、四三〇
五八、一二〇
六〇、二八〇
六三、三六〇
六六、四二〇
六八、二九〇
七〇、一三〇
七三、八六〇
七七、五八〇
七八、三三〇
八一、二九〇
八五、〇三〇
八八、七六〇
九二、四六〇
九四、七九〇
九七、二九〇
一〇二、〇九〇
一〇六、九四〇

九八、八七〇	一〇九、三八〇	
一〇一、〇〇〇	一一一、七五〇	
一〇五、三五〇	一一六、五七〇	
一〇七、三四〇	一一八、七七〇	
一〇九、七〇〇	一二一、三八〇	
一一四、〇六〇	一二六、一九〇	
一一八、八〇〇	一三一、四四〇	
一二一、二四〇	一三四、一四〇	
一二三、五五〇	一三六、七〇〇	
一二五、九八〇	一三九、三八〇	
一二八、三二〇	一四一、九七〇	
一三三、〇五〇	一四七、二一〇	
一三七、七八〇	一五二、四五〇	
一四〇、一三〇	一五五、〇四〇	
一四二、五三〇	一五七、七〇〇	

備考

年金の額の計算の基礎となつている別表第二の四の仮定給料の額が一三、五四〇円に満たないときは、その仮定給料の額に一・八八九六四分の二・〇九〇七六を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定給料とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「、子、父母、孫及び祖父母で、」を「並びに子、父母、孫及び祖父母で」に改める。

第七十八条第二項中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

第八十二条第三項中「九万六千円」を「十一万四百円」に改める。

第九十三条第二項及び第三項中「十万五千六百円」を「十一万五千二百円」に改める。

第百十四条第三項及び第二百四条第四項中「十五万円」を「十八万五千円」に改める。

第百七十四条第一項に次の二号を加える。

八　地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

九　地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社

第二百四条第四項中「十五万円」を「十八万五千円」に改める。

第二百五条第三項中「含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

4　団体等は、団体共済組合員が団体共済組合に対して支払うべき第二百二条の四第一項第四号の貸付金に係る償還金があるときは、当該団体共済組合員に支給すべき給与から当該償還金に相当する金額を控除して、これを当該団体共済組合員に代わつて団体共済組合に払い込まなければならない。

附則第十一条第五項中「承継するものとする」を「承継するものとし、当該一部事務組合を組織していた市町村は、当該一部事務組合の解散の日前に係る同項各号に掲げる費用で市町村職員共済組合に払込みがされていないもの及び同日以後に係る同項第二号に掲げる費用を自治省令で定めるところにより負担するものとする」に改める。

附則第三十六条の見出し中「廃置分合」を「廃置分合等」に改め、同条中「廃置分合に伴う組合の」を「廃置分合その他これに準ずる処分に伴う組合又は共済会の」に改める。

附則第三十七条の見出し中「長期給付」を「給付等」に改め、同条中「組織している市が」の下に「指定都市職員共済組合を設立することとなつたとき、又は」を加える。

附則第四十条の次に次の一条を加える。

（組合等が行なう事業の特例）

第四十条の二　組合（連合会を含む。次項において同じ。）又は団体共済組合は、この法律に定める短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業のほか、当分の間、これらの事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、地方公務員又は団体職員の持家として分譲する住宅の建設及び分譲その他の事業を行なうことができる。

2　組合又は団体共済組合は、前項の規定により行なう事業に係る経理については、福祉事業に係る経理と区分しなければならない。

3　前項に規定するもののほか、第一項の規定により行なう事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

別表第四の下欄中「一六五、六〇〇円」を「一八三、六〇〇円」に、「一三五、六〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「一〇五、六〇〇円」に改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第三条　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項を次のように改める。

4　前項第二号又は第三号に掲げる者に対する恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金又は旧市町村共済法の規定による通算退職年金については、恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定中次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めるとおり改正されたものとして、同項の規定を適用する。

一　厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号。以下この項において「法律第七十八号」という。）による改正前の法律第百八十二号附則第十九条第三項の規定に相当する恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定　当該恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定は、法律第七十八号による改正後の法律第百八十二号附則第十九条第三項の規定と同様に改正されたものとする。

二　昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第　号。以下この項において「法律第　号」という。）による改正前の法律第百八十二号附則第十九条第一項の規定に相当する恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定　当該恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定は、法律第　号による改正後の法律第百八十二号附則第十九条第一項の規定と同様に改正されたものとする。

三　厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号）による改正前の国の新法第七十九条の二第三項の規定に相当する恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定　当該恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定は、法律第　号による改正後の国の新法第七十九条の二の規定と同様に改正されたものとする。

第三条の三第一項第五号中「昭和四十五年法律第九十九号」を「昭和四十六年法律第　号」に改める。

第七条第一項第四号中「（当該外国政府又は法人に勤務する前の条例在職年が退隠料の最短年金年限に達している者を除く。）」を削り、「（当該外国政府職員又は外国特殊法人職員であつた期間を除く。）」を「（当該外国政府又は法人に勤務しなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月（同月において職員となつた場合には、その前月）までの期間で未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第二条に規定する未帰還者であると認められるもの（第十条第四号において「海外にあつた未帰還者であると認められる期間」という。）を含む。）のうち年金条例職員期間及び恩給公務員であつた期間を除いた期間」に改める。

第十条第四号中「勤務していた期間」の下に「（海外にあつた未帰還者であると認められる期間を含む。）」を加え、同条第五号中「職員となつたもの」の下に「（これらの者に準ずるものとして政令で定める者を含む。）」を加え、「（当該外国政府又は法人に」を「（当該特殊機関に勤務しなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月（同月において職員となつた場合には、その前月）までの期間で未帰還者留守家族等援護法第二条に規定する未帰還者であると認められるものを含み、当該外国政府又は法人に」に改める。

第十三条第二項中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

第二十条第一項中「合算した期間」の下に「（明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間と同日以後の通算対象期間とを合算した期間）」を加える。

第四十一条中「十三万五千四百八十六円」を「十六万千四百六十円」に改める。

第四十二条中「十万五千六百円」を「十一万五千二百円」に改める。

第五十七条第二項中「同条第九項」の下に「又は第十項」を加える。

第百二十四条第一項中「（昭和二十八年法律第百六十一号）」を削る。

第百三十一条第二項第二号中「勤務していた期間」の下に「（当該外国政府又は法人に勤務しなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月（同月において職員となつた場合には、その前月）までの期間で未帰還者留守家族等援護法第二条に規定する未帰還者であると認められるものを含む。）」を加え、同項第三号中「国の職員等となつたもの」の下に「（これらの者に準ずるものとして政令で定める者を含む。）」を加え、「（当該外国政府又は法人に」を「（当該特殊機関に勤務しなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月（同月において国の職員等となつた場合には、そ

の前月）までの期間で未帰還者留守家族等援護法第二条に規定する未帰還者であると認められるものを含み、当該外国政府又は法人に」に改める。

第百四十三条第一項第五号中「以下この章において」を「新法第百七十四条第一項第八号又は第九号に掲げる団体の職員である団体共済組合員にあつては、昭和四十六年十一月一日。以下この章において」に改める。

第百四十三条の四第二項中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

第百四十三条の五第一項中「合算した期間」の下に「（明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間と同日以後の通算対象期間とを合算した期間）」を加える。

第百四十三条の十五中「十万五千六百円」を「十一万五千二百円」に改める。

第百四十三条の二十二第一項中「施行日」を「昭和三十九年十月一日」に改める。

別表第二中「四八七、二〇〇円」を「五四五、〇〇〇円」に、「三二五、二〇〇円」を「三六六、〇〇〇円」に、「二二四、二〇〇円」を「二五四、〇〇〇円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、第二条中地方公務員等共済組合法第七十八条第二項、第八十二条第三項、第九十三条第二項及び第三項○並びに第百七十四条第一項○並びに別表第四の改正規定並びに第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三条第四項、第十三条第二項、第二十条第一項、第四十二条、○第百四十三条第一項、○第百四十三条の四第二項、第百四十三条の五第一項及び第百四十三条の十五○及び第百四十三条の二十二第一項○の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

（遺族の範囲に関する経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二条第一項第三号の規定は、昭和四十六年十月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（掛金に関する経過措置）

第三条　改正後の法第百十四条第三項及び第二百四条第四項の規定は、昭和四十六年十月分以後の掛金について適用し、同年九月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（退職年金等の最低保障額の引上げ等に関する経過措置）

第四条　次に掲げる規定は、昭和四十六年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十一月分以後適用する。この場合においては、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という。）第五十四条の三第二項の規定を準用する。

一　改正後の法

イ　第七十八条第二項（第百二条第三項、第二百二条及び附則第二十条第三項において準用する場合を含む。）

ロ　第八十二条第三項、第九十三条及び別表第四（これらの規定を第二百二条において準用する場合を含む。）

ハ　第百四十三条の四第二項及び第百四十三条の十五（これらの規定を第百四十三条の十八において準用する場合を含む。）

ニ　第十三条第二項（第五十五条第一項において準用する場合並びに第七十条、第九十二条及び第百十三条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）

ホ　第四十二条（第五十五条第一項、第八十二条第二項、第百三条第二項及び第百十九条第二項において準用する場合を含む。）

ヘ　第百四十三条の四第二項及び第百四十三条の十五（これらの規定を第百四十三条の十八において準用する場合を含む。）

2　地方公務員共済組合又は地方団体関係団体職員共済組合の組合員が昭和四十六年十一月一日前に退職した場合において、改正後の法第八十二条（同法第二百二条において準用する場合を含む。）及び改正後の施行法第二十条第一項又は第百四十三条の五第一項の規定を適用するとしたならば新たに通算退職年金を支給すべきこととなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十六年十一月分から、その者に通算退職年金を支給する。

3　改正後の施行法第四十一条（同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）及び別表第二の規定は、昭和四十六年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年一月分以後適用する。この場合において、同月分から同年九月分までの廃疾年金について改正後の施行法別表第二の規定を適用するときは、同表中「五四五、〇〇〇円」とあるのは「五一〇、〇〇〇円」と、「三六六、〇〇〇円」とあるのは「三四五、〇〇〇円」と、「二五四、〇〇〇円」とあるのは「二四二、〇〇〇円」とする。

（地方住宅供給公社等の復帰希望職員である者に関する経過措置）

第五条　昭和四十六年十月三十一日において地方住宅供給公社又は地方道路公社の職員として在職する者であつて改正後の法第百四十条第一項に規定する復帰希望職員であるものが同年十一月一日に改正後の法第百九十五条第一項に規定する団体共済組合員となつた場合には、その者は、当該復帰希望職員となつたときにおいて改正後の法第百四十四条の二第一項に規定する復帰希望職員となつたものとみなし、改正後の法第百四十条第一項に規定する公庫等職員であつた間、改正後の法第百九十五条第一項に規定する団体共済組合員であつたものとみなし、改正後の法第百四十四条の二の規定を適用する。この場合において、地方公務員共済組合は、改正後の法第百四十条第四項において準用する改正後の法第六章の規定により当該復帰希望職員及び公庫等が負担した掛金及び負担金を、政令で定めるところにより、地方団体関係団体職員共済組合に移換しなければならない。

2　前項に規定する者が引き続き改正後の法第百九十五条第一項に規定する団体職員として在職しなくなつたとき（引き続き再び地方公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。）は、改正後の法第百四十条第一項に規定する復帰希望職員であつた間、改正後の法第百九十五条第一項に規定する団体共済組合員であつたものとみなす。

3　第二項に規定する者に対する改正後の施行法第十三章の二の規定の適用については、その者は、改正後の施行法第百四十三条第一項第五号に規定する団体共済更新組合員に該当しないものとみなす。

（恩給組合条例等の適用を受けた者の通算退職年金に関する経過措置）

第六条　恩給組合条例又は旧市町村職員共済組合法がなお効力を有するものとしたならば改正後の施行法第三条第四項の規定により新たに恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金若しくは旧市町村職員共済組合法の規定による通算退職年金を支給すべきこととなる者又はその額が増加することとなる者については、市町村職員共済組合が、恩給組合条例又は旧市町村職員共済組合法の規定の例により、昭和四十六年十一月分から、これらの通算退職年金に相当する年金を支給し、又はその額を改定する。この場合において、新たに支給されることとなるこれらの通算退職年金に相当する年金は、改正後の法又は改正後の施行法の規定の適用については、恩給組合条例の規定によ

る退職年金条例の通算退職年金又は旧市町村職員共済組合法の規定による通算退職年金とみなす。

2　附則第四条前条第一項後段の規定は、前項の規定の適用に係る年金の支給を受ける者について準用する。

（普通恩給等の受給権を有する更新組合員等のうち外国政府職員期間等を有する者に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の際、現に普通恩給、退隠料、扶助料又は退職年金条例の遺族年金（以下「普通恩給等」という。）を受ける権利を有し、かつ、第三条の規定による改正前の施行法（以下「改正前の施行法」という。）第七条第一項第四号の期間（同法第百三十一条第一項の規定により同号の期間に該当するものとされる期間を含む。）又は第十条第四号若しくは第五号の期間（同法第百三十一条第二項第二号又は第三号の期間を含む。）で恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第二号）による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「改正後の法律第百五十五号」という。）附則第四十二条から第四十三条の二までの規定又はこれらに相当する退職年金条例の規定の適用によりその全部又は一部が当該期間に該当しないこととなるものを有する更新組合員（改正前の施行法第二条第一項第十号に規定する更新組合員（同法第五十五条第一項第一号に掲げる者を含む。）をいう。以下同じ。）若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和四十六年九月三十日において改正前の施行法第七条第一項第四号又は第十条第四号若しくは第五号（これらの規定を同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第百五十五号附則第四十二条から第四十三条の二までの規定、これらに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定にかかわらず、改正前のこれらの規定の例によるものとする。

2　前項の規定の適用に関して必要な事項及び同項に規定する者が同項の申出をした場合におけるその者に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利についての措置その他長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

（厚生保険特別会計からの交付金）

第八条　政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、改正後の施行法第百四十三条の二第一項の規定により国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第百五号）附則第十二条」を「昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第百五号）附則第十二条、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第　号）附則第八条」に改める。

（通算年金通則法の一部改正）

第十条　通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第十二条　前二条の規定は、昭和四十六年十月三十一日において国家公務員共済組合法第百七十四条第一項第八号又は第九号に掲げるものに限る。）の職員であつた者で同年十一月一日に地方団体（地方公務員等共済組合法の組合員となつたものについて準用する。

○若林正武君　ただいま議題となりました二法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、道路交通法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における道路交通の実情にかんがみ、交通事故を防止し、その他交通の安全と円滑をはかり、及び道路の交通に起因する障害の防止に資するため、歩行者用道路に関する規定を設ける等、歩行者の安全をはかるための規定を整備し、路線バス等の優先通行の確保等、都市交通対策のための規定を整備し、その他交通方法に関する規定を合理化するとともに、道路を通行する者に正しい交通方法を理解させるための教則の作成及び運転者等に対する講習について規定を整備すること等をおもな内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、政府は、交通事故防止の徹底をはかるため、交通安全施設等の整備拡充、都市交通対策の推進及び運転者の資質の向上等の諸点について、より強力な対策を講ずべきである旨の附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、昭和四十五年度に実施した地方公務員共済組合の年金の額の改定につき、恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の額の改定措置に準じて改定するほか、遺族年金の受給資格者たる遺族の範囲の拡大、退職年金等の最低保障額の引き上げ等を内容とするものであり、衆議院において地方住宅供給公社及び地方道路公社の職員についても、団体共済組合制度を適用することの修正を行なったものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対しても、政府は、スライド基準の早期設定、短期給付にかかる国庫負担の導入、年金制度施行前の職員期間の算入措置等を検討し、実現をはかるべきである旨の附帯決議を付することに決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

○副議長（安井謙君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（安井謙君）　総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長（安井謙君）　日程第十九、豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長北村暢君。

審査報告書

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十四日

災害対策特別委員長　北村　暢

参議院議長　重宗　雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、昭和四十七年度から昭和五十六年度までの十箇年間に限り、特別豪雪地帯の基幹的な市町村道の整備及び地方公共団体が特別豪雪地帯の積雪による通学困難の緩和をはかるため、公立の小、中学校の施設等の新、増築等に要する経費に係る国の負担、補助の割合について特例を設けようとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

この法律施行のため要する経費は、平年度約十二億円である。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたつては、特別豪雪地帯における住民の安全と福祉の向上を図るため、次の諸点について特別な配慮を行なうべきである。

一、基幹的な市町村道の改築を県が代行実施するにあたつては、当該県の財政負担が過重とならないよう努めること。

二、義務教育諸学校施設の整備については、建築単価を引き上げること。

三、豪雪に際して地方公共団体が行なう学校その他の公共の施設に係る除雪事業及び民間社会福祉施設に係る除雪事業に要する費用の補助率について、引き上げるよう検討すること。

四、医療体制の強化を図り、特に医師の確保について特別な措置を検討するとともに、往診用小型雪上車に対する補助率を引き上げること。

五、国の所有に係るヘリコプターを救急用に使用する場合には、国の関係機関と当該市町村当局との間で事前に充分連繋をとり、臨機応変に出動できるよう措置すること。

六、保育所の建築単価を引き上げるとともに、小規模保育所の設置を認可の対象とし、児童館の増設等について特別な配慮を行なうほか、豪雪により就業の機会が制限される者の利用に供するため、市町村が設置する共同作業場等に隣接する保育所であつて、市町村の設置に係るものの整備費について補助率を引き上げること。

七、消防団員を確保するための特別な助成措置を検討するとともに、雪上消火ポンプ等耐雪消防施設の研究開発を促進し、かつ特別豪雪地帯のうち、通常の消防活動ができない家庭の消火器購入に対して、市町村が助成等を講じた場合には、その経費について特別な措置を行なうことを検討すること。

八、出稼労働者及び出稼留守家族に対する援護対策を強力に推進するとともに、通年雇用設備融資及び通年雇用奨励制度の拡充を図ること。

九、豪雪に対する郵便配達の改善方法を検討すること。

十、特別豪雪地帯対策として、道路整備事業のための地方債を早急に設けること。

十一、特別豪雪地帯以外の豪雪地帯においても、局地的な豪雪に対する除雪事業等の実施について、充分に検討すること。

右決議する。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十六年五月十一日

衆議院議長　船田　中

参議院議長　重宗　雄三殿

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「（国の負担割合の特例）」に改め、同条中「基本計画」を「前二条に定めるもののほか、基本計画」に、「国の負担割合又は補助率」を「国の負担割合」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条の次に次の二条を加える。

（特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例）

第十四条　特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で建設大臣が指定するもの（以下「基幹道路」という。）の改築については、昭和四十七年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に限り、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の規定にかかわらず、基本計画に基づいて、道府県が行なうことができる。

2　道府県は、前項の規定により市町村道の改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）に代わつてその権限を行なうものとする。この場合において、道府県が代わつて行なう権能のうち政令で定めるものは、当該道府県を統轄する道府県知事が行なう。

3　第一項の規定により道府県が行なう基幹道路の改築に係る事業（以下「基幹道路整備事業」という。）に要する経費については、当該道府県が負担する。

4　基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を道府県道とみなす。

5　第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号。以下「負担特例法」という。）第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業（北海道の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。）を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

6　北海道の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえるものにあつては、第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえないものにあつては、第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

一　北海道の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合を北海道の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国の負担割合

二　北海道の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

（特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校の施設等に対する国の負担割合の特例）

第十五条　地方公共団体が基本計画に基づき特別豪雪地帯において行なう次の各号に掲げる新築若しくは増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）又は改築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費についての昭和四十七年度

から昭和五十六年度までの各年度における国の負担割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、三分の二とする。ただし、他の法令の規定により当該割合をこえる国の負担割合が定められている場合には、この限りでない。

一　積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校又は中学校の分校の校舎及び屋内運動場（へき地学校（へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第二条に規定するへき地学校をいう。）にあつては当該学校に設けられる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設を含む。）の新築若しくは増築又はこれらの施設で構造上危険な状態にあるものの改築

二　積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校又は中学校の寄宿舎で構造上危険な状態にあるものの改築

2　国は、地方公共団体が基本計画に基づき特別豪雪地帯において行なう次の各号に掲げる新築若しくは増築又は建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に要する経費については、昭和四十七年度から昭和五十六年度までの各年度において、その三分の二を補助するものとする。

一　積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校又は中学校の寄宿舎の新築又は増築

二　公立の小学校又は中学校に勤務する教員又は職員の積雪による通勤の困難を緩和するための住宅の建築

3　前項の規定により国が補助する場合の経費の範囲及び算定基準その他国の補助に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の第十四条及び第十五条の規定は、昭和四十七年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十六年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度以降に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約十二億円の見込みである。

〔北村暢君登壇、拍手〕

○北村暢君　ただいま議題となりました豪雪地帯特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、衆議院災害対策特別委員長提出にかかるものであり、その内容は、豪雪地帯の住民の生活水準の維持改善をはかるため、昭和四十七年度から昭和五十六年度までの十カ年間に限り、基幹的な市町村道の整備に対する特別並びに特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校の施設等に対する国の負担割合の特例を講じたことであります。

委員会における質疑の内容は会議録に譲りたいと存じます。質疑を終了、別に討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、自民、社会、公明、民社、共産の各党共同提案にかかる特別豪雪地帯の住民の安全と福祉の向上をはかるため、十一項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（安井謙君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（安井謙君）　総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長（安井謙君）　**日程第二十、昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事亀井善彰君。

審査報告書

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十八日

農林水産委員長　河口　陽一

参議院議長　重宗　雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農林漁業団体職員共済組合からの年金について、国家公務員共済組合等他の共済組合制度に基づく年金に準じて、既裁定年金の額を改定するとともに、遺族年金の受給者の範囲を拡大し、標準給与の月額の上限及び年金の最低保障額を引き上げる等所要の改正を行なおうとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に要する費用は、昭和四十六年度一般会計予算に計上されている農林漁業団体職員共済組合の補助に必要な経費十四億三千九百四十四万円の中から支出される。

附帯決議

政府は、農林漁業団体の職員の待遇、職域環境の改善につき適正な指導に努め、これら団体の本来の機能の向上に資するとともに、本年金制度の給付内容の一層の充実、年金財政の健全化を配慮して、左記事項を検討し、早急にその実現を図るべきである。

記

一、給付に要する費用の国庫補助率を厚生年金並みに百分の二十に引き上げるとともに、さらに掛金負担を加重させない観点から、掛金率決定に反映できるよう財源調整費補助を定率化し、その増額を積極的に図ること。

二、既裁定年金については、旧法の年金に係る最低保障額を新法の水準に準じて改善することとし、とくに二十年未満の遺族年金の最低保障額については、年金制度本来の趣旨に照らし、すみやかにその額の引上げを図ること。

また、最近の物価上昇等の情勢に対処し、スライド制による年金改定を具体化すること。

三、旧法の平均標準給与に係る最高限度額について改善措置を講ずること。

右決議する。

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年五月十一日

衆議院議長　船田　中

参議院議長　重宗　雄三殿

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

（昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条　昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律

第一条の二の次に次の一条を加える。

（昭和四十六年度における旧法の規定による年金の額の改定）

第一条の三　前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十六年一月分以後、その額を第一条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第四」と読み替えるものとする。

2　前項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十六年十月分以後、その額を第一条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第一」とあるのは、「別表第四」と読み替えるものとする。

3　第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の二の次に次の二条を加える。

（昭和四十六年度における新法の規定による年金の額の改定）

第二条の三　前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十六年一月分以後、その額を第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第一」と読み替えるものとする。

2　前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十六年一月分以後、その額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第一」と読み替えるものとする。

3　昭和四十五年十月一日以後同年十二月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同年十月一日以後同年十二月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金であつて、これらの年金の基礎となつた組合員期間のうちに昭和四十五年十月以前の期間を含むものについては、昭和四十六年一月分以後、その額を第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第一」と読み替えるものとする。

4　第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の四　前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十六年十月分以後、その額を第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「昭和三十九年九月以前の組合員期間」とあるのは「昭和四十年九月以前の組合員期間」と、「別表第一」とあるのは「別表第四」と読み替えるものとする。

2　前条第二項又は第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十六年十月分以後、その額を第二条の二第二項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第二」とあるのは、「別表第四」と読み替えるものとする。

3　昭和四十六年一月一日以後同年九月三十日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同年一月一日以後同年九月三十日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金であつて、これらの年金の基礎となつた組合員期間のうちに昭和四十年九月以前の期間を含むものについては、昭和四十六年十月分以後、その額を第二条の二第二項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第二」とあるのは、「別表第四」と読み替えるものとする。

4　第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の二第二項中「第一条の二又は第二条の二」を「第一条の三又は第二条の四」に、「を同項各号」を「を当該各号」に、「第三条ただし書」を「前条ただし書」に改める。

第四条中「第二条の二」を「第二条の四」に改める。

別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三

期間の区分	率
昭和三十四年一月から同年九月まで	一・九九二
昭和三十四年十月から昭和三十五年九月まで	一・九二九
昭和三十五年十月から昭和三十六年九月まで	一・八〇三
昭和三十六年十月から昭和三十七年九月まで	一・五五一
昭和三十七年十月から昭和三十八年九月まで	一・三五五
昭和三十八年十月から昭和三十九年九月まで	一・一九二
昭和三十九年十月から昭和四十年九月まで	一・〇三七

別表第四

期間の区分	率
昭和三十四年一月から同年九月まで	二・一五九
昭和三十四年十月から昭和三十五年九月まで	二・〇九一
昭和三十五年十月から昭和三十六年九月まで	一・九五四
昭和三十六年十月から昭和三十七年九月まで	一・六八二
昭和三十七年十月から昭和三十八年九月まで	一・四六九
昭和三十八年十月から昭和三十九年九月まで	一・二九二
昭和三十九年十月から昭和四十年九月まで	一・一二四

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第二条　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「基き」を「基づき」に改め、同項の表中

「第三十四級	一五〇、〇〇〇円
第三十五級	一六〇、〇〇〇円
第三十六級	一七〇、〇〇〇円
第三十七級	一八五、〇〇〇円

」を

一四五、〇〇〇円以上	一四五、〇〇〇円以上
一五五、〇〇〇円未満	一五五、〇〇〇円以上
一六五、〇〇〇円未満	一六五、〇〇〇円以上
一七七、五〇〇円未満	一七七、五〇〇円以上

」に改める。

第二十四条第一項中「、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡当時」を「並びに組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母でその者の死亡当時」に改める。

第三十六条第二項ただし書中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

第三十七条の三第三項第一号中「九万六千円」を「十一万四百円」に改める。

第四十六条第二項及び第三項第二号中「十万五千六百円」を「十一万五千二百円」に改める。

第五十六条第三項中「最後に組合員の資格を喪失した日の前日の属する月の翌月」を「その資格を取得した日の属する月（その月が最後に組合員の資格を喪失した日の前日の属する月である場合には、その月の翌月）」に改める。

別表第二の下欄中「一六五、六〇〇円」を「一八三、六〇〇円」に、「一三五、六〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「一〇五、六〇〇円」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第三条　農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第十号中「百八十万円」を「二百二十二万円」に改める。

附則第六条第一項ただし書中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

附則第七条第五項中「昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十七号）第一条の二」を「昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十七号）第一条の三」に改める。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四十二条第三項に次の一号を加える。

三　明治四十四年四月一日以前に生れた者で、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間と同日以後の通算対象期間とを合算した期間が十年以上であるもの

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、第二条中農林漁業団体職員共済組合法（以下「法」という。）第三十六条第二項ただし書、第三十七条の三第三項、第四十六条第二項及び第三項並びに別表第二の改正規定、第三条中農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（以下「三十九年改正法」という。）附則第六条第一項ただし書の改正規定、第四条の規定並びに附則第六項から第八項まで及び第十一項の規定は同年十一月一日から、第二条中法第五十六条第三項の改正規定及び次項の規定は公布の日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）

2　農林漁業団体職員共済組合がこの法律の施行の日前にこの法律による改正前の法第二十条第三項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、この法律による改正後の法第二十条第一項の規定の例による。

3　この法律の施行の日前にこの法律による改正前の法第二十条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、この法律の施行の日に職員になつたものとみなし、この法律による改正後の法第二十条の規定を適用してその標準給与を改定する。

4　附則第二項の規定により定められ又は前項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする掛金の算定は、昭和四十六年十月分以後の掛金について行なうものとし、同年九月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（遺族の範囲に関する経過措置）

5　この法律による改正後の法第二十四条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（退職年金等の最低保障額の引上げ等に関する経過措置）

6　この法律による改正後の法第三十六条第二項ただし書、第三十七条の三第三項、第四十六条第二項及び第三項並びに別表第二並びにこの法律による改正後の三十九年改正法附則第六条第一項ただし書（同法附則第七条第一項及び第十六条第二項（同法附則第二十条において準用する場合を含む。）の規定によりその例により算定することとされる場合並びに同法附則第二十条において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十六年十一月一日以後に給付事由が生じた給

付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

7　昭和四十六年十一月一日前に三十九年改正法による改正後の法（以下「新法」という。）の資格喪失事由（組合員にあつては新法第十五条第二項各号に掲げる事由、任意継続組合員にあつては新法第十七条第六項各号に掲げる事由をいう。）に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金又は遺族年金については、前項の規定にかかわらず、同年十一月分以後、同項に規定する規定を適用する。

8　前項の規定の適用を受ける者が、退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者（法第三十八条第一項ただし書に規定する額がない者を含み、法第三十六条第三項ただし書（法第三十九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により定める額を返還した者を除く。）又はその遺族である場合における前項に規定する年金の額の調整その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置）

9　この法律による改正後の三十九年改正法附則第四条の規定は、この法律の施行の日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（再退職する更新組合員に係る従前の退職年金の算定に関する経過措置）

10　この法律による改正後の三十九年改正法附則第七条第五項の規定は、この法律の施行の日以後に給付事由が生じた給付に係る従前の退職年金の額の算定について適用し、この法律の施行の日前に給付事由が生じた給付に係る従前の退職年金の額の算定については、なお従前の例による。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

11　昭和四十六年十一月一日前に組合員が退職し又は任意継続組合員が法第三十七条の三第二項の任意資格喪失事由に該当した場合において、法及びこの法律による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第四十二条第三項の規定を適用するとしたならば新たに通算退職年金を支給すべきこととなるときは、これらの法律の規定により、同年十一月分から、その者に通算退職年金を支給する。

〔亀井善彰君登壇、拍手〕

○亀井善彰君　ただいま議題となりました農林年金改定法案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、農林漁業団体役職員の年金につき、国家公務員共済組合制度等に準じて、既裁定年金の額を改定するとともに、年金の最低保障額の引き上げ、標準給与月額の改正及び遺族年金の受給者の範囲の拡大等、所要の改善をしようとするものであります。

委員会におきましては、既裁定年金の改定方法及び最低保障、年金の財政と国庫補助の充実、農林漁業団体職員の給与、労働条件等にわたって質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、全会一致をもって三項目の附帯決議を行ないました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（安井謙君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（安井謙君）　総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長（安井謙君）　日程第二十一、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長高橋文五郎君。

審査報告書

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十八日

文教委員長　高橋文五郎

参議院議長　重宗　雄三殿

附則を次のように改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の高

等学校の定時制教育及び通信教育振興法第五条第一項及び第七条の規定は、昭和四十六年四月一日から適用する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高等学校で定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長及び教員に対し支給される定時制通信教育手当の支給率を引き上げる措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めたが、施行期日について所要の修正を加えた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十六年度一般会計予算に約七億七千五百三十万円が計上されている。

附帯決議

政府は、勤労青少年教育の重要性にかんがみ、今後一層高等学校の定時制教育及び通信教育の振興を図るため、そのあり方について十分検討するとともに、定時制高等学校及び通信制高等学校の教諭、養護教諭、事務職員等の定数および待遇の改善について一層の努力をすべきである。

右決議する。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年三月二十五日

衆議院議長　船田　中

参議院議長　重宗　雄三殿

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「百分の七」を「百分の十」に、「百分の五」を「百分の八」に改める。

第七条中「百分の七」を「百分の十」に改める。

附　則

この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

〔高橋文五郎君登壇、拍手〕

○高橋文五郎君　ただいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、勤労青少年教育の一そうの振興をはかるため、定時制及び通信制高校の校長及び教員の定時制通信教育手当の支給率を引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、定時制及び通信制教育の今後のあり方とその整備充実策、技能連携教育の現状と問題点、定時制高校への就学奨励策の確立とその卒業生の就職差別の撤廃の問題などについて熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、次いで、安永委員より各党を代表して、施行期日についての修正案が提出されました。

討論もなく、直ちに採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決せられ、よって、本法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

次いで、定時制及び通信制高校の教職員の定数及び待遇の改善に努力すべき旨の附帯決議案が提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（安井謙君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（安井謙君）　総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって委員会修正どおり議決せられました。

○副議長（安井謙君）　**日程第二十二、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案。**

日程第二十三、積立式宅地建物販売業法案。

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（安井謙君）　御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。建設委員長田中一君。

審査報告書

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十八日

建設委員長　田中　一

参議院議長　重宗　雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、宅地建物取引業の適正な運営とその取引の公正を確保して、購入者等の利益の保護を図るため、宅地、建物の取引に係る契約内容を規制し、前金保全のための措置等を講じようとするもので妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、宅地建物取引業の適正な運営を確保し、消費者の利益を保護するため、本法の施行にあたり、次の諸点に適切な措置を講ずべきである。

一、各都道府県に宅地建物取引業審議会を設置するよう指導すること。

二、宅地建物取引業者が都道府県宅地建物取引業協会に全員加入するよう指導するとともに協会の自主的な規制を積極的に活用するよう努めること。

三、営業保証金制度に代わる宅地建物取引損害てん補制度についてすみやかに検討し、その実現を図るよう努めること。

右決議する。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年五月十一日

衆議院議長　船田　中

参議院議長　重宗　雄三殿

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第二章　免許（第三条―第十二条）
第二章の二　営業保証金（第十二条の二―第十二条の七）
第三章　業務（第十三条―第十九条）
第三章の二　監督（第二十条―第二十二条）
第四章　雑則（第二十二条の二―第二十三条）
第五章　罰則（第二十四条―第二十九条）」

を

「第二章　免許（第三条―第十条）
第三章　宅地建物取引主任者（第十一条―第十四条）
第四章　営業保証金（第二十条―第二十四条）
第五章　業務（第一節　通則（第二十五条―第三十五条）
第二節　指定保証機関（第三十六条―第四十四条）
第六章　監督（第四十五条―第四十八条）
第七章　雑則（第四十九条―第五十五条）
第八章　罰則（第五十六条―第六十四条）」

に改める。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行なうことにより、その業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正とを確保し、もつて購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化とを図ることを目的とする。

第二条第四号を削る。

第三条第一項中「に事務所」の下に「（本店、支店その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。）」を加える。

第二十九条中「第二十二条の四」を「第七十五条」に改め、同条を第八十五条とする。

第二十八条中「前四条」を「前五条」に改め、同条を第八十四条とする。

第二十七条第一項第一号中「第八条又は第二十二条の五第三項」を「第九条、第五十条第二項、第五十三条、第六十三条第二項又は第七十七条第三項」に改め、同項第二号中「第十条第一項、第十四条の四、第十七条第四項又は第十九条」を「第三十七条、第四十六条第四項又は第五十条第一項」に改め、同項第三号中「第十六条」を「第四十五条」に改め、同項第四号中「第十八条の三」を「第四十九条」に改め、同項第五号中「第二十二条」を「第六十三条第一項若しくは第三項、第六十四条第一項又は第七十二条」に改め、「による報告」の下に「若しくは事業計画書若しくは資料の提出」を、「報告をし」の下に「、若しくは虚偽の記載をした事業計画書若しくは虚偽の資料を提出し」を加え、同項第六号中「第二十二条第一項」を「第六十四条第一項又は第七十二条第一項」に改め、同条を第八十三条とする。

第二十六条を削る。

第二十五条中「第十八条」を「第四十七条」に改め、同条を第八十条とし、同条の次に次の二条を加える。

第八十一条　第二十五条第五項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条及び第四十四条の規定に違反した者並びに第四十七条の規定に違反して同条第三号に掲げる行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十二条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第四条第一項の免許申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二　第十二条第二項、第十五条第三項又は第四十六条第二項の規定に違反した者

三　不正の手段によつて第四十一条第一項第一号の指定を受けた者

四　第五十六条の規定に違反して前金保証事業以外の事業を営んだ者

五　第六十条の規定に違反して保証委託契約を締結した者

六　第六十一条の規定による命令に違反した者

第二十四条第三号中「第二十条第二項又は第三項」を「第六十五条第二項又は第四項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加え、同条を第七十九条とする。

三　第十三条の規定に違反して他人に宅地建物取引業を営ませた者

「第五章　罰則」を「第八章　罰則」に改める。

第二十三条に次の一項を加え、第四章中同条を第七十八条とする。

2　第三十八条から第四十三条までの規定は、宅地建物取引業者相互間の取引については、適用しない。

第二十二条の五第一項中「第六条まで及び第十二条並びに第二十条中免許の取消しに係る部分」を「第七条まで、第十二条、第六十六条及び第六十七条」に改め、同条を第七十七条とする。

第二十二条の四を第七十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（免許の取消し等に伴う取引の結了）

第七十六条　第三条第二項若しくは第十一条第二項の規定により免許が効力を失つたとき、又は宅地建物取引業者が第十一条第一項第一号若しくは第二号に該当したとき、若しくは第六十六条若しくは第六十七条の規定により免許を取り消されたときは、当該宅地建物取引業者であつた者又はその一般承継人は、当該宅地建物取引業者が締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお宅地建物取引業者とみなす。

第二十二条の三第一項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削り、同条を第七十四条とする。

第二十二条の二を第七十三条とする。

「第四章　雑則」を「第七章　雑則」に改める。

第三章の二中第二十二条を第七十二条とし、第二十一条を第七十一条とする。

「第三章の二　監督」を削る。

第二十条及び第二十条の二を削る。

第十九条の次に次の一節、章名及び六条を加える。

第二節　指定保証機関

（指定）

第五十一条　第四十一条第一項第一号の指定（以下この節において「指定」という。）は、宅地の造成又は建築に関する工事の完了前において行なう当該工事に係る宅地又は建物の売買に関し宅地建物取引業者が買主から受領する前金の返還債務を保証する事業（以下「前金保証事業」という。）を営もうとする者の申請により行なう。

2　指定を受けようとする者は、建設省令の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　役員の氏名及び住所

三　本店、支店その他政令で定める営業所の名称及び所在地

四　資本の額

3　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添附しなければならない。

一　定款及び事業方法書

二　収支の見積りその他建設省令で定める事項を記載した事業計画書

三　前金保証事業に係る保証委託契約約款

四　その他建設省令で定める書類

4　前項第一号の事業方法書には、保証の目的の

範囲、支店及び政令で定めるその他の営業所の権限に関する事項、保証限度、各保証委託者からの保証の受託の限度、保証委託契約の締結の方法に関する事項、保証の受託の拒否の基準に関する事項その他建設省令で定める事項を記載しなければならない。

（指定の基準）

第五十二条　建設大臣は、指定を申請した者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。

一　資本の額が五千万円以上の株式会社でないこと。

二　前号に規定するほか、その行なおうとする前金保証事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しないこと。

三　定款の規定又は事業方法書若しくは事業計画書の内容が法令に違反し、又は事業の適正な運営を確保するのに十分でないこと。

四　前金保証事業に係る保証委託契約約款の内容が建設省令で定める基準に適合しないこと。

五　第六十二条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しないこと。

六　この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しないこと。

七　役員のうちに次のいずれかに該当する者のあること。

イ　禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ハ　指定を受けた者（以下この節において「指定保証機関」という。）が第六十二条第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該取消しの日前三十日以内にその指定保証機関の役員であった者で当該取消しの日から三年を経過しないもの

（変更の届出）

第五十三条　指定保証機関は、第五十一条第二項各号に掲げる事項又は同条第三項第一号若しくは第三号に掲げる書類に記載した事項について変更があった場合においては、建設省令の定めるところにより、二週間以内に、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

（事業の不開始又は休止に基づく指定の取消し）

第五十四条　建設大臣は、第六十二条第二項の規定により指定を取り消す場合のほか、指定保証機関が指定を受けた日から三月以内に前金保証事業を開始しないとき、又は引き続き三月以上その前金保証事業を休止したときは、当該指定保証機関について公開による聴聞を行なった後、その指定を取り消すことができる。

2　第六十九条第二項から第四項までの規定は、前項の聴聞について準用する。

（廃業等の届出）

第五十五条　指定保証機関が次の各号の一に該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、二週間以内に、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

一　合併により消滅した場合　消滅した会社を代表する役員であった者

二　破産により解散した場合　その破産管財人

三　合併又は破産以外の理由により解散した場合　その清算人

四　前金保証事業を廃止した場合　その会社を代表する役員

2　前項第二号から第四号までの規定により届出があったときは、指定は、その効力を失う。

（兼業の制限）

第五十六条　指定保証機関は、前金保証事業以外の事業を営んではならない。ただし、買主の保護のため支障を生ずることがないと認められるものについて、建設大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（責任準備金の計上）

第五十七条　指定保証機関は、事業年度末においてまだ経過していない保証契約があるときは、次の各号に掲げる金額のうちいずれか多い金額を、事業年度ごとに責任準備金として計上しなければならない。

一　当該保証契約の保証期間のうちまだ経過していない期間に対応する保証料の総額に相当する金額

二　当該事業年度において受け取った保証料の総額から当該保証料に係る保証契約に基づいて支払った保証金（当該保証金の支払に基づく保証委託者からの収入金を除く。）、当該保証料に係る保証契約のために積み立てるべき支払備金及び当該事業年度の事業費の合計額を控除した残額に相当する金額

2　指定保証機関が前項の規定により責任準備金を計上した場合においては、その計上した金額は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定によるその計上した事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3　前項の規定により損金の額に算入された責任準備金の金額は、法人税法の規定によるその翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

（支払備金の積立て）

第五十八条　指定保証機関は、決算期ごとに、次の各号の一に掲げる金額がある場合においては、支払備金として当該各号に掲げる金額を積み立てなければならない。

一　保証契約に基づいて支払うべき保証金その他の金額のうちに決算期までにその支払が終わらないものがある場合においては、その金額

二　保証契約に基づいて支払う義務が生じたと認められる保証金その他の金額がある場合においては、その支払うべきものと認められる金額

三　現に保証金その他の金額について訴訟が係属しているために支払っていないものがある場合においては、その金額

（保証基金）

第五十九条　指定保証機関は、定款の定めるところにより、保証基金を設けなければならない。

2　指定保証機関は、責任準備金をもって保証債務を支払うことができない場合においては、当該保証債務の弁済に充てる場合に限り、保証基金を使用することができる。

（契約締結の禁止）

第六十条　指定保証機関は、その者が宅地建物取引業者との間において締結する保証委託契約に係る保証債務の額の合計額が、政令で定める額をこえることとなるときは、保証委託契約を締結してはならない。

（改善命令）

第六十一条　建設大臣は、指定保証機関が第五十二条第一項第二号から第四号までの規定に該当することとなった場合において、買主を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該指定保証機関に対し、財産の状況又はその事業の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し等）

第六十二条　建設大臣は、指定保証機関が次の各号の一に該当する場合又はこの法律の規定に違反した場合においては、当該指定保証機関について公開による聴聞を行なった後、当該指定保証機関に対して、必要な指示をすることができる。

一　前金保証事業に関しその関係者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であ

るとき。

二　前金保証事業に関し不誠実な行為をしたとき。

三　前金保証事業に関し他の法令に違反し、指定保証機関として不適当であると認められるとき。

2　建設大臣は、指定保証機関が次の各号の一に該当する場合においては、当該指定保証機関について公開による聴聞を行なつた後、その指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて前金保証事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一　不正の手段により指定を受けたとき。

二　第五十二条第一号、第六号又は第七号に該当することとなつたとき。

三　第五十三条の規定による届出を怠つたとき。

四　第五十五条第一項の規定による届出がなくて同項第二号から第四号までの一に該当する事実が判明したとき。

五　第五十六条の規定に違反して前金保証事業以外の事業を営んだとき。

六　第六十条の規定に違反して保証委託契約を締結したとき。

七　前条の規定による改善命令に違反したとき。

八　前項の規定による指示に従わなかつたとき。

九　この法律の規定に基づく建設大臣の処分に違反したとき。

3　第六十九条第二項から第四項までの規定は、前二項の聴聞について準用する。

（事業報告書等の提出）

第六十三条　指定保証機関は、毎事業年度開始前に、収支の見積りその他建設省令で定める事項を記載した事業計画書を作成し、建設大臣に提出しなければならない。

2　指定保証機関は、事業計画書に記載した事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3　指定保証機関は、事業年度ごとに、建設省令で定める様式による事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

（報告及び検査）

第六十四条　建設大臣は、前金保証事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定保証機関に対しその業務に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員をしてその業務を行なう場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　監督

（指示及び業務の停止）

第六十五条　建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号の一に該当する場合又はこの法律の規定に違反した場合においては、当該宅地建物取引業者に対して、必要な指示をすることができる。

一　業務に関し取引の関係者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。

二　業務に関し取引の公正を害する行為をしたとき、又は取引の公正を害するおそれが大であるとき。

三　業務に関し他の法令に違反し、宅地建物取引業者として不適当であると認められるとき。

四　取引主任者が、第六十八条の規定による処分を受けた場合において、宅地建物取引業者の責めに帰すべき理由があるとき。

2　建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一　前項第三号又は第四号に該当するとき。

二　第十三条、第十五条第三項、第二十五条第五項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項、第三十二条、第三十四条、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十一条第一項、第四十三条から第四十五条まで、第四十六条第二項又は第四十七条の規定に違反したとき。

三　前項又は次項の規定による指示に従わないとき。

四　この法律の規定に基づく建設大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。

五　前三号に規定する場合のほか、宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

六　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が業務の停止をしようとするとき以前三年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

七　法人である場合において、その役員又は政令で定める使用人のうちに業務の停止をしようとするとき以前三年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

八　個人である場合において、政令で定める使用人のうちに業務の停止をしようとするとき以前三年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。

3　都道府県知事は、建設大臣又は他の都道府県知事の免許を受けた宅地建物取引業者で当該都道府県の区域内において業務を行なうものが、当該都道府県の区域内における業務に関し、第一項各号の一に該当する場合又はこの法律の規定に違反した場合においては、当該宅地建物取引業者に対して、必要な指示をすることができる。

4　都道府県知事は、建設大臣又は他の都道府県知事の免許を受けた宅地建物取引業者で当該都道府県の区域内において業務を行なうものが、当該都道府県の区域内における業務に関し、次の各号の一に該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一　第一項第三号又は第四号に該当するとき。

二　第十三条、第三十二条、第三十四条、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十一条第一項、第四十三条から第四十五条まで、第四十六条第二項又は第四十七条の規定に違反したとき。

三　第一項又は前項の規定による指示に従わないとき。

四　この法律の規定に基づく建設大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。

五　前三号に規定する場合のほか、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

（免許の取消し）

第六十六条　建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該免許を取り消さなければならない。

一　第五条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が第五条第一項第一号から第三号までの一

に該当するに至つたとき。

三　法人である場合において、その役員又は政令で定める使用人のうちに第五条第一項第一号から第三号までの一に該当する者があるに至つたとき。

四　個人である場合において、政令で定める使用人のうちに第五条第一項第一号から第三号までの一に該当する者があるに至つたとき。

五　第七条各号の一に該当する場合において第三条第一項の免許を受けていないことが判明したとき。

六　免許を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続いて一年以上事業を休止したとき。

七　第十一条第一項の規定による届出がなくて同項第三号から第五号までの一に該当する事実が判明したとき。

八　不正の手段により第三条第一項の免許を受けたとき。

九　前条第二項各号の一に該当し情状が特に重いとき、又は同条第二項若しくは第四項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

第六十七条　建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないとき、又はその免許を受けた宅地建物取引業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在をいう。）を確知できないときは、官報又は当該都道府県の公報でその事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことができる。

（取引主任者等に対する懲戒処分）

第六十八条　第十八条第一項の登録を受けた者で宅地建物取引業者の業務に従事していないもの（次条において「取引主任者資格者」という。）が、宅地建物取引業者に自己を取引主任者である旨の表示をさせた場合若しくは他人に自己の名義の使用を許し、当該他人がその名義を使用して取引主任者である旨の表示をした場合、取引主任者が、その者が従事している宅地建物取引業者以外の宅地建物取引業者に自己を取引主任者である旨の表示をさせた場合若しくは他人に自己の名義の使用を許し、当該他人がその名義を使用して取引主任者である旨の表示をした場合又は取引主任者が宅地建物取引業者の業務で取引主任者が行なうものに関し不正若しくは著しく不当な行為をした場合においては、当該登録をした都道府県知事は、一年以内の期間を定めて、取引主任者としてすべき事務を行なうことを禁止し、又はその登録を消除することができる。

（聴聞）

第六十九条　建設大臣又は都道府県知事は、第六十五条、第六十六条又は前条の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該宅地建物取引業者（法人である場合においては、その役員。以下この条において同じ。）、取引主任者若しくは取引主任者資格者又はこれらの代理人の出頭を求めて、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、公開による聴聞を行なわなければならない。

2　前項の場合においては、建設大臣又は都道府県知事は、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該宅地建物取引業者、取引主任者又は取引主任者資格者に通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3　建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知及び公示をした場合において、当該宅地建物取引業者、取引主任者若しくは取引主任者資格者又はこれらの代理人が正当な理由がなくて聴聞の期日に出頭しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行なわないで第六十五条、第六十六条又は前条の規定による処分をすることができる。

4　建設大臣又は都道府県知事は、第一項の場合において、当該宅地建物取引業者、取引主任者又は取引主任者資格者の所在が不明であるため第二項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行なわないで第六十五条、第六十六条又は前条の規定による処分をすることができる。

（監督処分の公告等）

第七十条　建設大臣又は都道府県知事は、第六十五条第二項若しくは第四項又は第六十六条の規定による処分をしたときは、建設省令の定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

2　都道府県知事は、第六十五条第三項又は第四項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該宅地建物取引業者が建設大臣の免許を受けたものであるときは建設大臣に報告し、当該宅地建物取引業者が他の都道府県知事の免許を受けたものであるときは当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

第十九条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第五十条とする。

2　宅地建物取引業者は、前項に規定する場所について、建設省令の定めるところにより、あらかじめ、所在地、業務内容及び業務を行なう期間を免許を受けた建設大臣又は都道府県知事及びその所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

第十八条の三を第四十九条とする。

第十八条の二に次の二項を加え、同条を第四十八条とする。

2　宅地建物取引業者は、建設省令の定めるところにより、取引主任者に、その取引主任者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

3　第一項の証明書を携帯する従業者又は取引主任者は、取引の関係者の請求があつたときは、同項又は前項の証明書を提示しなければならない。

第十八条中「又は依頼者」を「若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行なう媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者」に改め、同条を第四十七条とする。

第十七条を第四十六条とし、第十六条を第四十五条とし、第十五条を第四十四条とする。

第十四条の四の次に次の六条を加える。

（損害賠償額の予定等の制限）

第三十八条　宅地建物取引業者がみずから売主となる宅地又は建物の売買契約において、当事者の債務の不履行を理由とする契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定めるときは、これらを合算した額が代金の額の十分の二をこえることとなる定めをしてはならない。

2　前項の規定に反する特約は、代金の額の十分の二をこえる部分について、無効とする。

（手附の額の制限等）

第三十九条　宅地建物取引業者は、みずから売主となる宅地又は建物の売買契約の締結に際して、代金の額の十分の二をこえる額の手附を受領することができない。

2　宅地建物取引業者が、みずから売主となる宅地又は建物の売買契約の締結に際して手附を受領したときは、その手附がいかなる性質のものであつても、当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主はその手附を放棄して、当該宅地建物取引業者はその倍額を償還して、契約の解除をすることができる。

3　前項の規定に反する特約で、買主に不利なものは、無効とする。

（瑕疵担保責任についての特約の制限）

第四十条　宅地建物取引業者は、みずから売主となる宅地又は建物の売買契約において、その目的物の瑕疵を担保すべき責任に関し、民法（明

治二十九年法律第八十九号）第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第三項に規定する期間についてその目的物の引渡しの日から二年以上となる特約をする場合を除き、同条に規定するものより買主に不利となる特約をしてはならない。

2　前項の規定に反する特約は、無効とする。

（前金の保全）

第四十一条　宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建築に関する工事の完了前において行なう当該工事に係る宅地又は建物の売買でみずから売主となるものに関しては、次の各号の一に掲げる措置を講じた後でなければ、買主から前金（代金の全部又は一部として授受される金銭及び手附その他の名義をもつて授受される金銭で代金に充当されるものであつて、契約の締結の日以後当該宅地又は建物の引渡し前に支払われるものをいう。以下同じ。）を受領してはならない。ただし、当該宅地若しくは建物について買主への所有権移転の登記がされたとき、買主が所有権の登記をしたとき、又は当該宅地建物取引業者が受領しようとする前金の額（すでに受領した前金があるときは、その額を加えた額）が代金の額の百分の五以下であるときは、この限りでない。

一　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関又は建設大臣が指定する者（以下この条において「銀行等」という。）との間において、宅地建物取引業者が受領した前金の返還債務を負うこととなつた場合において当該銀行等がその債務を連帯して保証することを委託する契約（以下「保証委託契約」という。）を締結し、かつ、当該保証委託契約に基づいて当該銀行等が前金の返還債務を連帯して保証することを約する書面を買主に交付すること。

二　保険事業者（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第一条第一項又は外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）第三条第一項の免許を受けて保険事業を営む者をいう。以下この号において同じ。）との間において、宅地建物取引業者が受領した前金の返還債務の不履行により買主に生じた損害のうち少なくとも当該返還債務の不履行に係る前金の額に相当する部分を当該保険事業者がうめることを約する保証保険契約を締結し、かつ、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付すること。

2　前項第一号の規定による保証委託契約は、銀行等が次の各号に掲げる要件に適合する保証契約を買主との間において成立させることを内容とするものでなければならない。

一　保証債務が、少なくとも宅地建物取引業者が受領した前金の返還債務の全部を保証するものであること。

二　保証すべき前金の返還債務が、少なくとも宅地建物取引業者が受領した前金に係る宅地又は建物の引渡しまでに生じたものであること。

3　第一項第二号の規定による保証保険契約は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　保険金額が、宅地建物取引業者が受領しようとする前金の額（すでに受領した前金があるときは、その額を加えた額）に相当する金額であること。

二　保険期間が、少なくとも保証保険契約が成立した時から宅地建物取引業者が受領した前金に係る宅地又は建物の引渡しまでの期間であること。

4　宅地建物取引業者が、第一項に規定する宅地又は建物の売買を行なう場合（同項ただし書に該当する場合を除く。）において、同項第一号又は第二号に掲げる措置を講じないときは、買主は、前金を支払わないことができる。

（宅地又は建物の割賦販売の契約の解除等の制限）

第四十二条　宅地建物取引業者は、みずから売主となる宅地又は建物の割賦販売の契約についての賦払金の支払の義務が履行されない場合においては、三十日以上の相当の期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されないときでなければ、賦払金の支払の遅滞を理由として、契約を解除し、又は支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができない。

2　前項の規定に反する特約は、無効とする。

（所有権留保等の禁止）

第四十三条　宅地建物取引業者は、みずから売主として宅地又は建物の割賦販売を行なつた場合には、当該割賦販売に係る宅地又は建物を買主に引き渡すまで（当該宅地又は建物を引き渡すまでに代金の額の十分の三をこえる額の金銭の支払を受けていない場合にあつては、代金の額の十分の三をこえる額の金銭の支払を受けるまで）に、登記その他引渡し以外の売主の義務を履行しなければならない。ただし、買主が、当該宅地又は建物につき所有権の登記をした後の代金債務について、これを担保するための抵当権若しくは不動産売買の先取特権の登記を申請し、又はこれを保証する保証人を立てる見込みがないときは、この限りでない。

2　宅地建物取引業者は、みずから売主として宅地又は建物の割賦販売を行なつた場合において、当該割賦販売に係る宅地又は建物を買主に引き渡し、かつ、代金の額の十分の三をこえる額の金銭の支払を受けた後は、担保の目的で当該宅地又は建物を譲り受けてはならない。

3　宅地建物取引業者は、みずから売主として宅地又は建物の売買を行なつた場合において、代金の全部又は一部に充てるための買主の金銭の借入れで、当該宅地又は建物の引渡し後一年以上の期間にわたり、かつ、二回以上に分割して返還することを条件とするものに係る債務を保証したときは、当該売買に係る宅地又は建物を買主に引き渡すまで（当該宅地又は建物を引き渡すまでに受領した代金の額から当該保証に係る債務で当該宅地又は建物を引き渡すまでに弁済されていないものの額を控除した額が代金の額の十分の三をこえていない場合にあつては、受領した代金の額から当該保証に係る債務で弁済されていないものの額を控除した額が代金の額の十分の三をこえるまで）に、登記その他引渡し以外の売主の義務を履行しなければならない。ただし、宅地建物取引業者が当該保証債務を履行した場合に取得する求償権及び当該宅地又は建物につき買主が所有権の登記をした後の代金債権について、買主が、これを担保するための抵当権若しくは不動産売買の先取特権の登記を申請し、又はこれを保証する保証人を立てる見込みがないときは、この限りでない。

4　宅地建物取引業者は、みずから売主として宅地又は建物の売買を行なつた場合において、当該宅地又は建物の代金の全部又は一部に充てるための買主の金銭の借入れで、当該宅地又は建物の引渡し後一年以上の期間にわたり、かつ、二回以上に分割して返還することを条件とするものに係る債務を保証したときは、当該売買に係る宅地又は建物を買主に引き渡し、かつ、受領した代金の額から当該保証に係る債務で弁済されていないものの額を控除した額が代金の額の十分の三をこえる額の金銭の支払を受けた後は、担保の目的で当該宅地又は建物を譲り受けてはならない。

第十四条の四第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買又は交換に関し、みずから当事者として契約を締結したときはその相手方に、当事者を代理して契約を締結したときはその相手方及び代理を依頼した者に、その媒介により契約が成立したときは当該契約の各当事者に、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなけれ

ばならない。

第十四条の四第一項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任についての定めがあるときは、その内容

第十四条の四第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の貸借に関し、当事者を代理して契約を締結したときはその相手方及び代理を依頼した者に、その媒介により契約が成立したときは当該契約の各当事者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

第十四条の四に次の一項を加え、同条を第三十七条とする。

3　宅地建物取引業者は、前二項の規定により交付すべき書面を作成したときは、取引主任者をして、当該書面に記名押印させなければならない。

第十四条の三の次に次の一条を加える。

（契約締結等の時期の制限）

第三十六条　宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法第二十九条の許可、建築基準法第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物につき、みずから当事者として、若しくは当事者を代理してその売買若しくは交換の契約を締結し、又はその売買若しくは交換の媒介をしてはならない。

第十四条の三中「又は依頼者」を「若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行なう媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者」に改め、「間に」の下に「、取引主任者をして」を加え、「しなければ」を「させなければ」に、「第四号」を「第五号」に改め、「の説明」を削り、「書面」の下に「（第五号において図面を必要とするときは、図面）」を、「交付して」の下に「説明を」を加え、同条第二号中「（昭和二十五年法律第二百一号）」を削り、同条中第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　第四十一条第一項に規定する前金を受領しようとする場合における同条の規定による措置の概要

第十四条の三中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　当該宅地又は建物が宅地の造成又は建築に関する工事の完了前のものであるときは、その工事の完了時における形状、構造その他建設省令で定める事項

第十四条の三に次の二項を加え、同条を第三十五条とする。

2　宅地建物取引業者は、宅地又は建物の割賦販売（代金の全部又は一部について、目的物の引渡し後一年以上の期間にわたり、かつ、二回以上に分割して受領することを条件として販売することをいう。以下同じ。）の相手方に対して、その者が取得しようとする宅地又は建物に関し、その割賦販売の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について説明させなければならない。

一　現金販売価格（宅地又は建物の引渡しまでにその代金の全額を受領する場合の価格をいう。）

二　割賦販売価格（割賦販売の方法により販売する場合の価格をいう。）

三　宅地又は建物の引渡しまでに支払う金銭の額及び賦払金（割賦販売の契約に基づく各回ごとの代金の支払分で目的物の引渡し後のものをいう。第四十二条第一項において同じ。）の額並びにその支払の時期及び方法

3　第一項の書面の交付にあたつては、取引主任者は、当該書面に記名押印しなければならない。

第十四条の二を第三十四条とし、第十四条を第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（広告の開始時期の制限）

第三十三条　宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法第二十九条の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物の売買その他の業務に関する広告をしてはならない。

第十三条中「依頼者その他」を削り、同条を第三十一条とする。

「第三章　業務」を「第五章　業務　第一節　通則」に改める。

第十二条の七第一項中「第十条」を「第十一条」に、「第二十条第一項若しくは第二項」を「第六十六条若しくは第六十七条」に改め、「承継人」の下に「（第七十六条の規定により宅地建物取引業者とみなされる者を除く。）」を加え、「第十二条の二」を「第二十五条」に改め、同条第二項中「第十二条の四」を「第二十七条」に改め、同条を第三十条とする。

第十二条の六第二項中「第十二条の二」を「第二十五条」に改め、同条を第二十九条とする。

第十二条の五第一項及び第三項中「第十二条の二」を「第二十五条」に改め、同条を第二十八条とする。

第十二条の四を第二十七条とする。

第十二条の三第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第二十六条とする。

第十二条の二を第二十五条とする。

「第二章の二　営業保証金」を「第四章　営業保証金」に改める。

第十一条の二から第十二条までを削る。

第十一条中「前条」を「第十一条」に、「登録」を「登載」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一章を加える。

第三章　宅地建物取引主任者

（取引主任者の設置）

第十五条　宅地建物取引業者は、その事務所ごとに成年者である専任の取引主任者（第十八条第一項の登録を受けた者で宅地建物取引業者の業務に従事するものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。

2　前項の規定は、宅地建物取引業者（法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。第六十九条第一項において同じ。）のうちいずれかの役員）が取引主任者であるときは、その者が、みずから、主として業務に従事する事務所については、適用しない。

3　宅地建物取引業者は、第一項の規定に抵触するに至つた事務所があるときは、二週間以内に、前二項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

（試験）

第十六条　都道府県知事は、建設省令の定めるところにより、宅地建物取引主任者資格試験（以下「試験」という。）を行なわなければならない。

2　試験は、宅地建物取引業に関して、必要な知識について行なう。

3　試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、受けることができない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者

二　宅地又は建物の取引に関し二年以上の実務の経験を有する者

三　都道府県知事が、建設省令の定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めた者

4　試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより、受験手数料を都道府県に納めなければならない。

（合格の取消し等）

第十七条　都道府県知事は、不正の手段によつて

試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により、三年以内の期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

（登録）

第十八条　試験に合格した者で、次の各号のいずれにも該当しないものは、建設省令の定めるところにより、当該試験を行なつた都道府県知事の登録を受けることができる。

一　宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者

二　禁治産者又は準禁治産者

三　破産者で復権を得ないもの

四　第六十六条第八号又は第九号に該当することにより第三条第一項の免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内にその法人の役員又は政令で定める使用人であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないもの）

五　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

六　第二十二条第四号又は第六十八条の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者

七　第六十八条の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第二十二条第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が満了しない者

2　前項の登録は、都道府県知事が、宅地建物取引主任者資格登録簿に氏名、生年月日、住所その他建設省令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を登載してするものとする。

（登録の手続）

第十九条　前条第一項の登録を受けることができる者がその登録を受けようとするときは、登録申請書を同項の都道府県知事に提出しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の登録申請書の提出があつたときは、遅滞なく、登録をしなければならない。

（変更の登録）

第二十条　第十八条第一項の登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。

（死亡等の届出）

第二十一条　第十八条第一項の登録を受けた者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨をその登録を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

一　死亡した場合　その相続人

二　第十八条第一項第一号又は第三号から第五号までに該当するに至つた場合　本人

三　第十八条第一項第二号に該当するに至つた場合　その後見人又は保佐人

（登録の消除）

第二十二条　都道府県知事は、次の各号の一に掲げる場合には、第十八条第一項の登録を消除しなければならない。

一　本人から登録の消除の申請があつたとき。

二　前条の規定による届出があつたとき。

三　前条の規定による届出がなくて同条各号の一に該当する事実が判明したとき。

四　偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

五　第十七条第一項の規定により試験の合格の決定を取り消されたとき。

（登録手数料）

第二十三条　第十八条第一項の登録を受ける者は、政令の定めるところにより、登録手数料を都道府県に納めなければならない。

（省令への委任）

第二十四条　この章に定めるもののほか、第十八条第一項の登録に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第十条第一項中「者は、」の下に「その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から」を加え、同項第五号中「（第六条各号の一に該当する場合を除く。）」を削り、同条を第十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

（無免許事業等の禁止）

第十二条　第三条第一項の免許を受けない者は、宅地建物取引業を営んではならない。

2　第三条第一項の免許を受けない者は、宅地建物取引業を営む旨の表示をし、又は宅地建物取引業を営む目的をもつて、広告をしてはならない。

（名義貸しの禁止）

第十三条　宅地建物取引業者は、自己の名義をもつて、他人に宅地建物取引業を営ませてはならない。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条第二項中「登録」を「登載」に改め、同項第三号から第六号までを次のように改め、同条を第八条とする。

三　法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四　個人である場合においては、その者の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

五　事務所の名称及び所在地

六　前号の事務所ごとに置かれる第十五条第一項に規定する者の氏名及び住所（同条第二項の場合においては、その旨及び同項の規定に該当する者の氏名）

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第一項中「前条」を「第三条」に改め、「場合」の下に「又は免許申請書若しくはその添附書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合」を加え、同項第二号中「第二十条第二項第二号から第五号までの規定」を「第六十六条第八号又は第九号に該当すること」に、「二年」を「三年」に、「いう。以下同じ」を「いい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条、第十八条第一項、第六十五条第二項及び第六十六条において同じ」に改め、同項第三号中「二年」を「三年」に改め、同項第七号中「第十一条の二」を「第十五条」に改め、同号を同項第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八　個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までの一に該当する者のあるものの

第四条第一項第六号中「役員」の下に「又は政令で定める使用人」を加え、「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「二年以内」を「三年以内」に改め、同号の次に次の一号を加え、同条を第五条とする。

五　宅地建物取引業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者

第三条の次に次の一条を加える。

（免許の申請）

第四条　前条第一項の免許を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては建設大臣に、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を記載した免許申請書を提出しなければならない。

一　商号又は名称
二　法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
三　個人である場合においては、その者の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
四　事務所の名称及び所在地
五　前号の事務所ごとに置かれる第十五条第一項に規定する者の氏名及び住所（同条第二項の場合においては、その旨及び同項の規定に該当する者の氏名）
六　他に事業を行なつているときは、その事業の種類

2　前項の免許申請書には、次の各号に掲げる書類を添附しなければならない。
一　宅地建物取引業経歴書
二　第五条第一項各号に該当しないことを誓約する書面
三　第十五条第一項に規定する要件を備えていることを証する書面又は同条第二項に規定する事務所であることを証する書面
四　その他建設省令で定める書面

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（指定保証機関の指定手続の特例）

2　この法律による改正後の宅地建物取引業法（以下「新法」という。）第四十一条第一項第一号の指定に関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法の例によりすることができる。

（経過措置）

3　新法第三十八条から第四十三条までの規定は、この法律の施行前に締結された宅地若しくは建物の売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約に係る宅地若しくは建物については、適用しない。

4　宅地建物取引主任者資格試験に合格した者が宅地建物取引業に従事する場合においては、この法律の施行の日から六月間（その者が、その期間内に新法第十八条第一項の登録を受けたときは、その登録を受けた日の前日まで）は、新法の規定による取引主任者とみなす。その者がその期間内に新法第十八条第一項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し登録をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

5　宅地建物取引業者が、この法律の施行前にこの法律による改正前の宅地建物取引業法（以下「旧法」という。）第二十条第一項から第三項まで又は第二十条の二第一項に規定する場合に該当した場合における当該宅地建物取引業者に対する処分については、新法第六十五条又は第六十六条に規定する相当の場合に該当したものとみなして、これらの規定を適用する。

6　旧法の規定により建設大臣又は都道府県知事がした処分その他の行為は、新法の規定により建設大臣又は都道府県知事がした処分その他の行為とみなす。

7　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（住宅金融公庫法の一部改正）

8　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「第二十三条」を「第七十八条第一項」に改める。

（日本勤労者住宅協会法の一部改正）

9　日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「第六条まで及び第十二条並びに第二十条中免許の取消しに係る部分」を「第七条まで、第十二条、第六十六条及び第六十七条」に改める。

（沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部改正）

10　沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法（昭和四十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第十一条の二第一項に規定する」を「第十六条第一項に規定する東京都知事の行なつた」に改め、同条第二項中「第十一条の二」を「第十八条第一項」に、「同条第一項」を「同項」に改める。

審査報告書

積立式宅地建物販売業法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十八日

建設委員長　田中　一

参議院議長　重宗　雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、積立式宅地建物販売業の適正な運営とその取引の公正を確保し、購入者等の利益を保護するため、積立式宅地建物販売業を営む者について許可制度を実施し、積立式宅地建物販売に係る契約内容を規制し、積立金の保全のための措置等を講じようとするもので妥当な措置と認める。

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

積立式宅地建物販売業法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年五月十一日

衆議院議長　船田　中

参議院議長　重宗　雄三殿

積立式宅地建物販売業法案

積立式宅地建物販売業法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　許可（第三条―第十六条）
第三章　積立金等保全措置
第一節　総則（第十七条―第二十七条）
第二節　積立金等保全措置についての権利の実行（第二十八条―第三十三条）
第四章　業務（第三十四条―第四十一条）
第五章　監督（第四十二条―第五十一条）
第六章　雑則（第五十二条―第五十四条）

第七章　罰則（第五十五条―第六十条）

附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、積立式宅地建物販売業を営む者について許可制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行なうことにより、その業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正とを確保し、もつて購入者等の利益の保護を図るとともに積立式宅地建物販売業の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　宅地　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第一号に規定する宅地をいう。

二　積立式宅地建物販売　宅地又は建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の販売（請負その他いかなる名義をもつてするかを問わず、対価を得て、建物を建築し、その所有権を取得させることを含む。）で、目的物並びにその代金の額及び引渡しの時期の確定前に相手方からその対価の全部又は一部に充てるための金銭（以下「積立金」という。）を二回以上にわたり受け入れるものをいう。

三　積立式宅地建物販売業　積立式宅地建物販売を業として行なうことをいう。

四　積立式宅地建物販売業者　次条第一項の許可を受けて積立式宅地建物販売業を営む者をいう。

第二章　許可

（積立式宅地建物販売業の許可）

第三条　積立式宅地建物販売業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設置してその事業を営もうとする場合にあつては建設大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、政令で定める許可手数料を納めなければならない。

（許可の申請）

第四条　前条第一項の許可を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては建設大臣に、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

三　事務所の名称及び所在地

四　資本又は出資の額

五　宅地建物取引業法第三条第一項の免許又は建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可に関する事項

六　他の事業を行なつているときは、その事業の種類

2　前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一　定款

二　登記簿の謄本

三　収支の見積りその他建設省令で定める事項を記載した事業計画書

四　積立式宅地建物販売契約約款

五　その他建設省令で定める書類

（許可の基準）

第五条　建設大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一　資本又は出資の額が積立式宅地建物販売の相手方を保護するため必要かつ適当であると認められる金額で政令で定めるものを満たす者であること。

二　資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本又は出資の額の百分の九十に相当する額を満たす者であること。

三　前二号に掲げるもののほか、その行なおうとする積立式宅地建物販売業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有する者であること。

四　法人又はその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次条及び第四十四条において同じ。）若しくは政令で定める使用人が積立式宅地建物販売業に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

五　積立式宅地建物販売契約約款の内容が政令で定める基準に適合する者であること。

2　前項第二号の資産の合計額及び負債の合計額は、政令で定めるところにより計算しなければならない。

第六条　建設大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の許可を受けようとする者が次の各号の一に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添附書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

一　法人でない者

二　宅地建物取引業法第三条第一項の免許又は建設業法第三条第一項の許可を受けていない法人

三　第四十四条第二項第八号から第十一号までの一に該当することにより許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない法人

四　この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない法人

五　許可の申請前三年以内に積立式宅地建物販売業に関し不正又は著しく不当な行為をした法人

六　役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ロ　積立式宅地建物販売業者が第四十四条第二項第八号から第十一号までの一に該当することにより許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその積立式宅地建物販売業者の役員又は政令で定める使用人であつた者で、その処分のあつた日から三年を経過しないもの

ハ　許可の申請前三年以内に積立式宅地建物販売業に関し不正又は著しく不当な行為をした者

（許可をしない場合の通知）

第七条　建設大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の許可をしない場合においては、理由を附した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならない。

（許可証の交付）

第八条　建設大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

（許可証の書換）

第九条　積立式宅地建物販売業者が第三条第一項の許可を受けた後次の各号の一に該当して引き続き積立式宅地建物販売業を営もうとする場合において、同項の規定により建設大臣又は都道

府県知事の許可を受けたときは、その者に係る従前の建設大臣又は都道府県知事の許可は、その効力を失う。

一　建設大臣の許可を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ事務所を有することとなつたとき。

二　都道府県知事の許可を受けた者が当該都道府県の区域内における事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に事務所を設置することとなつたとき。

三　都道府県知事の許可を受けた者が二以上の都道府県の区域内に事務所を有することとなつたとき。

（変更の届出等）

第十条　積立式宅地建物販売業者は、第四条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、二週間以内に、その旨をその許可を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2　積立式宅地建物販売業者は、積立式宅地建物販売契約約款を変更しようとするときは、その旨をその許可を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

3　建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による変更の届出があつた場合において、その変更後の積立式宅地建物販売契約約款の内容が第五条第一項第五号の政令で定める基準に適合しなくなると認めるときは、当該積立式宅地建物販売業者に対し、その内容の変更を命ずることができる。

（廃業等の届出）

第十一条　積立式宅地建物販売業者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、三十日以内に、その旨をその許可を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一　合併により消滅した場合　消滅した法人を代表する役員であつた者

二　破産した場合　破産管財人

三　合併又は破産以外の理由により解散した場合　清算人

四　積立式宅地建物販売業を廃止した場合　積立式宅地建物販売業者であつた法人を代表する役員

2　前項第二号から第四号までの規定により届出があつたときは、第三条第一項の許可は、その効力を失う。

（積立式宅地建物販売業者名簿）

第十二条　建設省及び都道府県に、積立式宅地建物販売業者名簿を備える。

2　建設大臣又は都道府県知事は、積立式宅地建物販売業者名簿に、その許可を受けた積立式宅地建物販売業者に関する第四条第一項各号に掲げる事項その他建設省令で定める事項を登載しなければならない。

（積立式宅地建物販売業者名簿等の閲覧）

第十三条　建設大臣又は都道府県知事は、積立式宅地建物販売業者名簿及びその許可を受けた積立式宅地建物販売業者の積立式宅地建物販売契約約款を一般の閲覧に供しなければならない。

（無許可事業等の禁止）

第十四条　第三条第一項の許可を受けない者は、積立式宅地建物販売業を営んではならない。

2　第三条第一項の許可を受けない者は、積立式宅地建物販売業を営む旨の表示をし、又は積立式宅地建物販売業を営む目的をもつて、広告をしてはならない。

（名義貸しの禁止）

第十五条　積立式宅地建物販売業者は、自己の名義をもつて、他人に積立式宅地建物販売業を営ませてはならない。

（省令への委任）

第十六条　この章に定めるもののほか、許可の申請、許可証の交付、書換交付、再交付及び返納、変更の届出、積立式宅地建物販売業者名簿の登載、訂正及び消除並びに積立式宅地建物販売業者名簿等の閲覧について必要な事項は、建設省令で定める。

第三章　積立金等保全措置

第一節　総則

（積立金等保全措置を講ずべき義務）

第十七条　積立式宅地建物販売業者は、毎年三月三十一日及び九月三十日（以下これらの日を「基準日」という。）において、積立式宅地建物販売の契約を締結した者（当該契約に係る宅地又は建物の引渡しを受けた者を除く。第二十五条第一項及び第三十六条第一項において同じ。）のために、次条の積立金等保全措置を講じ、その旨をその許可を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出た後でなければ、基準日の翌日から起算して五十日を経過した日以後においては、新たに積立式宅地建物販売の契約を締結してはならない。

（積立金等保全措置の内容）

第十八条　積立金等保全措置は、営業保証金の供託又は営業保証金供託委託契約の締結であつて、その措置により、積立式宅地建物販売業者が、積立金その他の積立式宅地建物販売の契約に基づいて受領している金銭（以下「積立金等」という。）で、基準日において受領しているものの合計額の三分の一に相当する額（以下「基準額」という。）を積立金等の返還債務の弁済に充てることができるものとする。

（営業保証金の供託）

第十九条　積立金等保全措置としての営業保証金の供託は、積立式宅地建物販売業者の主たる事務所のもよりの供託所にするものとする。

2　前項の営業保証金は、建設省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他建設省令で定める有価証券をもつて、充てることができる。

（営業保証金供託委託契約）

第二十条　積立金等保全措置として締結する営業保証金供託委託契約は、次条第一項の規定による届出の日の翌日以降次の基準日の翌日から起算して五十日を経過する日（その日前に当該次の基準日に係る基準額について同項の規定による届出があつたときは、その届出の日）までの間に委託者たる積立式宅地建物販売業者が第三十六条第一項各号の一に該当することとなつた場合において、第二十九条の規定による通知を受けた受託者が委託者のために委託額に相当する額の営業保証金の供託をすることを約する契約とする。

2　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関でなければ、前項の営業保証金供託委託契約の受託者となることができない。

（積立金等保全措置が講ぜられている旨の届出等）

第二十一条　積立式宅地建物販売業者は、基準日ごとに、当該基準日に係る基準額について講じた積立金等保全措置につき、書面で、その許可を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2　積立式宅地建物販売業者が新たな積立金等保全措置を講じて前項に規定する届出をする場合においては、当該積立金等保全措置が、営業保証金の供託であるときは供託物受入れの記載のある供託書の写しを、営業保証金供託委託契約の締結であるときは当該契約書の写しをそれぞれ前項の書面に添附しなければならない。

（営業保証金供託委託契約の解除の制限）

第二十二条　積立金等保全措置としての営業保証金供託委託契約は、次条の規定による場合のほか、その全部又は一部の解除をすることができない。ただし、当該営業保証金供託委託契約の一部を解除した場合において、なお当該営業保証金供託委託契約が第二十条第一項に規定する要件を満たすものであるときは、この限りでない。

2　前項の規定に反する特約は、無効とする。

（積立金等保全措置の変更）

第二十三条　積立式宅地建物販売業者は、基準日において積立金等保全措置により積立金等の返還債務の弁済に充てることができる額が当該基準日に係る基準額をこえることとなつたときは、次の基準日までに、そのこえる額につき、営業保証金を取り戻し、又は営業保証金供託委託契約の一部を解除して委託額を減ずることができる。

2　前項の規定による営業保証金の取戻しは、建設省令で定めるところにより、その許可を受けた建設大臣又は都道府県知事の承認を受けなければ、することができない。

3　第一項の規定による委託額の減額は、建設省令で定めるところにより、その許可を受けた建設大臣又は都道府県知事の承認を受けなければ、その効力を生じない。

4　前二項の承認は、当該積立式宅地建物販売業者について第二十九条の規定による公告があつたときは、することができない。

5　この条に定めるもののほか、第一項の規定による営業保証金の取戻しに関し必要な事項は、法務省令、建設省令で定める。

（権利の実行があつた場合の新たな積立金等保全措置）

第二十四条　積立式宅地建物販売業者は、第二十九条の規定による公告がされた後に新たな積立式宅地建物販売の契約を締結しようとするときは、あらかじめ、その直前の基準日に係る基準額について新たに積立金等保全措置を講じ、書面で、その旨をその許可を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2　第二十一条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（営業保証金の還付）

第二十五条　積立式宅地建物販売業者と積立式宅地建物販売の契約を締結した者は、当該契約による積立金等の返還債権に関し、第十九条第一項又は第三十条の規定により供託された営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

2　前項の規定による権利の実行については、次節で定めるところによる。

（営業保証金の保管替え等）

第二十六条　積立式宅地建物販売業者は、金銭のみで営業保証金を供託している場合において、主たる事務所の所在地について変更があつたためそのもよりの供託所が変更したときは、遅滞なく、営業保証金を供託している供託所に対し、費用を予納して、所在地変更後の主たる事務所のもよりの供託所への営業保証金の保管替えを請求しなければならない。

2　積立式宅地建物販売業者は、第十九条第二項に規定する有価証券又はその有価証券及び金銭で営業保証金を供託している場合において、主たる事務所の所在地について変更があつたためそのもよりの供託所が変更したときは、遅滞なく、当該営業保証金の額と同額の営業保証金を所在地変更後の主たる事務所のもよりの供託所に供託しなければならない。その供託をしたときは、法務省令、建設省令で定めるところにより、所在地変更前の主たる事務所のもよりの供託所に供託した営業保証金を取り戻すことができる。

3　第十九条第二項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合について準用する。

（営業保証金の取戻し）

第二十七条　積立式宅地建物販売業者又は積立式宅地建物販売業者であつた者若しくはその承継人は、第二十九条の規定により公告された債権の申出をすべき期間内にその申出がなかつた場合には、当該積立式宅地建物販売業者又は積立式宅地建物販売業者であつた者が供託した営業保証金を取り戻すことができる。

2　前項の規定による営業保証金の取戻しに関し必要な事項は、法務省令、建設省令で定める。

第二節　積立金等保全措置についての権利の実行

（公告をすべき旨の請求）

第二十八条　積立式宅地建物販売業者が第三十六条第一項各号の一に該当するときは、第二十五条第一項の規定による権利を有する者又は当該積立式宅地建物販売業者（積立式宅地建物販売業者であつた者又はその承継人を含む。第三十一条第二項及び第三項において同じ。）は、当該積立式宅地建物販売業者の許可をした建設大臣又は都道府県知事に対して、次条の規定による公告をすべきことを請求することができる。

（公告等）

第二十九条　建設大臣又は都道府県知事は、前条の規定による請求があつたときは、遅滞なく、第二十五条第一項の規定による権利を有する者に対し、六十日以上の一定の期間内に建設大臣又は都道府県知事に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公告に係る積立金等保全措置についての権利の実行の手続から除斥されるべきことを公告し、かつ、当該公告をした旨を当該積立式宅地建物販売業者に係る営業保証金供託委託契約の受託者に通知しなければならない。

（営業保証金供託委託契約の受託者の供託）

第三十条　営業保証金供託委託契約の受託者は、前条の規定による通知を受けたときは、同条の規定により公告された債権の申出をすべき期間の末日までに、当該営業保証金供託委託契約に基づく営業保証金の供託をしなければならない。

2　営業保証金供託委託契約の受託者は、前項の規定により営業保証金を供託したときは、当該営業保証金供託委託契約に係る積立式宅地建物販売業者がその許可を受けた建設大臣又は都道府県知事に、供託物受入れの記載のある供託書の写しを提出しなければならない。

3　第十九条第一項、第二十六条第一項及び第二十七条第一項の規定は、第一項の規定による営業保証金の供託について準用する。この場合において、第十九条第一項中「積立金等保全措置としての」とあるのは「営業保証金供託委託契約に基づく」と、第二十六条第一項中「主たる事務所」とあるのは「積立式宅地建物販売業者の主たる事務所」と読み替えるものとする。

4　前項において準用する第二十七条第一項の規定による営業保証金の取戻しに関し必要な事項は、法務省令、建設省令で定める。

（権利の調査、確認書の交付、配当表の作成等）

第三十一条　第二十九条の規定により公告をした建設大臣又は都道府県知事は、同条の規定により公告された債権の申出をすべき期間が経過した後、遅滞なく、権利の調査をしなければならない。

2　建設大臣又は都道府県知事は、前項の権利の調査の結果、第二十九条の規定により公告された債権の申出をすべき期間内に申出があつた債権で第二十五条第一項の規定により弁済を受けることができないことが明らかなもの以外のものの額の合計額が供託された営業保証金の額をこえないときは、ただちに、当該債権を有すると認められる者に対しては当該債権を有することを確認する書面を交付し、当該債権を有すると認められない者に対してはその旨を通知し、かつ、法務省令、建設省令で定めるところにより、当該積立式宅地建物販売業者及び当該営業保証金を供託した営業保証金供託委託契約の受託者に通知しなければならない。

3　建設大臣又は都道府県知事は、前項に規定する場合を除き、第一項の権利の調査の結果に基づき、すみやかに配当表を作成し、これを公告し、かつ、当該積立式宅地建物販売業者及び営業保証金を供託した営業保証金供託委託契約の受託者に通知しなければならない。

（配当の実施）

第三十二条　供託された営業保証金の配当は、前条第三項の規定による公告をした日から八十日

を経過した後、配当表に従い実施するものとする。

（政令への委任）

第三十三条　この節に定めるもののほか、第二十五条第一項の規定による権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　業務

（積立条件等の説明及び書面の交付）

第三十四条　積立式宅地建物販売業者は、積立式宅地建物販売の相手方に対して、積立式宅地建物販売の契約を締結するまでに、少なくとも次に掲げる事項について、積立式宅地建物販売契約約款を交付して説明をしなければならない。

一　各回ごとの積立金の支払分の額及び積立金の支払の方法

二　目的物である宅地又は建物並びにその代金の額及び引渡しの時期を確定する時期及び方法

三　目的物である宅地又は建物並びにその代金及び引渡しの時期の予定に関する事項

四　目的物である宅地又は建物並びにその代金の額及び引渡しの時期が確定した後の代金の支払に関する事項

五　契約の解除に関する事項

六　損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

2　積立式宅地建物販売業者は、積立式宅地建物販売の契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面をその相手方に交付しなければならない。

一　積立式宅地建物販売業者の商号又は名称及び住所並びにその相手方の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所

二　前項第一号及び第二号に掲げる事項

三　目的物である宅地又は建物並びにその代金及び引渡しの時期に関する予定があるときは、その内容

四　目的物である宅地又は建物並びにその代金の額及び引渡しの時期が確定した後の代金の支払に関する定めがあるときは、その内容

五　契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

六　損害賠償額の予定又は違約金に関する定めがあるときは、その内容

（契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限）

第三十五条　積立式宅地建物販売業者は、目的物である宅地又は建物並びにその代金の額及び引渡しの時期の確定前に積立式宅地建物販売の契約が解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、契約の締結及び履行のために通常要する費用（当該契約の締結に関し歩合等の名義で支払われる報酬を含む。）の額とこれに対する法定利率による遅延損害金の額とを加算した金額をこえる額の金銭の支払をその相手方に対して請求することができない。

（契約の解除）

第三十六条　積立式宅地建物販売業者が次の各号の一に該当するときは、当該積立式宅地建物販売業者と積立式宅地建物販売の契約を締結した者は、当該契約を解除することができる。

一　第十一条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。ただし、同項第一号の場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により成立した法人が積立式宅地建物販売業者でないときに限る。

二　基準日の翌日から起算して五十日を経過する日までの間に当該基準日に係る基準額について積立金等保全措置を講じなかつたとき。

三　第四十三条第一項の規定による命令を受けたとき。

四　第四十四条第二項の規定により許可を取り消されたとき。

五　破産、和議開始、整理開始又は更生手続開始の申立てがあつたとき。

六　支払を停止したとき。

2　前項の規定に反する特約は、無効とする。

（証明書の携帯等）

第三十七条　積立式宅地建物販売業者は、建設省令で定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させ、又は記章の着用その他の方法によりその従業者であることを表示させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

2　前項の証明書を携帯する従業者は、取引の関係者の請求があつたときは、同項の証明書を提示しなければならない。

（帳簿の備付け）

第三十八条　積立式宅地建物販売業者は、建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（標識の掲示）

第三十九条　積立式宅地建物販売業者は、その事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、建設省令で定める標識を掲げなければならない。

（建設業者による積立式宅地建物販売についての宅地建物取引業法の適用等）

第四十条　建設業者である積立式宅地建物販売業者が売買以外の契約に基づいて行なう積立式宅地建物販売については、その者を宅地建物取引業法第二条第三号の宅地建物取引業者とみなして、同法第三十二条、第三十五条第二項、第三十八条、第四十二条から第四十四条まで及び第四十七条（同条第一号に該当する場合に限る。）の規定（同法第三十二条、第四十四条及び第四十七条の規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第三十五条第二項中「割賦販売の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について説明をさせなければならない」とあるのは「目的物並びにその代金の額及び引渡しの時期が確定するまでの間に、次の各号に掲げる事項について説明をしなければならない」と、同法第三十八条第一項中「みずから売主となる宅地又は建物の売買契約」とあるのは「積立式宅地建物販売の契約」と、同法第四十三条第一項及び第三項中「不動産売買の先取特権」とあるのは「不動産工事の先取特権」とする。

2　建設業者である積立式宅地建物販売業者が行なう積立式宅地建物販売について民法（明治二十九年法律第八十九号）の請負に関する規定が適用される場合においては、その目的物の瑕疵を担保すべき責任に関し、同法第六百三十八条第一項に規定する期間につき二年に満たない特約をしてはならない。

3　前項の規定に反する特約は、無効とする。

（宅地建物取引業法第四十一条の規定等の不適用）

第四十一条　宅地建物取引業法第四十一条及び建設業法第二十一条の規定は、積立式宅地建物販売業者が行なう積立式宅地建物販売については、適用しない。

第五章　監督

（改善命令）

第四十二条　建設大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた積立式宅地建物販売業者の財産の状況又は積立式宅地建物販売に係る業務の運営が次の各号の一に該当する場合において、積立式宅地建物販売の相手方を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該積立式宅地建物販売業者に対し、財産の状況又は積立式宅地建物販売に係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一　一営業年度の収益の額の費用の額に対する比率が建設省令で定める率を下つた場合

二　流動資産の合計額の流動負債の合計額に対する比率が建設省令で定める率を下つた場合

三　前二号に掲げる場合のほか、積立式宅地建物販売の相手方を保護するため財産の状況又

は積立式宅地建物販売に係る業務の運営につき是正を加えることが必要な場合として建設省令で定める場合

2　前項第一号の収益の額及び費用の額並びに同項第二号の流動資産の合計額及び流動負債の合計額は、建設省令で定めるところにより、計算しなければならない。

（契約の締結の禁止）

第四十三条　建設大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた積立式宅地建物販売業者が第五条第一項第二号に該当しないこととなつたときは、当該積立式宅地建物販売業者に対し、積立式宅地建物販売の契約を締結してはならない旨を命じなければならない。ただし、その命令をすることによつて積立式宅地建物販売の相手方の保護に欠けることとなる場合は、この限りでない。

2　建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、当該積立式宅地建物販売業者が六月以内にその命令の要件に該当しなくなつたときは、その命令を取り消さなければならない。

（業務の停止及び許可の取消し）

第四十四条　建設大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた積立式宅地建物販売業者が次の各号の一に該当するときは、当該積立式宅地建物販売業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一　第十条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

二　第十五条の規定に違反したとき。

三　第十七条又は第二十四条第一項の規定に違反して、積立式宅地建物販売の契約を締結したとき。

四　第三十四条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

五　第三十七条第一項、第三十八条又は第三十九条の規定に違反したとき。

六　第四十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

七　前各号に規定する場合のほか、積立式宅地建物販売業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

八　役員又は政令で定める使用人のうちに業務の停止の処分をしようとするとき以前三年以内に積立式宅地建物販売業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。

2　建設大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた積立式宅地建物販売業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一　第五条第一項第一号に規定する要件を欠くに至つたとき。

二　第六条第四号の規定に該当するに至つたとき。

三　役員又は政令で定める使用人のうちに第六条第六号イ又はロの規定に該当する者があるに至つたとき。

四　宅地建物取引業法第三条第一項の免許又は建設業法第三条第一項の許可を取り消されたとき。

五　第九条各号の一に該当する場合において、第三条第一項の許可を受けていないことが判明したとき。

六　許可を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続いて一年以上事業を休止したとき。

七　第十一条第一項の規定による届出がなくて同項第二号から第四号までの一に該当する事実が判明したとき。

八　前条第一項の規定による命令があつた場合において、その命令の日から六月以内に同条第二項の規定による取消しがされなかつたとき。

九　前条第一項の規定による命令に違反したとき。

十　不正の手段により第三条第一項の許可を受けたとき。

十一　前項各号の一に該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

第四十五条　建設大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた積立式宅地建物販売業者の事務所の所在地又はその役員の所在を確知できないときは、官報又は都道府県の公報でその事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該積立式宅地建物販売業者から申出がないときは、当該積立式宅地建物販売業者の許可を取り消すことができる。

（聴聞）

第四十六条　建設大臣又は都道府県知事は、第四十三条第一項又は第四十四条の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該積立式宅地建物販売業者の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下この条において同じ。）又はその代理人の出頭を求めて、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、公開による聴聞を行なわなければならない。

2　前項の場合においては、建設大臣又は都道府県知事は、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該積立式宅地建物販売業者の役員に通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公告しなければならない。

3　建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知及び公告をした場合において、当該積立式宅地建物販売業者の役員又はその代理人が正当な理由がなくて聴聞の期日に出頭しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行なわないで第四十三条第一項又は第四十四条の規定による処分をすることができる。

4　建設大臣又は都道府県知事は、第一項の場合において、当該積立式宅地建物販売業者の役員の所在が不明であるため第二項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定による公告をした日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行なわないで第四十三条第一項又は第四十四条の規定による処分をすることができる。

（処分の公告）

第四十七条　建設大臣又は都道府県知事は、第四十三条第一項の規定による命令をし、若しくは同条第二項の規定によりこれを取り消したとき、又は第四十四条第一項の規定により業務の停止を命じ、若しくは同条第二項の規定により許可を取り消したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（指導等）

第四十八条　建設大臣はすべての積立式宅地建物販売業者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内で積立式宅地建物販売業を営む積立式宅地建物販売業者に対して、積立式宅地建物販売業の適正な運営を確保し、又は積立式宅地建物販売業の健全な発達を図るため必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

（事業報告書の提出）

第四十九条　積立式宅地建物販売業者は、事業年度ごとに、建設省令で定める様式による事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、その許可を受けた建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

（報告の徴収等）

第五十条　建設大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、積立式宅地建物販売業者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

（立入検査）

第五十一条　建設大臣は積立式宅地建物販売業を営むすべての者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内で積立式宅地建物販売業を営む者に対して、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事務所その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他その業務に関係のある物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（許可の取消し等に伴う取引の結了）

第五十二条　積立式宅地建物販売業者が第十一条第一項第一号に該当した場合（合併後存続する法人又は合併により成立した法人が積立式宅地建物販売業者でないときに限る。）、同条第二項の規定により許可が効力を失つた場合又は第四十四条第二項の規定により許可が取り消された場合においては、当該積立式宅地建物販売業者であつた者又はその一般承継人は、当該積立式宅地建物販売業者が締結した積立式宅地建物販売の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお積立式宅地建物販売業者とみなす。

（宅地建物取引業法及び建設業法の規定の読替適用）

第五十三条　積立式宅地建物販売についての宅地建物取引業法の規定の適用に関しては、同法第三十五条第一項中「売買、交換又は貸借の契約が成立するまで」とあり、同条第二項中「割賦販売の契約が成立するまで」とあるのは、「目的物が確定するまで」とする。

2　積立式宅地建物販売についての建設業法の規定の適用に関しては、同法第十九条第一項中「契約の締結に際して」とあるのは、「目的物の確定に際して」とする。

（適用除外）

第五十四条　この法律は、次に掲げる者には、適用しない。

一　国及び地方公共団体

二　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三条第一項の免許を受けて無尽業を営む無尽会社

第七章　罰則

第五十五条　次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　不正の手段によつて第三条第一項の許可を受けた者

二　第十四条第一項の規定に違反して積立式宅地建物販売業を営んだ者

三　第十五条の規定に違反して他人に積立式宅地建物販売業を営ませた者

四　第四十三条第一項の規定による契約の締結の禁止の命令に違反して積立式宅地建物販売の契約を締結した者

五　第四十四条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者

第五十六条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十七条又は第二十四条第一項の規定に違反して積立式宅地建物販売の契約を締結した者

二　第三十四条第一項の規定に違反して同項の説明をしなかつた者

第五十七条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第四条第一項の許可申請書又は同条第二項各号（第二号を除く。）に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

二　第十条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

三　第十四条第二項の規定に違反して積立式宅地建物販売業を営む旨の表示をし、又は積立式宅地建物販売業を営む目的をもつて広告をした者

四　第二十一条第一項若しくは第二十四条第一項の書面又は第二十一条第二項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に虚偽の記載をして第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による届出をした者

五　第四十九条又は第五十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六　第五十条の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出した者

七　第五十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十八条　次の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一　第十一条第一項の規定による届出を怠つた者

二　第三十四条第二項の規定に違反して同項に規定する書面を交付しなかつた者

三　第三十八条の規定に違反して帳簿を備えず、同条に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四　第三十九条の規定に違反して同条に規定する標識を掲げなかつた者

第五十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前四条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第六十条　第四十二条第一項の規定による命令に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の際現に積立式宅地建物販売業を営んでいる法人は、第三条第一項の許可を受けないでも、その施行の日から一年間を限り、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営んでいる場合にあつては建設大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営んでいる場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた積立式宅地建物販売業者とみなし、この法律附則に別段の定めがあるものを除くほか、この法律の規定を適用する。その法人がその期間内に第三条第一項の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

3　前項の規定により積立式宅地建物販売業者とみなされる法人は、建設省令で定めるところにより、この法律の施行の日から三十日以内に、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書面に同条第二項各号に掲げる書類を添附して、その許可を受けたものとみなされる建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

4　前項の規定による書面の提出は、その添附書類である積立式宅地建物販売契約約款については、第十条第二項の規定による積立式宅地建物販売契約約款を変更しようとする場合の届出と

、みなす。

5　附則第三項の規定による書面の提出をせず、又は同項の書面若しくはその添附書類に虚偽の記載をして提出した者は、五万円以下の罰金に処する。

6　法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても同項の刑を科する。

7　附則第二項の規定により積立式宅地建物販売業者とみなされる法人が同項前段の期間内に第三条第一項の許可を受けなかつた場合においては、当該法人は、第十四条第一項の規定にかかわらず、附則第二項前段の期間内に第三条第一項の許可の申請をしてその期間が経過する際まだ申請に対し許可をするかどうかの処分がされていないときはこの法律の施行の日から当該処分がある日まで、その他のときはこの法律の施行の日から一年を経過する日までの間に締結した積立式宅地建物販売の契約に基づく取引に限り、結了することができるものとし、当該取引を結了する目的の範囲内においては、積立式宅地建物販売業者とみなす。

8　附則第二項の規定により積立式宅地建物販売業者とみなされる法人及びその法人が引き続き積立式宅地建物販売業者となつた場合における当該法人についての第十八条の規定の適用に関しては、同条中「二分の一」とあるのは、同条に規定する基準日であつて次の表の上欄に掲げるものについて、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

この法律の施行の日後最初に到来するもの	二十四分の一
この法律の施行の日後二回目に到来するもの	二十四分の二
この法律の施行の日後三回目に到来するもの	二十四分の三
この法律の施行の日後四回目に到来するもの	二十四分の四
この法律の施行の日後五回目に到来するもの	二十四分の五
この法律の施行の日後六回目に到来するもの	二十四分の六
この法律の施行の日後七回目に到来するもの	二十四分の七

9　第三十五条及び第四十条（宅地建物取引業法第三十五条第二項、第四十四条及び第四十七条に係る部分を除く。）の規定は、この法律の施行前に締結した積立式宅地建物販売の契約については、適用しない。

10　第四十四条第二項第一号の規定は、附則第二項の規定により積立式宅地建物販売業者とみなされる法人については、適用しない。

11　この法律の施行の日から建設業法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第　号）の施行の日の前日までの間における第四条第一項第五号、第六条第二号及び第四十四条第二項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第三条第一項の許可」とあるのは、「第四条第一項の登録」とし、同法の施行の日から同法附則第四項に定める期間の満了の日までの間における第四条第一項第五号、第六条第二号及び第四十四条第二項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第三条第一項の許可」とあるのは、「第三条第一項の許可　若しくは　建設業法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第　号）による改正前の建設業法第四条第一項の登録」とする。

（建設省設置法の一部改正）

12　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十八号の六を第十八号の七とし、第十八号の五を第十八号の六とし、第十八号の四を第十八号の五とし、第十八号の三を第十八号の四とし、第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三　積立式宅地建物販売業者の監督その他積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第　号）の施行に関する事務を管理すること。

第四条第三項及び第四条の二第三項中「第十八号の六」を「第十八号の七」に改める。

［田中一君登壇、拍手］

○田中一君　ただいま議題となりました二法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案は、宅地建物取引業の適正な運営と取引の公正を確保して、購入者等の利益の保護をはかるため、宅地建物取引業者の免許基準の整備、契約内容の適正化、前金の保全等の措置を講ずるもので、そのおもな内容は、第一に、免許の取り消し等を受けてから三年の間新たに免許を受けることができないこと。第二に、名義貸しを禁止するとともに、取引主任者について新たに登録制度を実施すること。第三に、損害賠償額の予定の制限、瑕疵担保責任についての特約の制限、割賦販売の契約解除の制限、所有権留保の禁止等、契約内容に関する規定を整備すること。第四に、宅地建物の青田売りについて、金融機関、指定保証機関の保証または保険会社の保証保険のいずれかの前金保全措置を講じなければ前金を受領してはならないこと等であります。

次に、積立式宅地建物販売業法案は、民間住宅建設に重要な役割りを果たしてまいりました積立式宅地建物販売業について、許可制度を実施し、積み立て金の保全等、購入者の利益を保護するため必要な措置を講ずるもので、そのおもな内容は、第一に、積立式宅地建物販売業を営もうとする者は、建設大臣または都道府県知事の許可を受けなければならないこと。第二に、積立式宅地建物販売業者は、積み立て金等の三分の一に相当する額につき、営業保証金の供託または特定金融機関との間に営業保証金委託契約の締結の措置を講じなければならないこと。第三に、契約締結前における積み立て条件の説明義務、損害賠償額の制限等に関する規定を設けること等であります。

本委員会は、両案を一括して審査し、参考人の出席を求め、質疑を行ないましたが、その詳細は会議録で御承知願います。

質疑を終了、別に討論もなく、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案につきまして、宅地建物取引損害てん補制度を検討し、実現に努めること等、三項目の各派共同提案にかかる附帯決議を全会一致をもって付することに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（安井謙君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○副議長（安井謙君）　総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長（安井謙君）　日程第二十四、公衆電気通信法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長横川正市君。

審査報告書

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十八日

通信委員長　横川　正市

参議院議長　重宗　雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電報事業の健全化に資するためその料金を改定し、加入電話の大幅な増設を図るためその設備料を改定し、生活圏及び経済圏の拡大と情報化社会の進展に即応する通話の制度を確立し、並びに電気通信回線に電子計算機を接続して行なう情報の処理の需要の増大に対処してデータ通信に関する制度を法定しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

昭和四十六年度日本電信電話公社予算に、電報料金の改定による増収六億円、設備料改定による増収三百七十四億円が計上されている。

附帯決議

政府および日本電信電話公社は、本法施行にあたりつぎの諸点に配意すべきである。

一、健全な情報化社会の実現を促進するため、すみやかに情報産業に関する総合的な基本法制を整備すること。なお、右の立案にあたつては、平和と民主主義および国民生活の健全な発展に寄与し、人権とプライバシーの保護についてとくに留意すること。

一、データ通信に関する郵政大臣の個別認可制の運用にあたつては、通信政策の基本方針に支障をきたすことのないようとくに慎重を期すること。

一、電話の料金体系とくに広域帯の問題については、今後さらに慎重に検討を加え、社会経済生活の進展に即応するよう努めること。

一、加入電話の積滞解消について最善の努力をするとともに、積滞期間の長期にわたる加入申込については、能うかぎり適切な措置を講ずること。

一、電信事業の近代化および急速な技術革新の導入にあたつては、職員の訓練、処遇その他要員対策に遺憾なきを期すること。

右決議する。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年四月二十七日

衆議院議長　船田　中

参議院議長　重宗　雄三殿

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の三　加入電信（第五十五条の二―第五十五条の八）」を

「第三章の三　加入電信（第五十五条の二―第五十五条の八）
第三章の四　データ通信
第一節　データ通信回線使用契約（第五十五条の九―第五十五条の十九）
第二節　データ通信設備使用契約（第五十五条の二十―第五十五条の二十二）」

に改める。

第十三条第一項第二号イ中「ロからニまで」を「ロ及びハ」に改め、同号中ハを削り、ニをハとする。

第十四条第一項第三号及び同条第三項を削る。

第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

第十九条第二項中「会社の事業所及び第九条の規定により電報に関する事務を委託されている者を含む」を「公社又は会社の事業所並びに第七条の規定により電報に関する事務を委託されている郵便局及び第八条第一号、第二号若しくは第六号又は第九条の規定により電報に関する事務を委託されている者をいう」に改める。

第三十四条第一項中「場所又はその」を「場所若しくは他の電話加入区域内の場所又は」に改める。

第三十六条の見出しを「（附属装置等の設置）」に改め、同条中「転換器」を「附属装置、附属電話機又は転換器」に、「電話機その他の附属機器」を「機器」に改める。

第四十四条第一項を次のように改める。

電話取扱局は、その電話取扱局に収容されている加入電話（その電話取扱局と同一の電話加入区域内にある他の電話取扱局に収容されている加入電話を含む。以下この条において「収容電話」という。）相互間の通話の料金の算定方法により、次の二種に区別する。

一　度数料金局　収容電話相互間の通話の料金が一度ごとにその通話時間に応じて算定される料金制度による電話取扱局

二　定額料金局　収容電話相互間の通話の料金がその通話の度数にかかわらず定額である料金制度（以下「定額料金制」という。）による電話取扱局

4　前三項の加入電話等の数は、次の各号に掲げる電話取扱局の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数とする。

一　度数料金局　その度数料金局及びその度数料金局に収容されている加入電話から区域内通話をすることができる加入電話を収容している他の度数料金局に収容されている加入電話（契約の期間が公社が定める期間以内のものを除く。次号において同じ。）、公社が郵政大臣の認可を受けて定める種類の電話及び第五十四条の三第一項に規定する有線放送電話接続回線の数の合計数

二　定額料金局　その定額料金局及びその定額料金局と同一の電話加入区域内にある他の電話取扱局に収容されている加入電話、公社が郵政大臣の認可を受けて定める種類の電話及び第五十四条の三第一項に規定する有線放送電話接続回線の数の合計数

第四十五条の二第二項中「市外通話（郵政省令で定める近距離の市外通話を除く。）」を「区域外通話」に、「市外通話地域間距離」を「区域外通話地域間距離」に改める。

第四十六条各号を次のように改める。

一　区域内通話　同一の単位料金区域内の電話取扱局に収容されている電話相互間の通話又は相互に隣接する二の単位料金区域のそれぞれの区域内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い指定する地域のうちの一の地域内の電話取扱局に収容されている電話から他の地域内の電話取扱局に収容され

ている電話への通話

二　隣接区域内通話　一の単位料金区域内の電話取扱局に収容されている電話からその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域（公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に該当するものを除く。）内の電話取扱局に収容されている電話への通話（区域内通話を除く。）

三　区域外通話　前二号に掲げる通話以外の通話

第四十六条に次の一項を加える。

2　定額料金局に収容されている電話からの区域内通話は、市内通話（その定額料金局又はその定額料金局と同一の電話加入区域内にある他の定額料金局に収容されている電話相互間の通話をいう。以下同じ。）とその他の通話とに区別する。

第四十七条の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

区域内通話、隣接区域内通話又は区域外通話は、その接続の方式により、自動接続通話方式による通話（度数料金局に収容されている電話からの通話でその通話の相手方たる電話を収容している電話取扱局までの接続が自動的に行なわれるものを含む。以下同じ。）とその他の通話（以下「手動接続通話方式による通話」という。）とに区別し、手動接続通話方式による通話（市内通話を除く。以下「市外通話」という。）は、次の三種に区別する。

一　普通通話

二　至急通話　普通通話に先だつて接続をする通話

三　予約通話　請求者が指定する時刻に接続をする通話

第四十七条第二項中「及び特別至急通話」を削り、同条第三項中「第一項第四号又は第五号」を「第一項第三号」に改める。

第四十八条中「、至急通話相互間又は特別至急通話相互間」を「又は至急通話相互間」に改める。

第五十五条の八の次に次の一章を加える。

第三章の四　データ通信

第一節　データ通信回線使用契約

（データ通信回線使用契約）

第五十五条の九　データ通信回線使用契約は、公社又は会社が設置する電気通信回線に電子計算機の本体又は入出力装置その他の機器（以下「電子計算機等」という。）を接続して、当該電気通信回線を使用する契約とする。

（データ通信回線使用契約の種類）

第五十五条の十　データ通信回線使用契約は、次の二種に区別する。

一　特定通信回線使用契約　契約の申込みをする者が指定する区間において公社又は会社が設置する電気通信回線（次号に規定する公衆通信回線に係る交換設備に接続されるものを除く。）に当該契約申込者が設置する電子計算機等を接続して、当該電気通信回線を使用する契約

二　公衆通信回線使用契約　公衆通信回線（加入電話の電話回線又は加入電信の電信回線をいう。以下同じ。）に係る交換設備と契約の申込みをする者が指定する場所との間において公社又は会社が設置する電気通信回線に当該契約申込者が設置する電子計算機等を接続して、公衆通信回線を使用する契約

（特定通信回線使用契約の申込みの承諾）

第五十五条の十一　公社は、特定通信回線使用契約の申込みを受けたときは、公社の予算の範囲内において、その申込みの全部を承諾しなければならない。

2　公社又は会社は、二人以上の者から、これらの者が同一の電気通信回線を使用する特定通信回線使用契約の申込みを受けたときは、次に掲げる場合のいずれかである場合に限り、その申込みを承諾することができる。

一　その申込みに係る者の業務上の関係又はこれらの者の当該電気通信回線を使用する態様が郵政省令で定める基準に適合するものであるとき。

二　その申込みに係る者が業務上相当な関係を有し、かつ、これらの者の当該電気通信回線を使用する態様が公衆電気通信業務に支障を及ぼさないことについて公社又は会社が郵政大臣の認可を受けたものであるとき。

3　公社又は会社は、次に掲げる場合のいずれかである場合には、特定通信回線使用契約の申込みを承諾しないことができる。

一　その申込みに係る電子計算機等が、公衆電気通信業務に支障を及ぼすことを防止するために必要な限度において公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める技術基準（以下「データ通信技術基準」という。）に適合しないとき。

二　その申込みに係る電気通信回線の設置のため必要な公衆電気通信設備の新設、改造又は修理が技術上著しく困難であるとき。

三　その申込みに係る者が特定通信回線使用契約に係る電気通信回線に関する料金の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（特定通信回線使用契約に係る電子計算機等の保存）

第五十五条の十二　公社又は会社と特定通信回線使用契約を締結した者（以下「特定通信回線使用契約者」という。）は、当該特定通信回線使用契約に係る電子計算機等がデータ通信技術基準に適合するように保存しなければならない。

2　特定通信回線使用契約者は、当該特定通信回線使用契約に係る電子計算機等を変更したときは、公社又は会社の検査を受け、その変更後の電子計算機等がデータ通信技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、郵政省令で定める場合は、この限りでない。

3　特定通信回線使用契約者は、公社又は会社から当該特定通信回線使用契約に係る電子計算機等がデータ通信技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求められたときは、これを拒んではならない。ただし、郵政省令で定める場合は、この限りでない。

（特定通信回線使用契約に係る電気通信回線の他人使用の制限）

第五十五条の十三　公社又は会社は、特定通信回線使用契約者から当該特定通信回線使用契約に係る電気通信回線を他人の通信の用に供するための契約の申込みを受けたときは、その申込みに係る他人の通信の用に供する態様が公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に適合する場合に限り、その申込みを承諾することができる。

2　特定通信回線使用契約者は、公共の利益のため特に必要がある場合で郵政省令で定める場合に該当するとき、及び公社又は会社と前項の契約を締結し、その契約に従つてする場合を除き、業としてその電気通信回線を用いて他人の通信を媒介し、その他その電気通信回線を他人の通信の用に供してはならない。

（特定通信回線使用契約についての準用規定）

第五十五条の十四　第三十条第三項の規定は第五十五条の十一第一項の場合について、第四十二条の規定は特定通信回線使用契約者について、それぞれ、準用する。

（公衆通信回線使用契約の申込みの承諾）

第五十五条の十五　公社又は会社は、公衆通信回線使用契約の申込みを受けた場合で次に掲げる場合には、その申込みを承諾しなければならない。

一　その申込みに係る公衆通信回線及び交換設備の状況並びにこれらを使用する態様が、加入電話又は加入電信に係る公衆電気通信役務

の提供に支障を及ぼさないようにするため公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に適合するものであるとき。

二　その申込みに係る電子計算機等の電気通信回線との接続の態様が郵政省令で定める場合に該当するときは、当該電子計算機等が接続される電気通信回線の使用が公衆電気通信業務に支障を及ぼさないことについて公社又は会社が郵政大臣の認可を受けたものであるとき。

2　公社又は会社は、加入電話又は加入電信に係る公衆電気通信役務の提供に支障を及ぼすことなく公衆通信回線使用契約の申込みの全部を承諾することができないと認めるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、公共の利益のため必要な業務を行なう者の公衆通信回線使用契約の申込みを優先的に承諾しなければならない。

（公衆通信回線使用契約者の特定通信回線使用契約の申込みの承諾）

第五十五条の十六　公社又は会社は、公社又は会社と公衆通信回線使用契約を締結した者（以下「公衆通信回線使用契約者」という。）から当該公衆通信回線に係る電子計算機等を接続する特定通信回線使用契約の申込みを受けたときは、その申込みに係る電気通信回線の使用が公衆電気通信業務に支障を及ぼさないことについて公社又は会社が郵政大臣の認可を受けた場合に限り、その申込みを承諾することができる。

（公衆通信回線使用契約に係る電子計算機等の設置）

第五十五条の十七　公衆通信回線使用契約者は、郵政省令で定めるところにより、公社又は会社の認定を受けた工事担任者でなければ、当該公衆通信回線使用契約に係る電子計算機等の設置に従事させてはならない。

（公衆通信回線使用契約についての準用規定）

第五十五条の十八　第四十二条、第五十五条の十二及び第五十五条の十三第二項の規定は公衆通信回線使用契約者について、第五十二条及び第五十三条の規定は工事担任者の認定について、第五十五条の十一第二項の規定は二人以上の者が同一の電子計算機等を使用する公衆通信回線使用契約の申込みの承諾について、同条第三項の規定は公衆通信回線使用契約の申込みの承諾について、第五十五条の十三第一項の規定は公衆通信回線使用契約者が行なう当該公衆通信回線使用契約に係る電子計算機等を他人の通信の用に供するための契約の申込みの承諾について、それぞれ、準用する。

第二節　データ通信設備使用契約

（データ通信設備使用契約）

第五十五条の十九　データ通信設備使用契約は、公社又は会社が設置するデータ通信設備（電気通信回線及びこれに接続する電子計算機等からなる電気通信設備をいう。以下同じ。）を使用する契約とする。

（データ通信設備使用契約の申込みの承諾等）

第五十五条の二十　公社又は会社は、第二章から前章までの規定による公衆電気通信役務の提供に支障を及ぼさない範囲内において、郵政大臣の認可を受けて、データ通信設備使用契約に係る公衆電気通信役務を提供するものとする。

2　公社又は会社は、データ通信設備使用契約の申込みを受けた場合において、その申込みに係るデータ通信設備使用契約が前項の認可を受けて提供するデータ通信設備使用契約に係る公衆電気通信役務に属するものであるときは、その申込みを承諾しなければならない。

（データ通信設備使用契約者による機器の設置）

第五十五条の二十一　公社又は会社は、業務の遂行上支障がないと認められる場合は、公社又は会社とデータ通信設備使用契約を締結した者（以下「データ通信設備使用契約者」という。）が、公社又は会社が定める条件に従い、データ通信設備のうち電子計算機の本体以外の機器を設置することを承認することができる。

（データ通信設備使用契約についての準用規定）

第五十五条の二十二　第四十二条及び第五十五条の十三第二項の規定はデータ通信設備使用契約者について、第五十五条の十一第三項第二号及び第三号の規定はデータ通信設備使用契約の申込みの承諾について、第五十五条の十三第一項の規定はデータ通信設備使用契約者が行なう当該データ通信設備使用契約に係る電子計算機等を他人の通信の用に供するための契約の申込みの承諾について、それぞれ、準用する。

第五十六条中「前四章」を「第二章から第三章の三まで」に、「且つ」を「かつ」に改め、「公衆電気通信設備」の下に「（電気通信回線で電子計算機等を接続するもの及び電気通信回線に接続する電子計算機等を除く。以下この章において同じ。）」を加え、「申込」を「申込み」に改める。

第六十四条第一項第二号の次に次の一号を加え、同条第二項を削る。

二の二　郵政省令で定める特殊な用途に使用する専用設備を他人に使用させるとき。

第六十六条中「、別に公社又は会社が定める額の料金の支払があることを条件として」を削り、「行う」を「行なう」に、「申込」を「申込み」に改める。

第七十一条第三項中「一の電話加入区域内の電話取扱局又は電報取扱局」の下に「（電報に関する現業事務を取り扱う公社の事業所並びに第七条の規定により電報に関する事務を委託されている郵便局及び第八条第一号、第二号、第五号又は第六号の規定により電報に関する事務を委託されている者をいう。以下同じ。）」を加える。

第七十五条を次のように改める。

（料金の連帯支払）

第七十五条　加入組合の組合員が支払うべき地域団体加入電話に関する料金については、当該加入組合の組合員は、その料金の支払について連帯してその責めに任ずるものとする。

第七十七条の見出し中「取扱等」を「取扱い等」に改め、同条中「取扱」を「取扱い」に改め、「第五十五条の七第一項」の下に「、第五十五条の十四、第五十五条の十八、第五十五条の二十二」を、「加入電信の通信」の下に「、データ通信回線使用契約若しくはデータ通信設備使用契約に係る通信」を加え、「責を免かれる」を「責めを免れる」に改める。

第七十八条第一項第一号中「責」を「責め」に、「取扱」を「取扱い」に改め、「（翌日配達電報にあつては、二十四時間を加算した時間）」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　削除

第七十八条第一項第五号を次のように改める。

五　削除

第七十八条第一項第六号中「責」を「責め」に、「第四十七条第一項第四号」を「第四十七条第一項第三号」に、「繰下又は繰上げ」に、「定時通話」を「予約通話」に、「予約通話料」を「予約通話料」に改め、同項第七号中「責」を「責め」に、「定時通話料」を「予約通話料」に改め、同項第八号及び第九号を次のように改める。

八　削除

九　削除

第七十八条第一項第十号中「責」を「責め」に改め、「（電報に関する現業事務を取り扱う会社の事業所を含む。以下この号において同じ。）」及び「（電話に関する現業事務を取り扱う会社の事業所を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第百五条第一項ただし書中「第一号若しくは」を「第一号に規定する附属設備若しくは機器、」に、「第五号に規定する設備」を「第五号に規定する附属設備若しくは機器」に改め、同項第一号中「附属設備」の下に「又は転換器によりこれらに係る電話回線に接続する機器で郵政省令で定めるもの」を加え、同項第五号中「附属機器その他の附

属設備であつて」を「附属設備又は転換器によりその電話回線に接続する機器で」に改め、同条第四項中「専用者は」を「専用者は、郵政省令で定める場合を除き」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　第五十五条の六の規定は、第一項の規定により同項第一号又は第五号に規定する機器を設置している加入電話加入者について準用する。

第百五条の二中「電信加入者」の下に「、特定通信回線使用契約者、公衆通信回線使用契約者、データ通信設備使用契約者」を、「接続通話契約」の下に「、データ通信回線使用契約、データ通信設備使用契約」を、「電信機」の下に「、電子計算機等」を加える。

第百九条第一項第一号中「取扱」を「取扱い」に改め、「（翌日配達電報については、二十四時間を加算した時間）」を削り、同項第四号を次のように改める。

四　削除

第百九条第一項第五号中「第四十七条第一項第五号」を「第四十七条第一項第三号」に改める。

別表を次のように改める。

別　表

第1　通常電報の料金

料金種別	料金額
1　普通電報料	
基本料	和文25字まで　150円
累加料	和文5字までごとに　20円
2　至急電報料	普通電報料の2倍
3　第15条又は第16条に規定する電報の電報料	普通電報料と同額

第2　電話使用料（契約の期間が30日以内の加入電話以外の加入電話に係るもの）

料金種別	料金額	事務用	住宅用
1　度数料金局に収容されている加入電話に係るもの			
単独電話（公社が郵政大臣の認可を受けて定める型式の電話機に係るものを除く。）及び構内交換電話（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）			
1級度数料金局	一加入電話ごとに月額	700円	500円
2級度数料金局	〃	850円	600円
3級度数料金局	〃	1,000円	700円
4級度数料金局	〃	1,150円	800円
5級度数料金局	〃	1,300円	900円
2　定額料金局に収容されている加入電話に係るもの			
イ　単独電話（公社が郵政大臣の認可を受けて定める型式の電話機に係るものを除く。）			
1級定額料金局	一加入電話ごとに月額	650円	390円
2級定額料金局	〃	750円	450円
3級定額料金局	〃	850円	510円
4級定額料金局	〃	950円	570円
5級定額料金局	〃	1,150円	690円
6級定額料金局	〃	1,450円	870円
7級定額料金局	〃	1,800円	1,080円
ロ　構内交換電話（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）			
1級定額料金局	一加入電話ごとに月額	1,000円	600円
2級定額料金局	〃	1,150円	700円
3級定額料金局	〃	1,300円	800円
4級定額料金局	〃	1,450円	900円
5級定額料金局	〃	1,750円	1,050円
6級定額料金局	〃	2,200円	1,300円
7級定額料金局	〃	2,700円	1,600円

備考

1　住宅用とは、加入電話加入者（法人たるもの及び第28条第2項に規定する加入電話加入者を除く。）がもつぱら居住の用に供する場所に設置されるものをいう。

2　事務用とは、住宅用以外のものをいう。

第3　通話料（加入電話から行なう通話に係るもの）

料金種別	料金額
1　度数料金局に収容されている加入電話に係るもの	
イ　自動接続通話方式による通話に係るもの	
(1)　区域内通話料	3分までごとに　7円
(2)　隣接区域内通話料	80秒までごとに　7円

(3) 区域外通話料 区域外通話地域間距離	次に掲げる秒数までごとに			7円
20キロメートルまで				80 秒
30 〃				38 秒
40 〃				30 秒
60 〃				21 秒
80 〃				15 秒
100 〃				13 秒
120 〃				10 秒
160 〃				8 秒
240 〃				6.5秒
320 〃				5 秒
500 〃				4 秒
750 〃				3 秒
750キロメートルをこえるもの				2.5秒
ロ 手動接続通話方式による通話に係るもの（自動接続通話方式による通話ができる電話への通話に係るものを除く。）	2に掲げる料金額と同額			
2 定額料金局に収容されている加入電話に係るもの	第47条第2項の規定により公社が指定する地域相互間の通話		左記以外のもの	
イ 普通通話料	3分まで	3分をこえる1分までごとに	3分まで	3分をこえる1分までごとに
(1) 区域内通話料（市内通話以外の通話に係るもの）	10円	3円	6円	2円
(2) 隣接区域内通話料	12円	4円	9円	3円
(3) 区域外通話料 区域外通話地域間距離				
20キロメートルまで	12円	4円	9円	3円
30 〃	30円	10円	27円	9円
40 〃	39円	13円	33円	11円
60 〃	54円	18円	39円	13円
80 〃	72円	24円	45円	15円
100 〃	90円	30円	54円	18円
120 〃	108円	36円	63円	21円
160 〃	132円	44円	75円	25円
240 〃	156円	52円	90円	30円
320 〃	210円	70円	120円	40円
500 〃	279円	93円	156円	52円
750 〃	360円	120円	210円	70円
750キロメートルをこえるもの	480円	160円	270円	90円
ロ 至急通話料			普通通話料の2倍	
ハ 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料	普通通話料と同額		普通通話料の2倍	
ニ 予約通話料	右記の料金額と同額		普通通話料の3倍	

備考
1　区域外通話地域間距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。
2　公社は、区域外通話地域間距離が60キロメートルをこえる区域外通話の夜間に係る料金につき、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。

第4　設備料（加入電話加入申込が承諾された場合のもの。ただし、契約の期間が30日以内の加入電話に係るものを除く。）

料金種別	料金	額
1 単独電話に係るもの	一加入電話ごとに	50,000円
2 共同電話に係るもの	一加入電話ごとに	
イ その電話機（第36条に規定する附属的なものを除く。以下同じ。）の数が2個である場合		30,000円
ロ その電話機の数が3個以上である場合		10,000円
3 集団電話に係るもの	一加入電話ごとに	50,000円以内において、集団電話の種類に応じ、公社が郵政大臣の認可を受けて定める額
4 構内交換電話に係るもの（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）	一加入電話ごとに	50,000円

第5　公衆電話料（公衆電話から行なう通話に係るもの）

料金種別	料金額
1　自動接続通話方式による通話に係るもの	
イ　区域内通話料	
(1)　公社が指定した公衆電話から行なう通話に係るもの	3分まで　10円
(2)　その他の公衆電話から行なう通話に係るもの	3分までごとに　10円
ロ　隣接区域内通話料	80秒までごとに　10円
ハ　区域外通話料	次に掲げる秒数までごとに　10円
区域外通話地域間距離	
20キロメートルまで	80秒
30　〃	50秒
40　〃	38秒
60　〃	30秒
80　〃	21秒
100　〃	15秒
120　〃	13秒
160　〃	10秒
240　〃	8秒
320　〃	6.5秒
500　〃	5秒
750　〃	4秒
750キロメートルをこえるもの	3秒
2　手動接続通話方式による通話に係るもの（その公衆電話が収容されている電話取扱局に収容されている加入電話から自動接続通話方式による通話ができる電話への通話に係るものを除く。）	
イ　公社が通話の取扱いにつき取扱者を配置すべきものとして指定した公衆電話から行なう通話に係るもの	
(1)　市内通話料	1度数ごとに　10円
(2)　市外通話に係るもの	第3の2に掲げる料金額と同額
ロ　その他の公衆電話から行なう通話に係るもの	
(1)　市内通話料	1度数ごとに　10円
(2)　市外通話に係るもの	第47条第2項の規定により公社が指定する地域相互間の通話：3分までごとに　10円 ／ 左記以外のもの：3分までごとに　10円
(イ)　普通通話料	
①　区域内通話料	10円　10円
②　隣接区域内通話料	10円　10円
③　区域外通話料	
区域外通話地域間距離	
20キロメートルまで	10円　10円
30　〃	30円　20円
40　〃	30円　30円
60　〃	50円　30円
(ロ)　至急通話料	普通通話料の2倍
(ハ)　第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料	普通通話料と同額　普通通話料の2倍

備考

1　区域外通話地域間距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。

2　公社は、区域外通話地域間距離が60キロメートルをこえる区域外通話の夜間に係る料金につき、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。

3　公社は、郵政省令で定めるところにより、公衆電話ごとに、この表の1のイの(1)若しくは(2)又は2のイ若しくはロのいずれの料金額が適用されるかが明らかとなる措置をとるものとする。

第6　専用設備たる回線の専用の料金（市外設備に係るものであつて、専用契約の期間が1年以上のものに係るもの）（月額）　第3の2のイの(3)の料金額の欄の右欄の3分までの欄に掲げる額の6,000倍以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十七年九月一日から同年十二月三十一日までの範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一　第三十四条第一項及び第七十五条の改正規定、第七十八条第一項の改正規定（第十号に係る部分に限る。）並びに別表の改正規定（設備料に関する部分に限る。）並びに次項及び附則第七項の規定　昭和四十七年六月一日

二　目次の改正規定、第五十五条の八の次に一条を加える改正規定（第五十五条の十第二号

及び第五十五条の十五から第五十五条の十八までに係る部分を除く。）並びに第五十六条、第六十四条第一項及び第二項、第六十六条、第七十七条、第百五条第四項並びに第百五条の二の改正規定並びに附則第五項、附則第六項、附則第八項及び附則第九項の規定　昭和四十六年九月一日

三　第十三条第一項、第十四条第一項及び第三項、第十七条、第十九条第二項並びに第七十一条第三項の改正規定、第七十八条第一項の改正規定（第一号及び第三号に係る部分に限る。）並びに第百九条第一項の改正規定（第一号に係る部分に限る。）並びに別表の改正規定（通常電報の料金に関する部分に限る。）　昭和四十七年三月一日

（試験実施）

2　日本電信電話公社（以下「公社」という。）は、公社が郵政大臣の認可を受けて指定する電話取扱局に収容されている電話から行なう自動接続通話方式による通話（改正後の公衆電気通信法（以下「公衆法」という。）第四十七条第一項に規定する自動接続通話方式による通話をいう。）について、郵政省令で定める基準に従い、試験的に、その料金を改正後の公衆法別表の第3の1のイ又は第5の1に掲げる料金と同額とすることができる。

（経過措置）

3　公社が郵政大臣の認可を受けて指定する電話取扱局に収容されている電話から行なう通話及びその電話取扱局の種類に係る加入電話等の数の算定方法については、この法律の施行の日から起算して一年をこえない範囲内でその電話取扱局ごとに公社が指定する日までは、なお従前の例による。

4　改正後の公衆法第三十六条並びに第百五条第一項第一号及び第五号の規定は、前項の規定により公社が郵政大臣の認可を受けて指定する電話取扱局に収容されている加入電話に係る加入電話加入者については、同項の規定によりその電話取扱局ごとに公社が指定する日までは、適用しない。

5　昭和四十六年九月一日において現に、電子計算機等（改正後の公衆法第五十五条の九に規定する電子計算機等をいう。）を端末機器とする専用設備に係る専用契約を公社又は国際電信電話株式会社（以下「会社」という。）と締結している者は、同日において、当該専用契約に代えて、公社又は会社と改正後の公衆法第五十五条の十第一号の特定通信回線使用契約を締結したものとみなす。

6　昭和四十六年九月一日において現に、公衆法第十二条の二の規定により公社が試行的に提供するデータ通信試行役務（データ通信試行のための契約約款（昭和四十五年日本電信電話公社公示第五十八号）に基づき提供される試行役務をいう。）の提供を受ける契約（以下「試行契約」という。）を公社と締結している者は、同日において、当該試行契約に代えて、公社と改正後の公衆法第五十五条の十九のデータ通信設備使用契約を締結したものとみなす。

7　この法律の施行前（附則第三項の規定により従前の例によるものとされる同項に規定する通話に係る料金及び当該電話取扱局に収容されている加入電話に係る電話使用料については、当該電話取扱局につき同項の規定により公社が指定する日まで）又は附則第一項各号に掲げる改正規定の施行前に支払い、又は支払うべきであつた公衆電気通信役務の料金については、なお従前の例による。

（有線電気通信法の一部改正）

8　有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第七号の二を削り、同条第八号中「公衆電気通信法」の下に「第五十五条の八、第五十五条の二十一又は」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八の二　その設備が公衆電気通信法第五十五条の九に規定するデータ通信回線使用契約に基づき接続したものであるとき。

（電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律の一部改正）

9　電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律（昭和三十五年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「附属機器」を「附属装置等」に改め、同条第一項中「附属機器」及び「機器」を「附属装置等」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（データ通信設備使用契約の申込み等の場合の債券の引受け）

第七条の二　データ通信設備使用契約（公衆電気通信法第五十五条の十九に規定するデータ通信設備使用契約をいう。以下同じ。）の申込み（三十日以内の使用期間を指定してするものを除く。）をした者は、公社がその申込みにつき承諾の通知を発したときは、公社が定める期日までに、同条に規定するデータ通信設備のうち電子計算機の本体以外の機器でそのデータ通信設備使用契約に係るものの設置に通常要する費用の額を基準として、機器の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額を払込額とする債券を引き受けなければならない。ただし、データ通信設備使用契約者がその機器を設置する場合は、この限りでない。

2　第二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3　第五条の規定は、第一項に規定する機器の増設又は種類の変更の請求の場合に準用する。

第九条第一項中「加入者」の下に「、データ通信設備使用契約の申込みをした者、データ通信設備使用契約者」を加え、「前七条」を「第二条から前条まで」に改める。

第十一条中「第八条第三項」を「第七条の二第三項及び第八条第三項」に改め、「第七条第一項」の下に「、第七条の二第一項」を加える。

［横川正市君登壇、拍手］

○横川正市君　ただいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容につきましては、さきに趣旨説明を聴取しておりますので、簡単にその要旨を申し上げます。

改正の第一点は、電報事業の健全化に資するため、電報の料金及び利用制度を改定すること、改正の第二点は、最近における生活圏、経済圏の拡大と情報化社会の進展に即応する通話制度を確立するため、単位料金区域内はすべて三分までごとに七円にする広域時分制を採用するとともに、近距離通話の料金を引き下げるなど、通話料体系を整備すること、改正の第三点は、加入電話の大幅増設の費用の一部に充てるため、設備料を単独電話については五万円に改めること、改正の第四点は、データ通信に対する社会的要請の増大にかんがみ、これに対する制度を創設しようとするもので、民間企業などが日本電信電話公社または国際電信電話株式会社の通信回線を利用する制度を新設するとともに、電電公社または国際電電会社が行なうデータ通信サービスを法定すること等であります。

逓信委員会におきましては、政府並びに電電公社当局に対し、情報基本法の制定、情報の秘密保護に関する法制の整備、データ通信のための公衆通信網開放をめぐる諸問題、現在の物価情勢下における公共料金引き上げの妥当性、広域時分制の可否、加入電話の積滞解消、電報事業の今後の見通しと慶弔電報の存続等について質疑を重ねたほか、参考人の意見を聴取するなど、慎重な審議が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御

承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党の鈴木委員より反対、自由民主党の長田委員より賛成、公明党の塩出委員より反対、民社党の村尾委員より反対の旨の発言があり、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、日本社会党の永岡委員から、情報産業に関する総合的な基本法制の整備など五項目を内容とする四党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、採決いたしました結果、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（安井謙君）　本案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。鈴木強君。

〔鈴木強君登壇、拍手〕

○鈴木強君　私は、日本社会党、公明党及び民社党を代表して、ただいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案に対し、反対討論を行なわんとするものであります。

以下、順次、その理由を申し上げます。

第一は、データ通信回線使用契約制度の新設についてであります。需気通信回線の開放は情報化社会への第一歩を踏み出すものでありまして、政治、経済、社会に与える影響はきわめて大きく、その及ぶところはかり知れないものがあります。したがいまして、情報化を今後進めるに当たりましては、まず、その基本原則たる平和利用と国民生活の向上、民主的な管理運営及び基本的人権とプライバシーの保護の三原則を明確にした情報化に関する基本法を制定し、その上に立って基本的政策を定めるべきであるとするのが、私どものかねてからの主張であります。このことにつきましては、すでに昨年五月の衆参両院においても、情報処理振興事業協会等に関する法律案の採決の際、全会一致をもって附帯決議が付され、政府もその趣旨に沿って善処する旨約束をしているのであります。しかるに、今回もまたこの約束を無視して、基本法の制定を見ないまま、通信回線の開放のみを先行させることは、まことに遺憾なことでありまして、将来に大きな禍根を残すものであることを深く憂うるものであります。特に情報の秘密保護については、今後情報化の進展によって企業や組織等の情報のほかに、国民の個人情報も大量に蓄積されるようになると思われるのでありますが、もしこれが悪用されますれば、基本的人権とプライバシーの侵害という重大な問題を惹起するおそれがあります。しかも、現在、情報の秘密保護については、法律上その対象とされておらず、また、すでに磁気テープの盗難という具体的犯罪事件が発生しておりまして、単に企業機密にとどまらず、個人のプライバシーの保護を含めた対策が望まれているのであります。この問題は、データ通信のための通信回線開放以前に解決しておくべき重要問題であると思うのでありますす。

さらに、改正案によれば、データ通信のための回線開放により民間企業等にも公衆電気通信回線の大幅使用が認められることになり、電報、電話などの一般公衆通信の疎通や機能が阻害されるおそれもあるのでありまして、安易な回線開放はきわめて問題であります。大企業のために、こうした優先的な措置をとることは、公共施設である公衆通信回線網を私するものであり、また、データ通信のため公衆通信回線の利用に関連して、市内通話の三分制が採用されることになりますが、これによって生ずる料金負担の増大も、大企業のために一般電話の加入者を犠牲にするものであると言わざるを得ないのであります。

また、この法律案は、電電公社の行なうデータ通信サービスの提供を本来業務として法的に裏づけようといたしております。しかし、わが国の公衆電気通信業務を専掌する公共企業体たる公社の第一義的責務は、現在なお申し込んでもつかない三百万になんなんとする電話の積滞を、一日も早く一掃することにあると思うのでございます。データ通信業務の実施よりも、積滞電話の解消こそ先決問題であると思うのであります。

また、情報化産業に対する貿易と資本の自由化対策について見ますれば、コンピューターのハードウエアとソフトウエアの両面とも、現在はいまだ自由化されておりませんが、近ごろの新聞にも報道されておりますように、近い将来必ず問題となることは明らかであります。資本的にも技術的にも格段優位に立つ米国の情報産業は、わが国を絶好な市場としてねらっていることは事実だと思います。米国資本にじゅうりんされた西ヨーロッパ諸国の二の舞いを、わが国において再び演ずることは絶対に許されません。したがいまして、この面に対する何らの配慮もなく、ただ通信回線の開放を行なうことは、外国系大型コンピューターやソフトウエアの進出を容易にするものでありまして、わが国情報産業の現在と将来のためにも、とるべき道ではないと信ずるものであります。

このほか、データ通信に関しては、労働者に対する大きな影響や情報化のもたらす人間疎外の問題、情報の独占的管理の強化など種々の問題が伴なってくるのでありまして、私どもは、データ通信の健全な発展をいささかも否定するものではありませんが、政府がこれらの問題に対する回答を見出せないまま、財界の圧力に屈して公衆電気通信回線を開放して、データ通信を民間社会にも行なわせようとすることに対しては、反対せざるを得ないのであります。

第二は、電話料金体系について広域時分制を採用する問題であります。提案によりますと、全国五百六十二の単位料金区域を最低通話料金区域として、通話料を三分七円にしようとするものでありまして、まさに重大な改悪というべきであります。この方法は、従来の市内・市外の料金格差を縮めて、負担の均衡をはかろうとする意味におい

ては、一歩前進であることは認めるものでありますが、現在の単位料金区域そのものが、必ずしも合理的であるとは言えないばかりか、隣接区域内通話との料金格差も大幅なものがあります。したがって、私どもがかねてから提唱しているいわゆるグループ料金制とはきわめてほど遠いものとなっております。また従来、通話時間に制限のない市内電話の度数制を一挙に三分単位の時分制に変更することは、通話料の実質的値上げになるのであって、国民大衆は全く納得しかねるのであります。このことは、大企業に奉仕するデータ通信のための通信回線の開放によって、そのしわ寄せが一般国民に押しつけられるものであります。のみならず、広域時分制の採用によって、大半の単位料金区域においては電話基本料の引き上げを伴うこととなるのでありますが、単位料金区域の規模、特に一加入回線に七つも八つも加入者が接続されている地域集団電話の多い区域等においては、この基本料が一挙に二段階も引き上げられることとなるのでありまして、たいへん不合理になるのでございます。

第三は、設備料の値上げについてであります が、御承知のとおり、設備料は昭和四十三年に単独電話の場合一万円から三万円に引き上げられたばかりであり、今回はこれをさらに五万円に引き上げようとするのでありまして、わずか三年間に一万円から五万円にという大幅な値上げが行なわれることになるのであります。政府は、この設備料値上げについて、加入電話の増設のため必要な措置であると説明しているのでありますが、特に公社の都合により、二年も三年も、長きは五年も待たされた電話申し込み者は、設備料の一方的引き上げを押しつけられることになり、大きな損害をこうむるのでございます。政府は電話架設のためには、思い切って財政投融資資金等を増額投入する等、公社の建設資金調達に最大限の協力をすべきでありまして、今回のような安易な申し込み者への加重負担となる設備料の値上げは避けるべきものと思うのであります。

第四に、電報事業の近代化とこれに関連する問題についてであります。政府と公社は電報料金値上げの理由として、昭和二十八年以来、料金が据え置かれたため、あらゆる経営合理化の努力にもかかわらず、電報の収支率は実に七二〇％と最悪の状態になっており、また、過去の累積赤字は約四千百億円にも達していることをあげております。これは電報事業の公共性が強く主張されて、採算性が無視された結果生じたことには間違いがありません。電報事業といえども、原価主義による独立採算を経営の基本原則とすべきことは言うまでもないところであります。にもかかわらず、長期間にわたり、電報の赤字は電話収入で補てんするという安易な態度に終始して、その基本となっている公共性と採算性について真剣な対策がなされなかったため今日の状態を招来し、一挙に大幅値上げを実施せざるを得なくなったと思うのであります。

最後に、以上の電話料、設備料、電報料金等の一連の値上げについて総括いたしますと、これらはいずれも利用者に多額の負担を強いるものであり、これら公共料金の値上げは、最近における異常な消費者物価の上昇にさらに拍車をかけることは明らかでありますので、今回の改正は絶対に避くべきものであったと思うのであります。さきに郵便料金の値上げが行なわれ、いままた電報電話料金の引き上げが行なわれるのでありますが、このような政府主導型の物価上昇施策に対して、私どもは一億国民とともに強く反対するものでございます。

以上をもって討論を終わります。（拍手）

○副議長（安井謙君）　これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（安井謙君）　過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十七分散会

出席者は左のとおり。

議長	重宗　雄三君	矢野　登君	渡辺一太郎君
副議長	安井　謙君	増田　盛君	長屋　茂君
議員		永野　鎮雄君	中山　太郎君
峯山　昭範君	喜屋武眞榮君	西村　尚治君	八田　一朗君
山田　勇君	青島　幸男君	山崎　竜男君	佐藤　隆君
塩出　啓典君	藤原　房雄君	高橋文五郎君	船田　譲君
市川　房枝君	三木　忠雄君	大竹平八郎君	大谷藤之助君
内田　善利君	鬼丸　勝之君	柴田　栄君	堀本　宜実君
阿部　憲一君	松下　正寿君	植木　光教君	栗原　祐幸君
小林　章君	上林繁次郎君	青柳　秀夫君	小枝　一雄君
田渕　哲也君	片山　武夫君	徳永　正利君	山下　春江君
沢田　実君	渋谷　邦彦君	平島　敏夫君	森　八三一君
鈴木　一弘君	向井　長年君	新谷寅三郎君	井野　碩哉君
高山　恒雄君	梶原　茂嘉君	上原　正吉君	古池　信三君
二宮　文造君	白木義一郎君	杉原　荒太君	藤田　正明君
村尾　重雄君	小山邦太郎君	黒木　利克君	土屋　義彦君
植竹　春彦君	山本敬三郎君	若林　正武君	玉置　猛夫君
初村滝一郎君	星野　重次君	大松　博文君	鈴木　省吾君

小林　国司君	高田　浩運君	二木　謙吾君	熊谷太三郎君
安田　隆明君	中津井　真君	川上　為治君	園田　清充君
山本茂一郎君	山崎　五郎君	小野　明君	森　勝治君
林田悠紀夫君	中村喜四郎君	鈴木　力君	中村　波男君
河口　陽一君	長谷川　仁君	山本　杉君	米田　正文君
源田　実君	丸茂　重貞君	木島　義夫君	林　虎雄君
木村　睦男君	田中　茂穂君	西村　関一君	塚田十一郎君
江藤　智君	白井　勇君	鈴木　強君	占部　秀男君
山本　利壽君	八木　一郎君	森　元治郎君	瀬谷　英行君
田口長治郎君	三木與吉郎君	斎藤　昇君	塩見　俊二君
平井　太郎君	吉武　恵市君	廣瀬　久忠君	加瀬　完君
松平　勇雄君	那　祐一君	大和　与一君	阿具根　登君
重政　庸徳君	高橋　衛君	須藤　五郎君	渡辺　武君
迫水　久常君	久次米健太郎君	小笠原貞子君	春日　正一君
亀井　善彰君	上田　哲君	河田　賢治君	岩間　正男君
和田　静夫君	松本　英一君	達田　龍彦君	前川　旦君
石原慎太郎君	上田　稔君	戸田　菊雄君	川村　清一君
長田　裕二君	安永　英雄君	大橋　和孝君	松井　誠君
竹田　四郎君	杉原　一雄君	吉田忠三郎君	松本　賢一君
		千葉千代世君	武内　五郎君
		小柳　勇君	北村　暢君
		横川　正市君	矢山　有作君

久保　等君　永岡　光治君
亀田　得治君　松澤　兼人君
小林　武君　大矢　正君
足鹿　覺君　成瀬　幡治君
田中　一君　藤原　道子君
加藤シヅエ君　羽生　三七君

国務大臣

内閣総理大臣　佐藤　榮作君
外務大臣　愛知　揆一君
大蔵大臣　福田　赳夫君
農林大臣　倉石　忠雄君
運輸大臣　橋本登美三郎君
郵政大臣　井出一太郎君
労働大臣　野原　正勝君
建設大臣　根本龍太郎君
自治大臣
文部大臣臨時代理　秋田　大助君
国務大臣　荒木萬壽夫君
国務大臣　佐藤　一郎君

政府委員

人事院総裁　佐藤　達夫君
人事院事務総局職員局長　島　四男雄君

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

定価　一部四十円（配送料共）

発行所　東京都港区赤坂葵町二番地　郵便番号一〇七　大蔵省印刷局　電話　東京　五八二　四四一一（大代）